

令和元年第5回定例会

湯前町議会会議録

開会 令和元年6月10日

閉会 令和元年6月14日

熊本県球磨郡湯前町

令和元年第5回定例会

会 期 令和元年 6月10日 (月) から 5日間
令和元年 6月14日 (金) まで

会 期 日 程 表

月	日	曜	区分	時 刻	日 程
6	10	月	本会議	午前10時	開会宣言、会期の決定、諸般の報告、行政報告、所信表明、一般質問
	11	火	本会議	午前10時	議案審議、全員協議会
	12	水	休 会	午後2時	厚生文教常任委員会
	13	木	休 会	午前10時 午後2時	総務常任委員会 経済建設常任委員会
	14	金	本会議	午前10時	一般質問 (所信表明) 、議案審議

第 1 号

6 月 1 0 日 (月)

令和元年第5回湯前町議会定例会

[第1号]

令和元年6月10日
午前10時00分開議
湯前町議会議場

1. 議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	諸般の報告
日程第4	行政報告
日程第5	所信表明
日程第6	一般質問

2. 応招議員

1番 遠坂道太	2番 椎葉弘樹
3番 森山宏	4番 黒木龍次
5番 味岡恭	6番 金子光喜
7番 高橋一雄	8番 黒木喜巳男
9番 山下力	10番 倉本豊

3. 不応招議員

なし

4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

なし

6. 職務のため会議に出席した者

議会事務局長 西村洋一 議会事務局主事 勘米良康隆

7. 説明のために出席した者

町	長	長	谷	和	人	総	務	課	長	高	橋	誠
会	計	管	理	者		税	務	町	民	課	長	真
教	育	課	長			保	健	福	祉	課	長	由
建	設	水	道	課	長	企	画	観	光	課	長	一
農	林	振	興	課	長	農	業	委	員	会	事	務
												局
												長
												二

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） ただいまから令和元年第5回湯前町議会定例会を開会します。
これから、お手元に配付の議事日程表に従い、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（倉本 豊君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、森山議員、黒木龍次議員を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（倉本 豊君） 日程第2、「会期の決定」を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月14日までの5日間をしたいと思えます。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月14日までの5日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（倉本 豊君） 次に日程第3、「諸般の報告」を行います。

3月17日から18日にかけて、関東ふるさと会が開催されましたので、遠坂議員に出席いただきました。

3月22日、人吉市において、球磨郡町村定例議長会が開催されましたので、出席しました。

同日、多良木町において、たばこ耕作者大会が開催されましたので、味岡副議長に出席いただきました。

3月28日、西米良村において、西米良村役場新庁舎落成式が開催されましたので、出席しました。

3月29日、湯楽里において、認定農業者との懇談会が開催されましたので、経済建設常任委員と共に出席しました。会議では、町の農業施策のあり方等について、意見交換を行いました。

4月1日、役場洋会議室において、町職員の辞令交付式が開催されましたので、出席しました。

同日、保健センターにおいて、小・中学校教職員の辞令交付式が開催されましたので、椎葉厚生文教常任委員長に出席いただきました。

4月4日、西米良村において、宮崎県西都市・西米良村・熊本県湯前町の議会で構成されております三市町村議会国道整備促進合同協議会委員長会が開催されましたので、遠坂経済建設常任委員長と共に出席しました。平成30年度の監査と、平成31年度の事業計画等について、協議を行いました。

4月5日、魚八において、体育協会総会が開催されましたので、椎葉厚生文教常任委員長に出席いただきました。

4月9日、人吉市において、球磨地域振興局幹部職員との懇談会が開催されましたので、出席しました。懇談会では、人吉球磨地域の広域的な課題について、意見交換を行いました。

4月11日、人吉市において、球磨郡町村定例議長会が開催されましたので、出席しました。協議内容は、平成31年度郡議長会事業の内容検討でありました。

4月14日、グリーンパレスグラウンドー帯において、消防団入退団式及びポンプ操法大会が開催されましたので、出席しました。

4月20日、里宮神社において、農産物豊穰祈願祭が開催されましたので、出席しました。

5月12日、魚八において、自衛隊湯前家族会総会が開催されましたので、味岡副議長に出席いただきました。

5月15日、人吉市において、球磨郡町村定例議長会が開催されましたので、出席しました。会議では、役員の変更が行われ、会長に相良村吉松議長、副会長にあさぎり町徳永議長、五木村岡本議長、監事に球磨村の多武議長、そして私、倉本が選任されました。

同日、魚八において、商工会青年部総会が開催されましたので、味岡副議長に出席いただきました。

5月16日、三市町村議会国道整備促進合同協議会による国道219号湯前・西都間の現地調査が行われましたので、経済建設常任委員と共に出席しました。調査箇所は、西都市尾八重の落石災害箇所、西都市岩下工区、西米良村小春工区、湯前町上里工区でありました。

5月18日、グリーンパレスー帯において、第3期J Tの森ゆのまえ森林保全活動が開催されましたので、味岡副議長、遠坂経済建設常任委員長に出席いただきました。

5月20日、湯前町商工会総会が開催されましたので、総務常任委員と共に出席しました。

5月21日、あさぎり町において、上球磨正副議長会定期総会が開催されましたので、味岡副議長と共に出席しました。会議では役員改選が行われ、会長にあさぎり町徳永議長、副会長に多良木町高橋議長、監事に水上村那須議長と、私、倉本が選任されました。

同日、西都市において、国道219号整備改良促進期成同盟会総会が開催されましたので、遠坂経済建設常任委員長に出席いただきました。

5月24日、味工房さがらにおいて、湯前町観光物産協会の定期総会が開催されたので、森山総務常任委員長に出席いただきました。

5月25日、水上村において、上球磨森林組合通常総会が開催されたので、経済建設常任委員と共に出席しました。

5月27日、農村環境改善センターにおいて、青少年育成町民会議総会が開催されたので、出席しました。

同日、湯楽里において、湯前木材事業協同組合通常総会が開催されたので、出席しました。

5月28日、東京都において、全国町村議会議長・副議長研修会が開催されたので、味岡副議長と共に出席しました。

翌29日、県関係国会議員への要望が行われ、球磨郡からは「球磨川における抜本的な治水対策の促進について」、「球磨地域幹線道路網の整備について」の2点を要望しました。

同日、延岡市において、九州治水期成同盟会第62回定期総会が開催されたので、遠坂経済建設常任委員長に出席いただきました。

5月30日、湯楽里において、湯前町農業公社の総会が開催されたので、出席しました。

5月31日、遺族会館において、戦没者慰霊祭が開催されたので、出席しました。

6月4日、熊本市において、県町村議会議長研修会と臨時総会が開催されたので、出席いたしました。研修会の講師は、長野県飯綱町議会、前議長寺島涉氏で、演題は「住民自治の根幹としての議会力・議員力の発揮へ」でございました。内容は、議会改革への取組方について、議員定数や議員報酬等をはじめ、議会サポーター制度や反問権の導入など、先進的に取り組んでこられた事例を元に、説明されました。

また、臨時総会では、会長と副会長の選挙が行われ、会長に益城町の稲田議長、副会長に美里町の吉田議長、大津町の桐原議長が就任されました。

臨時総会終了後に、球磨郡町村定例議長会が開催されました。グラウンドゴルフ大会について協議が行われ、本年度は10月18日金曜日に、本町で開催されることに決定しました。

6月6日、駅前会館において、郡民体育祭結団式が開催されましたので、椎葉厚生文教常任委員長に出席いただきました。

6月8日から9日にかけて、大阪市において、関西ふるさと会が開催されましたので、椎葉議員に出席いただきました。

湯前町監査委員会から3月、4月、5月の「例月現金出納検査結果報告書」が、お手元に配付のとおり議長あてに提出されています。併せて議長室にございますので、そちらをご覧ください。

緊急議員派遣の報告書は、先の定例会で議決した議員派遣の報告書と併せて、議長室にございますので、そちらをご覧ください。

本定例会の説明員は、町長、執行機関代表及び委任された説明員として課長職並びに各課担当職員が通知されております。

これで、議長の報告を終わります。

○議長（倉本 豊君） 続いて、一部事務組合議会の報告を行います。

人吉球磨広域行政組合議会の報告を求めます。

○2番（椎葉弘樹君） 皆様おはようございます。2番議員の椎葉です。人吉球磨広域行政組合議会の報告を行います。

初めに、平成31年第1回定例会は、2月28日から3月27日の会期で人吉球磨クリーンプラザにおいて開かれました。この定例会報告は議会だより5月号でお伝えしていますが、会期の関係で議場報告はまだ行っておりませんので、簡潔に報告します。

議案説明の中で、人吉球磨管内の財政状況が示されました。代表理事からの行政報告では、10市町村の内、6市町村の実質単年度収支がマイナスで、財政の硬直化が進んでいる、少子高齢化、人口減少、地域経済の活性化などの課題に対して、財源や、マンパワー不足も生じており、構成市町村と本組合における事業や施策の見直し、統廃合を進める時期に来ているとのことでした。

本組合が管理運営する施設の老朽化施設や、機械設備の更新も課題です。第3次人吉球磨ふるさと市町村圏計画で、令和2年度以降の市町村負担金が示されました。本町負担金は、令和元年度が6,267万7,000円、令和2年度が7,994万円、約1,700万円増える計画です。議案審議では、一般会計や福寿荘の当初予算、条例改正など、7議案を全会一致で可決しました。

次に、4月の統一地方選挙後初めてとなる第2回臨時会が、5月30日に人吉球磨クリーンプラザにおいて開かれました。議長が決まる間、本町の黒木喜巳男議員が臨時議長を

務めました。

広域行政組合は全30議席のうち、13議席が新たに入れ替わりました。議長は選考委員の指名推薦により、あさぎり町議会の豊永喜一議員、副議長に人吉市議会の豊永定男議員が選ばれました。

また、議会運営委員長には相良村議会の中村重道議員、監査委員には本町議会の椎葉弘樹議員がそれぞれ選ばれました。

また、議案審議では3月15日の錦町議会自主開催に伴う専決処分2件を承認、一般会計など3議案を全会一致で可決、監査委員の選任を同意しました。

一般会計補正予算における公立病院検診車胸部X線撮影システム更新負担金は、検診車貸付け収入と検診車基金取崩しにより、広域行政組合が702万円を負担します。

福寿荘特別会計の繰越明許では、耐震補強工事関連1,099万5,000円を本年度予算に繰越しています。

以上で、人吉球磨広域行政組合議会の報告を終わります。

○議長（倉本 豊君） 次に、上球磨消防組合議会の報告を求めます。

○6番（金子光喜君） おはようございます。6番議員の金子です。上球磨消防組合議会の報告をいたします。

令和元年第1回上球磨消防組合議会定例会は、6月4日午後1時30分より、上球磨消防署会議室において開催されました。開会に先立ち、組合長の吉瀬多良木町長より挨拶があり、また、多良木、水上両町村の改選後初の議会ということで、議員、執行部それぞれの挨拶がありました。

その後、議席の指定、会議録署名議員及び会期を1日とすることを決定、空席となっていた副議長に多良木町選出の宇佐議員を全会一致で決定し、同じく空席の庁舎建設特別委員会委員の補充と委員長選任を行い、委員長にあさぎり町選出の橋本議員、副委員長に水上村選出の米本議員を選任いたしました。

審議内容は報告第1号、平成30年度上球磨消防組合一般会計継続費繰越計算書の報告、議案第4号、備品購入契約の締結、議案第5号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更については、いずれも原案のとおり可決いたしました。

閉会后、第12回目の上球磨消防組合消防庁舎建設調査特別委員会を開催され、現状の報告と今後の見通し等について説明がありました。その後、現場の視察を行い、現場責任者より内装工事等の状況の説明を受けました。その後、閉会しました。

以上で、上球磨消防組合議会の報告を終わります。

○議長（倉本 豊君） これで諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 行政報告

○議長（倉本 豊君） 日程第4、「行政報告」、町長の行政報告を求めます。

○町長（長谷和人君） 皆さんおはようございます。令和元年第5回湯前町議会定例会にあたりまして、行政報告を行います。行政報告の内容につきましては、配付をしておるとおりでございますが、主なものにつきましてご説明いたします。

平成31年3月4日、球磨郡公立多良木病院企業団議会定例会が多良木町で開会されましたので、出席いたしました。

3月10日、湯前中学校卒業証書授与式が体育館で行われましたので、出席いたしました。今年の卒業生は、男子18名、女子20名、計38名でした。

3月17日、関東地区湯前ふるさと会が東京都で開催されましたので、出席いたしました。会員の出席は36名でした。

3月20日、湯前小学校卒業証書授与式が体育館で行われましたので、出席いたしました。今年の卒業生は、男子13名、女子16名、計29名でした。

同日、湯前町社会福祉協議会理事会が福祉センター湯愛で行われましたので、出席いたしました。

3月26日、人吉球磨地域観光推進協議会理事会が錦町で行われましたので、出席いたしました。

同日、湯前町農業公社理事会が行われましたので、出席いたしました。

3月27日、人吉球磨広域行政組合議会定例会が人吉市で行われましたので、出席いたしました。また、同組合定例理事会が人吉市で行われましたので、出席いたしました。内容は、4月の人事異動について、規則等の一部改正について、専決処分について、特別養護老人ホーム福寿荘における移譲法人の公募について、その他でした。

4月1日、職員の辞令交付式を洋会議室で行いましたので、出席いたしました。

同日、教職員異動に伴う辞令交付式が保健センターで行われましたので、出席いたしました。

また、社会福祉協議会職員の辞令交付式を福祉センター湯愛で行いましたので、出席いたしました。

同日、課長会を行いましたので、出席いたしました。

4月9日、湯前小学校入学式が体育館で行われましたので、出席いたしました。今年の新入生は、男子18名、女子13名の計31名でした。

同日、湯前中学校入学式が中学校体育館で行われましたので、出席いたしました。新入生は、男子13名、女子15名の計28名でした。

同日、球磨郡定例町村長会が人吉市で行われましたので、出席いたしました。内容は、球磨川の河川整備と道路をめぐる最近の動きについて、ふるさとレガシーギフト遺贈寄附信託について、各種行事について、その他でした。

同日、球磨地域振興局幹部との懇談会が人吉市で行われましたので、出席いたしました。

4月12日、人吉球磨広域行政組合定例理事会が人吉市で行われましたので、出席いたしました。内容は、出納員等の任命について、随意契約について、定例理事会及び議会臨時会について、その他でした。

4月14日、消防団辞令交付式並びにポンプ操法大会がB & G海洋センター体育館と駐車場で行われましたので、出席いたしました。当日は、土屋団長ほか127名が集合し、今年度は退団者15名、入団者2名に対し、辞令交付を行いました。また、ポンプ操法大会が開催され、小型ポンプの部で、優勝が第4分団3部（馬場）、2位が第3分団3部（野中田）、3位が第4分団1部（上村）でした。また、自動車ポンプの部の優勝は、第2分団1部（上下染田）でした。

4月26日、湯前町社会福祉協議会評議員会が福祉センター湯愛で行われましたので、出席いたしました。

同日、町長退任式を洋会議室で執り行いました。

4月28日、第14回ゆのまえ潮おっばい祭がグリーンパレス芝生広場で開催されましたので、出席いたしました。

同日、里宮神社奉納奥球磨湯前四半的弓道大会が海洋センター体育館で開催されましたので、出席いたしました。

令和元年5月9日、人吉球磨広域行政組合定例理事会が人吉市で行われましたので、出席いたしました。

同日、九州地区道路利用者会議総会が大分市で行われましたので、建設水道課長を代理出席させました。

5月10日、課長会を行いましたので、出席いたしました。

同日、春の全国交通安全運動合同推進大会があさぎり町で開催されましたので、出席いたしました。

同日、湯前町農業委員会総会が洋会議室で行われましたので、出席いたしました。

同日、湯楽里株式会社の臨時総会が行われ、その後に取締役会が行われましたので、出席いたしました。

同日、湯前町中山間地域営農推進協議会総会が湯楽里で行われましたので、出席いたしました。

5月14日、上球磨消防組合正副組合長会が多良木町で行われましたので、出席いたしました。

同日、奥球磨みらいのもり創造協議会総会が応接室で行われましたので、出席いたしました。

同日、球磨郡定例町村長会が人吉市で行われましたので、出席いたしました。

5月16日、三市町村議会国道整備促進合同協議会による国道219号現地調査が行われましたので、出席いたしました。

同日、湯前町商工会女性部総会が魚八で行われましたので、出席いたしました。

同日、道路整備促進期成同盟会全国協議会定期総会並びに命と暮らしを守る道づくり全国大会が東京都で開催されましたので、総務課長を代理出席させました。

5月18日、第3期JTの森ゆのまえ第1回森林保全活動を、日本たばこ産業株式会社小倉執行役員及び九州支社の池崎支社長をお迎えし、グリーンパレス一帯で開催いたしました。JT社員やその家族など約180名と、関係者を含め総勢281名が参加し、小倉執行役員に御挨拶をいただき、また、緑の少年団の生徒たちも参加し、上球磨森林組合、町職員の協力の下、雨の中で下刈り等の森林保全活動のほか、海洋センター体育館での丸太切り競争、木工教室を行い、オプション活動では、木製分煙パーテーション組立て体験、スタンドアップパドルボード体験等を実施いたしました。

5月21日、国道219号線整備改良促進協議会総会が西都市で行われましたので、出席いたしました。

同日、湯前町農業公社理事会を開催いたしましたので、出席いたしました。

5月23日、湯楽里株式会社の職員辞令交付式並びに社長訓示を行いましたので、出席いたしました。

同日、海洋センタープール改修に伴うB&G財団修繕助成決定書授与式を応接室で執り行いましたので、出席いたしました。また、南九州ブロックB&G海洋センター連絡協議会総会が日南市で行われましたので、出席いたしました。

5月30日、人吉球磨広域行政組合議会臨時会が人吉市で開会されましたので、出席いたしました。

同日、人吉球磨管内主軸事業説明会が人吉市で行われましたので、出席いたしました。

また、湯前町農業公社の総会を湯楽里で行いましたので、出席いたしました。

6月4日、課長会を行いましたので、出席いたしました。

同日、球磨郡定例町村長会が行われましたので、出席いたしました。主な議題は、球磨川の河川整備と道路をめぐる最近の動きについて、球磨郡介護認定審査会及び球磨郡障害認定審査会の移譲について、その他でした。

同日、上球磨消防組合議会臨時会が開会されましたので、出席いたしました。

以上で、行政報告を終わります。

-----○-----

日程第5 所信表明

○議長（倉本 豊君） 日程第5、「所信表明」、ここで町長より所信表明があります。これを許します。

○町長（長谷和人君） 改めまして、おはようございます。本日ここに、町長就任後、初めての定例会となる令和元年第5回湯前町議会定例会が開会されるにあたり、町政に対する所信の一端を申し上げ、町民の皆様並びに議員の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

それでは所信を述べさせていただきます。私は、町長選挙に初めてチャレンジさせていただき、無投票で町民の皆様のご支持をいただき、今回、町政をお預かりさせていただくことになりました。誠に身に余る光栄であるとともに、課せられた使命と責任の重大さを痛感し、身の引き締まる思いでございます。初心を忘れることなく、これまでの町職員、そして副町長として奉職した行政経験を生かし、新たな気持ち、新たな力、そして新たな知恵を注ぎ、全力を傾注する覚悟でございます。何卒、温かいご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

そこで、湯前町民であることに誇りを持ち、豊かで、明るく、住みよい町にするために町民憲章が定められております。

私は、この憲章を基本姿勢と将来像として尊重し、「健康で、心豊かであること」、「平和・勤勉・明朗であること」、「自然を、人を、郷土を愛すること」、そして「活力があり、未来を創造すること」、最後に「先人に学び、文化を継承すること」とし、その上に立ってキャッチフレーズを「心豊かで、活力があり、未来を創造するまちづくり」を掲げ、各政策方針に基づき施策を実行していくところでございます。

また、この1期4年を「修復の時」と捉えることとしております。その意味として、まず、経年劣化対策、または耐震対策が必要な公共施設等の長寿命化を図り、防災・減災の強化対策とする意味の「修復」、そして、同様に執行機関の長と議事機関である議会議員は、それぞれ住民が直接選挙で選出する二代表制が採られており、執行機関と議会は独立・対等の関係に立ち、相互に緊張関係を保ちながら協力して自治体運営にあたる責任を有しています。

このことから、議会の皆様方と相互の緊張関係を保ちつつ、これまで以上に施策の構築をめぐって連携強化をお願いし、町政の推進をお願いする意味を込めているところでございます。何卒、ご理解とご支援をお願いいたします。

また、町民の皆様の幸せを実現することが、行政の最大の使命です。私は、これからの4年間、町民の皆様の期待に応えるべく、着実に施策の実行を図ってまいりますので、議

会の皆様には、しっかりと事業の説明、報告をさせていただき、また、議事機関である議会からのご提案、ご意見を参考にし、町政発展のため議会と力を合わせて頑張っていく所存でございます。

本町が置かれた厳しい財政状況の中での地域づくり、将来へのまちづくりのビジョン、協働のまちづくりの対策の一つとして、行政区ごとに要望を取りまとめ、そして、課題・問題の整理を行い、その検討した結果をまとめた報告書を基に、各行政区の区長の皆様と協議を行い、ハード・ソフト対策を取りまとめさせて頂くこととし、総合計画に反映させるなどの対応を講じていく所存です。このことが、住民の皆様と共感を持つことになり、その結果を基にビジョンの再構築を行うことが、町の具体的手法のまちづくりを行う一つ的手段と考えております。この結果については、しっかりと議会議員の皆様とも協議を行わせていただきながら、各施策につなげていきたいと考えております。

また、未来を切り開くための施策づくりに役立てるため、私も「現場第一主義」を引き続き掲げ、町民の皆様と会話を通して政策へのアドバイスを頂くとともに、職員とも外業・内業を通じて業務内容を協議しながら政策を展開していく所存です。

本町をはじめ、中山間地域に位置する小規模自治体を取り巻く環境は、より一層厳しさを増しており、地方分権の流れの中であって、自立した地方行政の運営が強く求められているものと考えます。それでは、5つの柱を掲げ、その方向性を申し上げたいと思います。

まず、「未来を託す子どもたちが輝くまちづくり」についてです。

「国家百年の計は教育にあり」と言われるように、国や自治体、組織の持続的な発展は、人づくりや人材の育成など、教育に負うところが大きく、本町を発展させていくための重要な施策の一つが「人づくり」すなわち「教育」であると考えております。先人たちから受け継がれてきた文化が、子どもたちによって継承されていくこと、そして住民一人一人が生涯にわたって学び続けることが、後々、本町の将来の発展と文化を守ることになっていくのではないかと考えております。そういったところからも、学校教育の充実に努め、引き続き、地域と学校をつなぐ施策を実施してまいります。

また、教育の振興として、未来を担う子どもたちに充実した教育活動が展開できるような教育環境づくりに努めることとします。

学校教育では、新しい学習指導要領が令和2年度から小学校を皮切りに随時スタートします。学校で学んだことが、明日、そして将来につながるように子どもの学びが進化していきます。スケジュールに従って着実に学習が可能となるように、教育内容や時間の適切な配分、必要な物的、人的体制の確保など、教育委員会と十分に協議しながら推し進めていくこととします。

また、子育て支援として、子育て世代の経済的負担の軽減を図るため、子ども医療費助成の対象年齢の拡大、出生祝い金の創設、小学校、中学校の給食費の一部軽減など、各施策に取り組むこととしております。

次に「安全・安心に暮らすことができるまちづくり」です。

国民生活や社会経済活動の基盤であるインフラは、時代とともに変化する社会の要請を踏まえ、必要な機能を確実に発揮し続けることが大前提であります。インフラの整備なくして、安全・安心な地域社会の構築はあり得ないということは言うまでもありません。このため、昨今の人口減少社会においても、地域活力を維持し、暮らしやすさを実感できるよう、地域の実情に応じたインフラ施策に取り組んでまいります。

まず、道路施策につきましては、真に望まれる生活道路の改良舗装、通学時における交通安全施設の整備を進めます。また、道路構造物の老朽化への対応につきましては、経年劣化や疲労等に伴う損傷が、利用者や第三者の被害につながるものがないよう、修繕や更新を着実に進め、インフラの施設機能の維持と適正化を図ってまいります。併せて、公共施設の長寿命化対策を行ってまいります。

住宅施策につきましても、公営住宅等長寿命化計画を基本に、現有の公営、町営住宅の長寿命化、又は建て替えの必要性について検討することとしております。そして、個人所有の老朽木造住宅の耐震対策に関する普及啓発に取り組むとともに、耐震診断等の実施を促進するため、引き続き支援してまいります。

空き家等の対策につきましては、対象物件の所有者に対して、適正管理の啓発と指導を行ってまいります。

上下水道につきましては、老朽化施設の更新、維持管理に努め、また接続率の向上に努めてまいります。そして、経営状況の適切な把握による事業運営を行い、継続的に適正な維持管理により、安心して暮らしやすさを実感できるよう取り組んでまいります。

町民の皆様が安心・安全な生活を送るためには、一人一人に寄り添う社会保障政策の充実した推進が必要不可欠だと思います。安心して安全な町を創造するためには、全ての町民の皆様にご協力をいただかなければなりません。正に、お互いを思いやることのできる町民力が必要とされています。

まず、高齢者のいる世帯は年々増加の推移を見ており、特に高齢者の独居世帯が増加していることは、今まで以上に見守りや介護を要する高齢者が増えると予想されます。高齢者が抱える多様な課題やニーズに対応していくためには、高齢者の健康づくりや生きがいづくりなど、お互いに支えあう自助・共助・公助の考え方に立った、地域全体で支え合う仕組みづくりが重要だと考えます。

また、高齢者の方々が元気で働いていただくことが健康を維持でき、心身の状態が安定し、また、「シニアの社会参加促進」と連携した取組で、高齢者の就業支援など、社会参

加の促進を図ることで多くの高齢者が健康で、仕事や地域の中の活動などで役割を担いつつ、活躍できる取組の充実を図っていくことを目指します。高齢者の皆様が元気で安心して暮らし続けられるよう、医療・介護・予防を連携し、創意工夫により柔軟なサービスを提供できるよう検討してまいります。そして、高齢者をはじめとする交通手段を持たない皆様の買い物支援についても検討してまいります。

また、地域の実情に応じた暮らしの課題解決に素早く対応するため、行政区ごとに職員を配置したいと考えています。このことが行政区の自主的な地域づくりの発展に寄与するとともに、職員自身の使命と責任を深く受け止め、積極的に地域に出向いていくことにより、役場と町民の皆様の距離が近くなったと感じていただけるよう努めてまいります。

公立多良木病院は、地域における基幹的な公的医療機関として、地域医療の確保のため、重要な役割を果たしてきました。しかし、その経営は、へき地医療、不採算医療の提供、医師不足などにより、極めて厳しい状況にあります。また、今後見込まれる人口減少や少子高齢化が急速に進む中で、医療需要は大きく変化することが推測されています。このようなことから、公立多良木病院の役割の明確化、経営の効率化、良質な医療確保と、この地域の医療確保のためには、待ったなしの対応策を講じる必要があり、一つに中長期的に将来を見据えた体制づくりが必要であることから、医療体制の充実と医師の確保を図るため、構成町村長と十分な協議を重ね、地域医療の確保に向けた取組を行っていくところです。

災害への備えとして、一つに地震災害が危惧されます。今後も、自主防災組織など地域住民と連携を図りながら、減災・防災の思想の普及を図り、住民の生命・財産を守っていくことが重要です。

また、消防団員の確保については、若年者の減少による新規団員の確保が難しい中、団員の就労形態の変化に伴い、昼間の災害への対応のため、消防団OBを活用する機能別団員を導入されておりますが、引き続き団員確保対策が重要な課題となっております。消防団員及び自主防災組織の教育、訓練を進め、上球磨消防署との連携強化を図りながら、地域住民と一体となって、自助・共助・公助の確立に努めてまいります。

次に「基幹産業である農林商工業等の持続的な発展」についてです。

農業・農村は、食料の生産、国土の保全、水源の涵養、景観の形成、文化の伝承などの多面的な機能を有しており、私たちの暮らしに多くの恵みをもたらしております。一方で、農業従事者の高齢化や担い手不足、米政策の転換、TPPイレブンなど、農業・農村を取り巻く内外の環境は依然として厳しいものがあります。

本町の農業は、中核担い手農家を中心に水稻を基幹作物として施設園芸、畜産、葉たばこなどを組み合わせた複合経営で営まれています。しかし、近年の農産物は販売価格の低迷、資材価格の高騰による農業所得の減少は、農家の兼業化転換に拍車をかけ、更には後

継者不足と農業者の高齢化を進ませることになり、その結果として生じる遊休農地や耕作放棄地の増加が、農業の置かれた環境の厳しさを示しています。安定し発展する農業を確立するため、生産基盤の整備や、後継者の育成、営農組織の育成を図りながら、また個性や創意工夫のある営農形態の育成や新しい農業経営を推進するとともに、農地の持つ多面的機能を維持するため、農地の保全と有効活用を推進することとします。

また、世界人口が増加する中で、長期的には農地や食料が不足しかねないという見通しの中で、農地は地域にとって財を生む生産基盤であることを踏まえ、農地を農地として維持し、後世に伝えていくこととし、また、付加価値を付けた商品化の支援などを含む幅広い農業振興策を検討してまいります。

生産基盤の整備につきましては、担い手への農地の集積・集約化を進めるとともに、老朽化対策が完了していない地域を中心に、農業用排水路の改修と排水不良等による水田の基盤整備等を推進したいと考えております。農地の保全、有効利用を推進するとともに、農業を「稼げる」職業にするために、既存の町独自の支援制度の拡充となる施策を検討し、生産性の向上を図ってまいります。

また、中山間地域等直接支払交付金事業、多面的機能支払交付金事業、湯前版中山間地域直接支払交付金事業等の制度を継続し、地域住民が一体となって、景観形成、農村環境に配慮した農地の保全管理に取り組み、そして耕作放棄の防止に努め、農地の有効利用を図ってまいります。また、有害鳥獣対策も引き続き実施してまいります。

担い手の確保については、農業後継者の確保と育成、そして営農組織を育成するために、更に町独自の補助事業の制度を拡充し、関係機関と連携して、技術、知識に関する研修や自主的な活動に対する支援を行い、中核担い手農家を育成し、そして既存の農業者及びその後継者にとどまらず、新規参入者や営農組織の支援も念頭に置き、担い手確保の施策を推進してまいります。

生産性の向上につきましては、農地の流動化を推進しながら、生産規模の拡大や作業の機械化、生産設備の導入や更新を支援するため、補助事業への取組や既存の町独自の支援制度の拡充等を検討するとともに、本町の農業におけるA I等の最新技術を活用するスマート農業の可能性を調査、また実証実験などについて調査検討を行ってまいります。

消費者目線に立った魅力ある農業として、農産物に付加価値を付けるため、農商工連携による加工品の開発と生産振興、販売ルートの開拓、そして、終着駅の駅構想を創造し、その構想について調査研究を行いたいと考えます。

湯前町農業公社の運営につきましては、初心に返り、農地を農地として次世代に受け継ぐことを理念に置き、その経営の在り方について十分に時間をかけて議会の皆様と議論し、その道筋を確立させ、新たな施策を考え、展開させていくこととしております。

林業振興の施策につきましては、高性能林業機械の導入により機械化が進み、省力化ができています。また、造林や保育には人手を要し、また永続的に続く施策と事業であることから、地域内の雇用を創出する重要な産業であります。地域の雇用と森林整備事業を支える林業従事者の確保のためにも、林業事業者と行政が一体となって、新たな林業従事者の確保に資する施策が求められます。若者が林業に興味を持ち、魅力を感じてもらえる職業として、林業事業者とともに林業従事者の確保につながる施策を検討し実施していくこととします。

また、地域内の林業事業者が川上・川中・川下でネットワークを構築し、球磨産材の普及・販売に関して、林業成長産業化地域創出モデル事業等を活用した取組には、行政として支援を行うとともに、湯前産のスギ・ヒノキのブランド化を図り、湯前産材の普及・拡大を地域の林業事業者とともに進めていきたいと考えています。

町有林の整備方針としては、「湯前町有林管理計画」に基づき、伐期にある森林を計画的に主伐し、森林資源の更新を図るとともに、間伐の必要がある森林については、積極的に間伐を行い、森林の安定化を図ってまいります。

また、成熟した森林資源の更新を図るため、年間5から10ヘクタールの主伐を計画するとともに、主伐における搬出にコストが掛かり、経済林として回すことが困難な森林については、強度の間伐を行い、間伐後には広葉樹を植栽するなどの天然林化を図ってまいります。

土砂流出防止や水源涵養等、森林の有する公益的な機能が十分に発揮されるよう、適正な森林整備を図る観点から、林業事業者が行う私有林における施業・経営の集約化活動への支援を行ってまいります。また、本年度から森林環境譲与税が交付されることから、この税を有効に活用しながら、適正な森林の管理、林業の振興に役立てたいと考えております。また、引き続き企業と協働の森づくりであるJTの森づくり活動、そして紅の森づくり活動との連携推進を行ってまいります。

次に「地域資源を活用したまちづくり」についてです。

本町には有形・無形の文化財が数多く存在しています。これらは町民の大切な財産であり、地域の歴史や文化を理解するために欠くことのできないものであり、将来の文化を創っていくための礎となるものです。そのため、適正な保存と継承をしていくことが必要であると考えます。先人が何百年も守り続けて来られたことに思いを馳せ、それを継承していく町民であることへの誇りを高めていきたいと思っております。

また、文化財の適正な保存と継承を行いつつ、観光資源としても有効に活用を図ってまいります。昨年度に設立された人吉球磨観光地域づくり協議会との連携を強化しながら、文化財の価値を内外に向け積極的にPRし、交流人口の拡大による地域経済活性化につなげてまいります。

本町には、まんが美術館というほかの地域にはない特色ある地域資源があり、同館を拠点とした30年近くに渡る取組は、まんがの町として県内外から認知と評価をされるようになりました。これまでの取組を踏まえ、更に地域経済活性化に貢献できるものへと深化するよう努めるとともに、同館が今後も町民に親しまれ、愛される施設となるよう努めてまいります。

開設後20年を経過した本町唯一の温泉宿泊施設である湯楽里については、今後において大規模改修に着手し、受入れ環境を整備しながら、B&G海洋センターほか周辺施設との連携を図り更なる誘客につなげてまいります。

また、利用者の癒しのある湯楽里を含むグリーンパレス一帯のすばらしさを、更にPRしていくとともに、町内事業者との連携を図ることで地域経済への波及効果を促進してまいります。

一方、豊かな自然に育まれた地域農産品や加工品等を生かした新商品開発への支援に取り組むなど、地場産業の育成・振興にも努め、事業者の所得向上につなげてまいります。

さらに、湯楽里周辺の良好な環境を生かし、インバウンドの集客はもとより、大学等の合宿を更に誘致するとともに、現在、合宿で訪れている大学との連携強化を行い、新たな大会を新設することなども視野に入れ行動したいと考えます。

また、木材業、酒造業、農産加工業などの豊かな地域資源を活用し、地場産業の育成と異業種間交流の連携を推進し、新しい商品開発を推進するとともに、地場産業振興に大きく貢献するふるさと納税も引き続きPRを行ってまいります。

最後に「未来につながる健全な財政運営」についてです。

人口ビジョンの将来展望から見た人口構造の変化では、総人口に占める従属年齢人口割合の増加により、年金、医療、介護、福祉などの社会保障費が増加し、町民負担及び行政負担が増加することが懸念されています。

他方で、生産年齢人口の減少により、町民税はもとより交付税等の収入減少が懸念されます。さらに、このことが人口減少対策をはじめとする様々な政策課題解決のための財源捻出が困難になるとともに、既存施設の維持管理費、補修費等の対応のための財政負担は更に重荷となり、公共インフラをはじめとする社会資本の維持が困難になると予想されています。その結果、歳入減と歳出増が同時進行するという、かつて経験したことのない、自治体の存続にかかわるほどの行財政危機を迎えてしまうとされています。このことから、湯前町が持続し、発展し続けるためには、財政健全化の基本である「入るを量りて出ざるを為す」の言葉のように「身の丈に合った歳出規模の確立に不退転の決意をもって取り組む」として、総合計画に掲げております施策、またこれから計画される事業について、財政の規律を守りながら優先順位等を定めるとともに、経験、知識等を最大限に生か

し、歳入歳出のバランスのとれた計画的かつ効率的な財政運営を図りたいと考えております。

また、これまで以上に国の予算や交付金を取りにいくという積極さが必要となり、自治体の発想力、企画力、実行力が問われております。正に、自治体が生き残りをかけ、いかにして地域住民と協働し、地域の特性や潜在能力を最大限に生かしながら、自立できるまちづくりを進めていけるか、いわゆる「真の自治体力」が試される厳しい時代を迎えたということでもあります。走りながら知恵を出し合い、総力戦で自治体力を高め、福祉の向上に努めて参る所存です。

以上、町民の皆様、議員の皆様、そして職員の皆様、どうぞ心を一つにして明日の湯前町のために新たな道のりを歩んでいただきますようお願い申し上げます。そして私は、そのために必要なコミュニケーションは決して厭わず、汗をかくことを惜しまず、現場を大切にす町政を実現してまいりますので、深いご理解と絶大なるお力添えを賜りますよう、心からお願いを申し上げまして私の所信表明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（倉本 豊君） これで、所信表明を終わりますが、最終日に所信表明に対する一般質問を行いますので、希望される方は、12日水曜日午前11時30分まで通告書を受け付けますので、事務局まで提出してください。

ここで、休息のため暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時00分

再開 午前11時11分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

日程第6 一般質問

○議長（倉本 豊君） 日程第6、「一般質問」を行います。お手元に配付の通告一覧表の順番に、発言を許します。

○1番（遠坂道太君） 改めまして、おはようございます。1番議員の遠坂です。ただいま長谷新町長から、所信表明があり、町長としては副町長時代に掲げておられました現場第一主義を引き続き掲げ、町民の皆様と会話を通して政策へのアドバイスをいただき、職員と共に業務内容を協議しながら政策を展開していかれるとともに、議会との連携を図っていただきたいと思っております。

それでは、一般質問通告書に従い質問をいたします。一つ、基幹産業である農林業のビジョンを、町長としてどのように描いているのか。1、町として基幹作物の産地化をどのように考えているのか。湯前町の基幹作物であります水稲作付面積は、昨年度平成30年

度は、284.5ヘクタール、2015年は254.4ヘクタールです。まあ、30ヘクタールの増となっております。品種別に見ますと、ひのひかりで222ヘクタール、にこまるで42ヘクタール、森のくまさんで5.7ヘクタール、その他うるち米で5.6ヘクタール、もちが3ヘクタール。酒米で、これは山田錦でございますが、これが6.2ヘクタールとなっております。全国的にも米の品種が多様化している現在でございますが、現在湯前町の主力の品種としては、ひのひかりとなっておりますが、今後やはり米の産地として生き残るためには、やはり食味が大事というふうに思われるわけです。

現在、JAが取り組んでいる品種が、くまさんの輝きという品種でございます。この品種の特徴としましては、非常に粘り気があると。それと、アミロースが18パーセント以下というふうなかたちでの、特徴ある品種です。それもやはり、現在特Aランクよりも上のSランクでの販売を考えておられるということでございます。町長もご存じのとおり、どんな作物を導入するにしろ、まず買い手を見つけて取り組むのが必須と思います。

町長、あの43年の行政経験と、まあいろんな人脈があられると思います。そこで町長にお尋ねいたします。湯前町の米をブランド化する考えがあれば、どのような取組を考えておられるのかお尋ねいたします。

○町長（長谷和人君） 第1号の遠坂議員のご質問ということで、私の記憶にしっかりと留めさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

さて、今ご質問ございましたのですが、本町の農業につきましては、やはり基幹となりますのが水稻でございます。それ以外にも、先ほど所信表明でも述べさせていただいたところでございますが、施設園芸、そして畜産、葉たばこ等で組み合わせた複合経営ということでございます。やっぱり、農家におきましては、これまで培った経験といいますか、作りやすさからいきますと、私はやっぱり水稻をここでやはり強化すべきではないかというのが私の思いでございます。そこで遠坂議員と私の着目点は一緒でございますが、水稻を何とかブランド化できないかというのも考えておるところでございます。併せまして、先ほどから全て答えも言っているんで、同じことになるかもしれませんけれども、食味関係それから収量、そして併せまして販売先あたりも、確立したところのブランド化ができないかということで、実は今それを探っているというところでございます。

○1番（遠坂道太君） 今、町長の答弁でだいたい分かりますけれども、やはり私の思いも町長と同じだと思います。その中でいろんな品種ございますが、あるところからいろんな話を聞きますと、北海道にゆめぴりかという品種がございます。この品種は、食味アミロースが11ぐらいですかね、タンパク含有量が6パーセントというかたちで、非常に食味が良いということになっております。その品種のですね、西日本向けに、農水省の筑波の研究所で開発がされた品種がございます。それが、ぴかまるという品種でございます。そういうおいしい米のことも、今後検討するべきではないだろうかと思っております。やはり、

特Aランクの米になりますと、ほとんど粘り気が強い品種が多いです。そういった品種の検討をされてはというふうに思っているところがございますし、またそういう米を作る場合、また、ほかにいろんな野菜とかを作る場合ですね、やはり栽培基準の問題も出てくると思います。現在、JAさんの栽培基準で取り組んでおられると思いますが、ある新聞を見ますと、菊池市で独自の栽培基準を作っておられます。有機栽培の減農薬といったかたちの取組で、そして、米、それに野菜、野菜もですね、ふるさと便とか、またふるさと納税の返礼品とか、そういうあたりでお使いでございます。そういったかたちの行使基準あたりもですね、町で作っていかねなければならないだろうというふうに思っております。

そこで町長にお尋ねするところですが、湯前独自の栽培基準を作成する考えはあるか、それをお尋ねしたいと思います。

○町長（長谷和人君） あの前ほど、遠坂議員から品種名も言っていたのですが、私が考えている分と同じところがございます、実はあのこれ、質問からちょっと逸れるかもしれませんが、新たなこの品種の種もみも、確保できそうな感じがするところがございます。先ほど私が探っているというのは、実はそういうことを指しておるところでございます、できましたら早ければ来年ぐらいから、この品種を試験栽培というのでしょうか、できたらなというふうに思っております。そして、その上に立ちまして、いわゆるこのお米の特徴、生産にあたりましての基準、ここらへんもお話を聞きましたら、その基準あたりも作ってあるらしいのですが、やっぱり湯前版用のこの栽培の基準あたりも当然作らなくては行けないかなというふうに思うのですけれども、ここは遠坂議員もいろいろSPで詮議をされておるので、私たち役場の職員では到底その基準を作ろうとした場合についてはですね、非常に難しいところがございますので、そういう県の関係者あたりにお聞きをしながら、試験場の職員さん等にも聞きながら、そこらへんの行使基準なりですね、栽培基準あたりも作成していかなくてはならないのかなというふうに思っているところがございますので、要は、前向きにそこは考えておきたいというふうに思っているところがございます。

○1番（遠坂道太君） 今町長からの答弁ございましたが、思いも私も同じようなかたちでございますが、やはり先ほども町長言われましたように、やっぱり役場の職員では、ちょっと基準を作るというのは、不可能ではなかろうかと私も感じているところがございます。その中でですね、町独自の営農指導員といったかたちの取組はどうか、それについて町長にお尋ねしたいと思います。

○町長（長谷和人君） 以前は、実はその、例えば林政関係、農業関係、それなりの専門の方がいらっしゃったのですが、実は今そういうような詮議の職員がいない状況でございます。今遠坂議員がご質問の分につきましては、これまでは全部ほとんどが一般行政職員というのを採用してまいりましたので、そこらへんのご質問をかけるのであれば、

非常勤職員だとかそういうかたちでないと、採用は難しいのではなからうかというふう
に思っているところでございます。

○1番（遠坂道太君） 正規の職員さんはやはり難しいかと、町長言われましたように、
私も思うところでございます。いま現在ですね、JAを退職された方も湯前には非常にい
らっしゃいます。やはりそういった方々の臨時的な雇用も考えていくべきではないかと
いうふうに私は考えているところでございます。やはり、その方たちも補助事業関係な
り、また栽培指導、湯前特産作物ですね、いろんな新品目の検討もされているのではな
からうかと思えます。そういったかたちでの雇用を、是非とも必要であれば、雇用してい
ただきたいというふうに考えているところでございます。今後、町長の農作物へのブラン
ド化に向けた取組を期待しまして、次の質問に移ります。

2番目に、畜産における繁殖農家の高齢化に伴う今後の取組はどのように考えている
のか。湯前町の畜産業は、非常にいま現在盛んに取り組んでおられます。しかし、年々繁
殖農家におかれましては、高齢化が進んでおるところでございまして。現在の畜産農家の方
も、やはり高齢化のことを心配されているところでございます。

そこでお尋ねします。繁殖農家で60歳以上の方というのは現在、どれくらいいらっし
やるのか、担当課長のほうにお尋ねします。

○農林振興課長（稲森一彦君） 繁殖農家の戸数ということでございますけれども、先ほ
ど60歳以上ということをおっしゃられましたけれども、全体的な話をさせていただき
たいと思います。これは毎年行っております畜産統計調査によるものでございますけれ
ども、数字が今から申し上げる数字につきましては、平成31年の2月1日現在でござい
ます。これ以降ですね、今までにおきまして農家の方におきまして、廃業された方もお
られるかと思えますけれども、平成31年2月1日現在というところでお話しさせてい
ただきます。繁殖牛の飼育農家全体として、湯前町では22戸というふうになっておりま
す。全体で母牛、子牛共含めまして、500頭程というふうになっております。このうち、
70歳以上の農家の方が11戸で、母牛、子牛共に161頭というふうになっておりま
す。60歳代の方が5戸で、母牛、子牛共に587頭というふうになっております。50
歳代以下の方につきましては、母牛、子牛共に49頭となっております。以上です。

○1番（遠坂道太君） 今、課長のほうから報告がありましたように、やはりこれも年々
すると、高齢化が進んでいくというかたちに思われるのじゃなからうかと思えます。

今後ですね、このような高齢化が進むのであれば、対策が必要になってくるのじゃな
からうかというふうに思うわけでございます。

そこで町長にお尋ねします。やはり繁殖農家が、高齢化が進む中、どのような取組を現
在考えておられるのかお尋ねします。

○町長（長谷和人君） 先ほど課長のほうから現状ということで、60歳以上の方がほと

んどを占めているという結果となったところでございます。私といたしましては、所信表明で申し上げましたとおり、既存の制度をバージョンアップする、そこらへんで、何とか道が選択できないかというふうにも思っておるところでございますし、それから、現状の課題、畜産農家の方々の課題等も、糞尿等の環境問題等も含めてございますので、そこらへんも含めながら制度を充実させていきたいと、そういうふうに思っているところでございます。

○1番（遠坂道太君） 町長としては既存のかたちで取り組んでいくということですが、昭和50年代だったですかね、球磨郡全体で育成牧場がございました。まあ現在ないわけですが、やはり今後、高齢化が進むということであれば、どこかで集団的な育成を行うというかたちが必要になってくるのではなかろうかというふうに思うわけですが、今後ですね、関係機関のJAさんなり、畜協さんなり、やはり行政を含めたかたちで、全体的なかたちで今後は取り組むべきではないかというふうに思っているところでございますが、町長としては今私が言いましたように、どのように思われるのかお尋ねします。

○町長（長谷和人君） 今、育成牧場の話を質問されたのではなかろうかなというふうに思っておるところでございます。大変、この育成牧場につきましては、その牧場の頭数規模あたりもかなり大きく作用されてしまうのではなかろうかというふうに思いますが、まあその頭数によっては、施設の規模、それから予算の確保、それから先ほどちょっと申し上げました尿尿、糞尿等の処理場の確保、そしてそこに働いていただく農業従事者、そして何よりも大きな莫大な資本を投下するための財源、そしてその資本を回収するための期間の資金の確保などですね、かなり高いリスクが伴うのではなかろうかなと、私自身はそういうふうに思っておるところでございます。

そういうふうに見ましたときに、先ほど最後のほうにちょっと触れられたのですが、これは本町単独ではなくて、やはり、今経営をされております畜産農協でございますか、それとか総合農協JAさんあたりと、育成牧場につきましては関与していただくというのが一番ベターではないかと、私はそういうふうに思っているところでございます。

○1番（遠坂道太君） 町長、私も同じような、今のような考えで、まあ今後もやはり取組として、考えていくべき課題ではなかろうかというふうに私は思っております。

次の質問に移ります。いま現在山を見ますと、青々と茂った杉、檜が見ることができません。現在、湯前町の町有林は、JTとの取組が3期目に入っております。また、町有林は伐期にも来ているところでございます。その中で、森林組合、民間事業体が取組で非常に雇用も発生をしておるところでございます。やはり今後、山を利用した産業も、考えてみるべきではなかろうかというふうに思っておるところでございます。

そこでお尋ねをします。林業産業におけるバイオマスの取組を考えてはどうか、町長に

お尋ねいたします。

○町長（長谷和人君） 今、木質バイオマスのお話をされておられるのだろうというふうには思っておるところでございます。それと、農業振興を併せるというところではいいのかなというふうに思ったところでございますが、この農業の利活用といった場合は、多分熱源のことを指していらっしゃるのではなかろうかなというふうに思っておるところでございます。私といたしましてはですね、発電は別にいたしまして、その副産物として出てまいります熱を利用した、いわゆる、例えばハウスのイチゴとかメロンとか、それを利用したの加温を、この熱量を使いまして利用するという部分のことであるなら、多少、将来的に団地化あたりをしながらというのは、多少なりとも考えには入れてはいいのかなというふうには、実は思っております。ただ、これもかなり行政コストがかかるところもございまして、それからあの、実は上水道のですね、新水源を調査した経緯が過去にございまして、私の記憶が間違っていないならば、球磨川に近いほうにこの水しか残っていないと、新しい水源はないというふうな結果に、確かなっておったのじゃないかなというふうには思っております。

そこらからいきますと、団地化されるハウスとかですね、連棟ハウスとか、そういうところまでにパイプラインで持っていかなくちゃいけないと。その距離が長ければ長いほど、そのいわゆるエネルギーが落ちてしまう、温度が下がってしまうと、そういうふうな欠点もあるところでありますし、それからパイプラインが長ければ長いほど、それだけのコストも高くなってしまいうような現状もあるところでございます。

それと、このバイオマスの発電、係からちょっと資料をいただいたのですが、1日の、いわゆる木質を焚きまして、そして水で沸騰した蒸気でタービンを回すということになりますので、大量の水が必要になってくるということでございます。この数値からしますと、1日の水量が400トンから500トンということで、かなりすごい量が必要になってくるということでございます。先ほど言いました、新水源あたりでないと、多分この水量があてはまるかどうかちょっと分かりませんが、本町といたしましては、球磨川に近いほうにしかも水源がないということでございますので、近隣あたりのところにも、当然球磨川に近いところの水源となりますと、近隣の井戸あたりにもいろんな影響が出てこないかなと、そういうふうな心配もされるところでございます。そういう意味で、構想的には私も非常にこれからの熱源としては、有効の利用なのかなというふうには思っておるところでございますが、まあここらへんも、先ほどちょっと消極的なことかもしれませんが、このバイオマスの発電をされる業者さんと一緒になって、民間活力あたりを利用したかたちで、今、遠坂議員がご質問になっているその事業が展開できないかと、そういうふうなところは私としては想像しているところでございます。

○1番（遠坂道太君） 町長が言われたのは、まあ発電もなんですが、発電をすると、こ

れも議員研修で行きました大分県の日田市にですね、視察研修に行ったわけですが、そのときは売電事業を主力としたところでもございました。事業費を聞きますと、やはり何十億というふうな金額がかかっていたことだったようです。

もう一つはですね、先ほどから町長が言われますように、温水と熱源を利用したかたちで、バイオマスでございます。そういったかたちでの考え方を、今から取られればいかなど私は考えているところでもございます。今後は、高齢者向けの住宅も検討する時期に来ているように思うわけでもございます。そういった中で、温水、熱源を利用したかたちの住宅建設も今後考えるべきではなからうかと思えますし、また先ほど町長も言われましたように、ハウスの団地化、もうそうしますと高級果物、花、そういったかたちのものも、熱源で栽培ができ、また農業のITを入れての栽培も取り組まれば、非常に特徴のある今後の農業の考え方もできるのではなからうかというふうに思っておるところでもございますが、町長としてはIT農業について、どのように思っているのかお聞きしたいと思えます。

○町長（長谷和人君） ITと申しますか、AI農業ですね、これは先ほど私も所信表明の中に触れさせていただいておるところでもございますが、これからの担い手、若手、後継者がいないという現状の中で、今スマート農業ということで、新聞にも出ております。九州農政局におきましても、4つか5つほど、もう実は実証実験が始まっておるところでもございます。私としては、やっぱりこういうふうな先端のAIを利用しながら、新しい農業の確立ができないかと、そういうふうのも実は考えておまして、今後そこらへんの部分を探らせていただいて、検討させていただきまして、できましたらば、例えば菊農家が12月末くらいにいつも出荷されますけれども、そこに向かってAIの人工知能を使ってですね、管理が可能になってくるという部分でもございますので、膨大な国が持っている、例えば菊の栽培に関してのオープンデータがかなりあるようでもございます。そのオープンデータと共に、湯前版のデータを駆使したところを、国にお返しすると。そして、国はそのオープンデータに書き加えて、上書きしてあげて、さらにデータを蓄積するというかたちで、今、実証実験が行われているようでもございますので、そこらへんは私としても前向きに考えていきたいというふうに思っておるところでもございます。

○1番（遠坂道太君） 今、町長のほうの答弁がありましたように、やはり今後、このような取組を、今後の課題ではなからうかというふうに捉えているところでもございます。

最後に、湯前町の風景を眺めて、いろんなビジョンを描いて、今後4年間、長谷町長が湯前町の舵取りを行っていかれるわけです。所信表明にもありましたように、「心豊かで、活力があり、未来を創造するまちづくり」、5つの約束をされております。

実践することを期待します。冒頭でも述べましたように、議会との連携と会話を忘れないようお願いし、これで私の一般質問を終わりたいと思えます。

○議長（倉本 豊君） これで、一つ、基幹産業である農林業に関する町長のビジョンについての遠坂議員の一般質問が終わりました。これより関連質問を許します。

○2番（椎葉弘樹君） 先ほど遠坂議員のほうより3つの要旨が述べられました。それぞれに対して質問をしたいところですが、関連質問は2つしかできませんので、1点目の農作物に関して質問させていただきます。

本町においては、非常に厳しい財政状況、限られた財源でございますので、今後農作物の支援に対しても選択と集中という考え方が必要になってまいります。

そこでまず1点目なのですが、本町の今、稲作中心の農作物というのを、今後維持していくのか、それとも施設園芸のほうに力を入れていきたいのか、いずれをお考えかをお尋ねします。

○町長（長谷和人君） 先ほどの遠坂議員のご質問を、私根本的に考えておりますのは、水稻を中心としたところでまず着目したところでございます。それで、夏場におきましたらば水稻、そして裏作におきましたらば麦というふうなかたちができないのか、乾田化の対策あたりも今やっておりますけれども、麦につきましては非常に品質の確保が難しいという問題がございますけれども、まあ昔で言いますと二毛作ができないかというふうには私としては思っているところでございます。

これによりまして、田んぼを2回転させることが可能になってくる。先ほど言いましたように、品質の問題等もございますけれども、私としては1点には水稻も今後何とか伸ばしていきたいし、麦も伸ばしていきたいというふうにも思っているところでございます。

それから、施設園芸に関しましては、かなりの莫大な投資をしなくてはいけないという部分がございますので、当然積極的にそこらへんを活用していただく農家の方が、いかに現れてくるか、新規の就農者といいますか、そこらへんが原点になってくるのかなというふうに思いますし、それから若手、今既存で農家の方が従事されております。そこらへんの分岐といいますか、考え方が変わって、施設を拡大したいとか、やっぱりそういう思いの方が出てこないか、この施設園芸というのも無理な部分もあろうかというふうに思っておりますので、私としては両方、並立させながら行っていきたいというふうに思っているところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） 先ほどの町長の所信表明の中では、儲かる農業を目指したいということをおっしゃいました。稲作農業をまずは中心ということであれば、この実現というのは先送りになってしまうかと思えます。したがって、今後は施設園芸、あるいは畜産関係の、遠坂議員がおっしゃるようなブランド化といったところも、しっかりと視野に入れていかなきゃいけないと考えています。

そこで2点目の質問を行います。そのブランド化、例えば施設園芸のイチゴやブドウがありますが、そういうブランド化、あるいは畜産農家の肉のブランド化、そういったあ

たりの構想、考えはありますでしょうか。

○町長（長谷和人君） まああの一つお肉の話をされたのですが、本町といたしましては、先ほど言いましたように、総合農協JAさんですね、それから畜協等がございますので、そのブランド化につきましては、いろんなかたちで、そちらの方面で協力していただいて、人吉球磨は一つだというブランド化でお願いしたいというふうに思っておりますし、私としては水稻の中で可能であれば、湯前のブランド米が確立できないか、これは来年度からどうも種もみが入りそうなところがございますので、ここは何とかして来年度から実証実験を始めていって、面積を広げたらどうかというふうにも思っているところでございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○6番（金子光喜君） お伺いさせていただきます。有機農業の支援についてはですね、まあ先ほどの所信表明の中でも特にこれといった記述はございませんでしたので、実際実践している私としましては、非常に残念な思いもあったわけですが、農業全体の商品力のアップなり、ブランド化ということを考えたときには、有機農業というのも一つの柱ではないかと考えているところです。本町は、いち早く環境保全型農業の交付金の取組も、他町村に先駆けて対応していただいた、有機農業に理解のある町村だと思っております。今後も同じようにですね、有機農業の推進に関しては、お力添えをいただくなり、充実や発展に向けての対応をしていただくものと考えておりますけれども、そのへん現状どうお考えなのかというのを伺いさせていただきます。

○議長（倉本 豊君） 有機農業は、関連質問にちょっとそぐわない部分があると思いますが、それがブランド化という話であれば結構かと思えます。

○町長（長谷和人君） 所信表明の中で、有機農業という言葉を使っただけではなかったところがございます。決して軽視しているわけではございません。そこらへんも、農業の生きる場所の大きな材料でございますので、引き続きこちらとしても、ご支援をさせていただきたいというふうに思っているところでございます。そして、併せまして、有機農業等も当然ブランド化の方向に向かっていくよう頑張っただけであれば、先ほど言いましたように、ご支援はしていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○5番（味岡 恭君） 繁殖農家の高齢化についてお尋ねいたします。今、牛の1頭あたりの単価が非常に高くなっております。補助金等を増やすことによってですね、若者が取り組みやすくなるのじゃないかというふうに思います。その点はどういうふうに考えておられるのかお尋ねをいたします。

○農林振興課（稲森一彦君） 畜産関係の若者に対する補助金ということでございますけれども、いま現在ですけれども、その補助金の見直し等についても、まだちょっと検討中

でございますけれども、更なる導入であったりとか、規模拡大等につきましては、今後それが当然必要になってくると思います。

畜産農家におかれましては、それにイコール飼料作物を当然作っていただきますので、土地利用もしていただきます。そういう観点につきましても、今後の更なる充実等は必要になってくるのかなというふうに思っているところです。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで関連質問を終わります。

続いて、一つ、まちづくりの基本方針について、椎葉議員の一般質問を許します。

○2番（椎葉弘樹君） 2番議員の椎葉です。まちづくりの基本方針について、一般質問を行います。なお、町長、最初の答弁ということで、ちょっと長くなりそうな傾向もありますので、簡潔明瞭な答弁を求めたいと思います。

まず初めに、前町長は「生き活きと輝き、誇れる町」というまちづくりキャッチフレーズを示されましたが、ミッション、理念、そしてビジョンの関係性が、内容が不透明でありました。また、多くの課題が山積していることを、住民は十分理解できていませんでした。今回、長谷町長は、「心豊かで、活力があり、未来を創造するまちづくり」というまちづくりキャッチフレーズと、そして基本理念に町民憲章を示されています。5つの公約を実現していくためには、まちづくりを行う上での、ミッション、理念、ビジョンと課題を、住民の皆さんと共有することが欠かせません。そこで、これらについて一般質問を行いたいと思います。町のホームページや新聞報道などで、町長は少子高齢化、人口減少、行財政など、町を取り巻く環境は大変厳しいとされています。

そこで、町長にお尋ねします。町を取り巻く環境とは、具体的にどのようなことを考えていますでしょうか。できれば、数値も交えながら具体にお考えを示していただきたいと思っています。

○町長（長谷和人君） 町を取り巻く厳しい環境ということで、代表的なところだけを申し上げさせていただきたいと思っております。

まず初めに、人口減少でございます。その中での出生数、数値で申し上げますと、平成6年で56人生まれておった子どもが、平成24年では35人ということで、21名の減でございます。それから逆に、お亡くなりになる方、これが、平成6年が67名の方が、平成24年では81名ということで、14名の増というふうになっております。いわゆる自然増減的にいきますと、出生数が死亡数を下回る自然減になっているということでございます。それから、転入・転出者数で申し上げますと、平成6年が212名だったのが、平成24年では118名ということです。それから転出でいきますと、平成6年に183名が、24年度は142名ということでございまして、この社会の増減につきましても、

転出者数が転入者数を上回る社会減の年がかなり多くなってきているということでございます。

それから、財政上の問題と申しますか、も含めると、現状、経常収支比率、これが一時的に平成15、16年でございますか、行革をかましたということで、80パーセント台の後半への回復をしたものでございますけれども、近年は90パーセント台を推移しておるといって、非常に財政が硬直化しておるといってございます。

それから地方債残高でございますけれども、平成11年度で約46億ございましたのが、現在25億ということで、まあ縮小をしてきているところでございます。まあこのために、良い指標でございます財政指標につきましても、まあ早期健全化基準を下回っておるといって、健全な財政運営がこの部分でいくなれば行われているということでございます。ただ、この財源等につきましては、地方交付税の依存財源に頼っているということで、この状況については変わっていないということでございます。今後の課題といたしましては、この地方税収等の自主財源の増につながるような施策を何とかやっけていかなくちゃいけないということですが、残念ながら自主財源は多分10パーセントぐらいだったと思いますけれども、非常に低調に推移がずっと続いているということでございます。

それから、この財政上で2点目でございますけれども、少子高齢化に伴います財政的な影響がございます。一つに、この私も所信表明で触れておったのですが、歳入というかたちで、生産年齢人口の減少によりまして、先ほど言いました地方税の減収、いわゆるこの総人口が、いわゆる国勢調査の人口でございますけれども、減少傾向によりまして、普通交付税の減少となっておりますということでございます。

それから、歳出でいけば、この交付税の中で、介護保険等の高齢者によります扶助費が増えてきているというかたちになっております。

それから、3点目でございますけれども、公共施設の老朽化が進んでおるといって、これの財政的な影響があるということでございます。これに替えます長寿命化によります建替え等による改修費用、いわゆるこれ臨時的な経費でございますけれども、増加することが考えられるということでございます。

それと、経常収支比率が非常に高くございまして、例えば今94パーセントから95パーセントだろうと思うのですが、残り5パーセントで投資的な経費、いわゆる公共施設等の財源に充てる場合については、その経常収支比率の残った率しか実は充てることができないと、非常に硬直化が進んでおるといって、地方債に頼らなくてはならないという部分になってくるところでございまして、今後新たな公共施設等も必要でございますけれども、公費の負担比率が増につながってくるのではなかろうかなと、そういうところを懸念しているところでございます。ほかに沢山ございますけれども、簡潔にというふう

なお話がございましたので、一応これだけでご説明を終わらせていただきたいと思います。

○2番（椎葉弘樹君） 今答弁いただいた人口減少関連、そして財政の厳しさ、この2つが本町にとっても大変大きな問題点の一つだと思っております。そして、そのそれぞれの厳しい環境の中で、本町は山積する課題、今挙げていただいた以外の課題というの、たくさんあると思っております。今、町長はですね、どのような町の課題というのを考えておられるのか、これは項目だけで結構ですので、挙げていただきたいと思います。

○町長（長谷和人君） 課題だけでよろしいでしょうか。

一つにはですね、いわゆる空き家対策等がございまして、非常に危険な空き家が把握しておりますので、これらの部分の課題。

それから農業公社等の事業の検討、今後の事業方針なり経営の見直しが必要とされている部分がございます。

それから、土地改良事業でございますけども、上溝、中溝、その他の用水路、排水路、ため池、農道等の改修事業がございます。

それから農業機械、先ほどの質問と同じかもしれませんが、農業機械・施設等の導入なり、畜産奨励金の補助、それから農業経営振興補助金等。

それから少子化、子育て世代の減少等がございまして、出生祝い金の制度あたりも考えるところでございます。

それから子ども医療費等の高校生までの年齢引上げ、それから介護保険等の運営、それから老朽化した町営住宅の建替え、それから下水道、上水道の安定的な経営、諸々があるところでございまして、ちょっとたくさんございますのですけど、よろしいでしょうか。よろしいですか。

○2番（椎葉弘樹君） 今、挙げていただいた課題以外にも、まだ課題はたくさんあります。ここではあえて申し上げませんが、もうほんとに課題の山積みとなっております。これは、なぜかと言うと、これまで行財政の事務の多様化というものもあるのですが、それ以上に、速やかな自治体経営の判断であり、決断ができていなかったということが挙げられます。

そこで、基本理念から順番に確認していきたいのですが、まずその理念に町民憲章をあてられています。「健康で心豊かであること」、「平和・勤勉・明朗であること」、「自然と人と郷土を愛すること」、これ一言で言いますと、「人に関すること」だと思います。「人づくり」だと思います。

そこで、町長はその基本理念の本質は「人づくり」と考えておられるのかについてお尋ねします。

○町長（長谷和人君） この町民憲章については、「人づくり」が主体ではなかろうかと

いうふうなご質問でございますけれども、私といたしましては、町民であることに誇りを持ち、豊かで明るく住みよい町にするため、町民憲章が制定されておりまして、実は私なりの解釈でございますけれども、次のように実は考えて、この町民憲章を将来像というかたちで例えさせていただいているところでございます。

一つには、「健康で心豊かな町」とは、町民が心身を鍛え、生き生きと活力みなぎる元気な町にしたいという願いが込められているのではなかろうか、2つ目の「平和・勤勉・明朗な町」とは、町民が決まりを守り、お互いに助け合いながら家族や地域の絆を深め、明るい町にしたいという願いが込められているのではなかろうか、そして、「自然を人を郷土を愛する町」とは、町民が自然の恵み、豊かなこの町を大切に、人と自然が調和し合った美しい町にしたいという願いが込められているのではなかろうか、そして、「活力ある未来ある町」とは、町民が働くことに喜びと誇りを持ち、地域の産業を育て、限りなく発展を続ける町にしたいという願いが込められているのではなかろうか、そして最後に、「先人に学び、文化を継承する町」とは、町民が町の歴史と伝統を大切に、教養を高め、情緒を養い、地域の文化の活動にも積極的に話し合いに出させていただきまして、文化の薫る町にしたいという願いが込められているのではなかろうかなというふうに、私としては想像したところでございます。

なお、これが成立しましたのが、昭和45年だったと思うのですが、申し訳ございません、昭和61年当時ですね、本当は私以外が違った解釈があったのかもしれませんが、それは分かりませんが、私としてはそういうことで町政全般にわたりまして、その決意が述べられているものということで、今回この憲章使わせていただいているところでございます。

○議長（倉本 豊君） ここで昼食のため休憩します。

-----○-----

休憩 午後0時01分

再開 午後1時00分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

日程第6、一般質問、椎葉議員の一般質問の途中です。発言を許します。

○2番（椎葉弘樹君） お昼をまたがりましたので、午前中を少し振り返りましてから、先ほどの質問の続きをさせていただきます。

町を取り巻く厳しい環境の補足としましては、本年度の小学校入学者数が、町長がおっしゃるとおり31人、しかし、本町の出生数は、平成25年度以降、20人台が3年連続で続き、平成28年度からの直近3年間では10人台がこれまで3年間続いております。今後の保育園や小・中学校の運営などにも大きく影響してくるところです。

また、基幹産業の衰退がありまして、これが人口減少・少子化の大きな引き金となっています。生産年齢人口、15歳から64歳に関しましては、平成27年度、1,902人いらっしやったのが、ここ5年間で364人の減少となっています。

また、これも町長が先ほど申しました、実質公債費比率は目標10パーセントに対して、平成20年度当時は14.3パーセントあったのですが、平成29年度は3.7パーセントと低い水準、また、経常収支比率は平成26年度以降93パーセント超えを続けており、第4期で85パーセント目標を、第5期で90パーセント目標に下方修正されております。そしてまた、空き家の増加も大変大きな課題で、空き家数が約200軒、高齢者だけの世帯、空き家予備軍が約400軒ということで、これについても今後考えていかななくてはならないところだと考えています。

そこで、先ほどの基本理念について、継続して質問してまいります。私は町民憲章というのが、ちょっと長い文章ですので、一言で言えば「人づくり」で良いのかという確認でした。町長からはそれを更にかみ砕いて、長い文章になってしまいましたので、これだと町民の皆様には、ちょっと分かりにくいのかなと思ったところです。

改めて町長のほうにお伺いします。この町民憲章というのは、要約すると、教育だったり、人材育成だったり、雇用づくりであったり、人づくりというところを指しているのかについてお尋ねします。

○町長（長谷和人君） 私なりに5点ほど解釈させていただいて、先ほど午前中お話を申し上げたところですが、総括させていただくならば、「人づくり」というふうにひとくくりで言ったらいいかも知れません。

○2番（椎葉弘樹君） 次に、キャッチフレーズですが、「心豊かで、活力があり、未来を創造するまちづくり」ということで示されております。このキャッチフレーズというのは、前町長のときには、生き活きと輝きというキャッチフレーズだったわけですが、これは、例えば経営等のピラミッドで言いますと、理念があったその次に、ミッション・使命というのがあるのですが、このミッション・使命に該当するものなのかにについてお尋ねしたいと思います。

○町長（長谷和人君） 今回、私が「心豊かで、活力があり、未来を創造するまちづくり」ということでキャッチフレーズに挙げさせていただいたのですが、この基本となるものは、実は先ほどから言っております町民憲章の中にある言葉から選択させていただきまして、今回採用させていただいたというところがございます。

今、ご質問がございますけれども、私なりに、この「心豊かで、活力があり、未来を創造するまちづくり」と挙げましたが、実は人が感じます幸せといいますか、豊かさというか、本来は心から実は感じるものではなかろうかなというふうに思っております。これだけ世の中が、物が豊かにあって、溢れているという表現が良いかどうか分かりませんけ

ども、その中にあったとしても、やはり人の心の豊かさというのはやはり皆さん方全て100パーセント心が豊かであるかどうかというのは、私としては一つ疑問があるのではなかろうかなど、そういう思いもありましたので、心の豊かさというのもお使いさせていただいたということでございます。この心の豊かさを物心両面で感じていただく、これが私はビジョンではなかろうかというふうに思っているところでございます。併せて言わせていただくなれば、その実現のために町民の皆様の期待に応えるべく着実に施策の実行を図っていくと、これが行政におきます公助、そして住民同士によります協同のまちづくりというのが共助にあたり、活力ではなかろうかということで、ミッションであろうというふうに思っておるところでございます。

そして、これは理想論でございますけれども、この湯前町が安住の地であるということ完成させる、捉えさせるということでバリュー、幸福度アップということで、いわゆる公共の福祉を向上させると、このことが未来を創造するというふうに意味を解釈したところでございました。私なりに。

○2番（椎葉弘樹君） 今の答弁で、「心豊かで、活力があり、未来を創造するまちづくり」というのが、まちづくりの使命でありミッションということで確認させていただきました。

内閣府の国民生活に関する世論調査によりますと、今後の生活において心の豊かさと物の豊かさのどちらを重視するのかという質問がありました。平成24年度の調査結果ではありますが、心の豊かさに重きを置きたいとする割合は、64パーセントと過去最高だったようです。平成30年度は61.4パーセントと、当時の平成24年度から横ばいの状態ですので、物の豊かさよりは心の豊かさに重きを置きたいということでした。ということで、心の豊かさをミッションとして掲げられた点については、今の時代や基本理念の人づくりに即した分かりやすいキーワードであり、評価ができるころだと思います。

そこで、この心の豊かさというのを、ちょっとだけ深掘りしてみたいのですが、この心の豊かさの定義というのは、どのように考えておられますでしょうか。

○町長（長谷和人君） 先ほど少し述べさせていただいたところでございますけれども、私たちが生きていくために必要なものは、先ほど潤沢ではないとしても揃っているのではなかろうかと、で、それぞれの心の中に欠乏を感じるのは、やはりそれは先ほど議員もおっしゃったのですけれども、心の豊かさが足りてないのではなかろうかなというふうに思っております。そんな理由などから、私たちはやっぱり幸せを追求することになるということでございます。

先ほど言いましたように、これも行政に例えるならば、行政が働くこと、それは町民の皆様の幸せを実現すること、これが行政の最大の使命であるということで、私としてはその心の豊かさを物心両面で感じていただくこと、これを私としては定義づけたいという

ふうになっているところがございます。

○2番（椎葉弘樹君） 心の豊かさイコール心の中の欠乏ということだったのですが、それはじゃあなぜ欠乏しているのでしょうか。これに関して、ちょっと私なりに調べてみました。

2011年、これも古いデータなのですが、金融広報中央委員会というところの世論調査によりますと、心の豊かさはある大切な条件が伴うと感ずるようです。1位が健康で77パーセント、2位が家族の絆なのですが、3位が経済的な豊かさで46パーセントあったようです。この3つの条件が高い数値を示しているときに、心の豊かさを感じているようです。

一方、年代別に見てみますと違いがあります。20代から40代、若い世代というのは、1位が経済的な豊かさとなっており、50代以降は1位が健康ということになっています。いずれにしても、心の豊かさというのは、なぜ欠乏しているのかということにかかってくるのですが、健康と経済的な豊かさではないかなと考えております。これにつきましては、総合戦略、総合計画を立てる際にご参考にされればいいかなと思います。

次に、未来を創造するという、この創造という言葉なのですが、これは広辞苑等の辞書を調べますと、新たにつくること、新しいものをつくり始めることとあるようです。

そこで、町長が考える未来創造とはどのようなことなのでしょうか。お尋ねします。

○町長（長谷和人君） 未来を創造するということでのご質問でございますが、私といたしましては先ほど申しましたように、本町においてのいわゆる理想論でございますけれども、安住の地、いわゆる桃源郷、こういう意味合いでこの町を完成させると、捉えさせるという意味で、幸福度アップということで公共の福祉の向上につなげることを、そこを、未来を創造してまちづくりを進めるという意味を込めているところがございます。

○2番（椎葉弘樹君） 町長の所信表明の中にも複数出てまいります。生産性の向上というところがキーワードになってきています。これは、やはり既存の観念だけではなく、新しいものの考え方、新しい取組といったところも、この未来創造というところを考えたおられるのかなというところがございます。

例えば、遠坂議員の一般質問の中でもありました儲かる農業、これをじゃあ水田の現状のままで良いのか、それとも別のかたちに作りかえていかななくてはならないのかというもの、新たな挑戦の部分に、生産性の向上の部分に資するものではないかなと思っております。この未来を創造するためには、ビジョン、構想や未来像というのが当然必要になってまいります。ビジョンの策定というのは、議会から前町長に対しては繰り返し指摘してまいりましたが、実現できないまま住民と共有できていない状況です。町長の公約や所信表明の中では、まだ明確な政策ビジョンは示されておりません。

そこで町長に伺います。政策ごとのビジョンの策定は、どのように行う考えでしょう

か。

○町長（長谷和人君） 私の基本的な考え方、町民憲章ございますけども、現在の総合計画を踏襲しているわけございまして、この中に5本の政策もちゃんと謳われております。「匠の技と思いが拓く産業づくり」、「水とみどり豊かな住環境づくり」、そして「ほっとする笑顔あふれる福祉づくり」、「未来へつなぐ人づくり」、そして「ともに考えともに創るまちづくり」、この5本のミッションがあるわけございまして、私はこれを基本に、引き続き政策を実現するというかたちですね、これから実現のほうに向かって動かしていきたいと、これに基づきながらいきたいというふうに思っているところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） 総合計画や総合戦略といったものを策定する場合には、このビジョンに基づいて個別の施策等を展開していくわけですが、これまでの約9年間はそのビジョンというものが策定されないままに総合計画等が実行されてきている状況だと認識しています。

そこで、この理念、ミッション、ビジョンという3つの大事な要素、経営方針というのはどのような方法で住民と共有していく考えなのでしょうか。

○町長（長谷和人君） 町民の皆様とのいわゆる共有というふうなお話でございますけども、一つにこの総合計画のほうにおきまして、町民の意識調査等も行っておるところでございます。加えまして、今度所信表明にも挙げさせていただいておりますけども、区長様方を通じながら各地区にございます課題等あたりも吸い上げさせていただきながら、それを町政に反映する、そんな思いも今思っているところでございますし、併せましてこれまでにないようなかたちといたしまして、行政区に職員を張り付けたいというふうなことで、今検討しているところでございますけども、そのようなことですね、町民の皆様方のご意見も拝聴しながらまちづくりを進めたいと、このように考えているところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） その手法というのはですね、その区長会であったり、行政区に職員さんを配置するとかいうのは結構なのですが、結局その理念、ミッション、ビジョンといったところを、最終的にその総合計画等に反映していかななくてはならないのかなと考えています。

その総合計画ですが、今第5期でその期末というのは令和2年ということで、来年度に迫っております。また、総合戦略については、平成27年からの5年間ということで、本年度が期末ということになっております。ただ、それを策定するにあたり、まず検証、総括が必要になってまいります。これまでの総合計画や総合戦略というのは、いつまでに総括や検証の結果というのを公表されるお考えでしょうか。

○町長（長谷和人君） 総合計画につきましては、施策の評価というのはこれまでにやっ

たことないのですが、総合戦略につきましては秋口ぐらいまでにはその結果をお知らせしたいということで、今考えているところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） 総合計画についてはまだで、総合戦略については秋口ということなのですが、総合戦略というのはその上位が総合計画にあたります。ということは、この総合戦略と総合計画というのは、それではいつ策定して実行するお考えでしょうか。

○町長（長谷和人君） 今、議員がおっしゃっているのは、今年度中で総合戦略の期間が終わりますよと、それと総合計画については令和2年でございますか、が最終年度になると。ですので、総合戦略との1年の差異が生じているのだと。それで、差異の部分はどうか考えているのかということでの解釈でよろしいでしょうか。はい。私としても、先ほど実はお答えを言っていたのですが、この総合計画につきましては、地方自治体の全ての計画の基本となっておるところでございまして、地域づくりの最上位に位置されている計画でございます。これによって、これまで本町におきましても、長期展望を持ちながら計画的、効率的な行政運営の指針としてこれまでこれに基づきながら行政運営をしてきたということでございます。今後も、この部分につきましては、当然基本構想そして5年ごとの基本計画がございまして、その通りに私としては進めさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

ただ、この総合計画と、それから総合戦略の1年の差異がございまして、ここらへんはですね、総合戦略を策定するにあたりまして、いわゆるあの位置づけされております、いわゆる人口ビジョン等の部分についての記述がないという部分もございましたので、臨時的に総合戦略については別に計画書を作っていいですよというのがございましたので、今回も先走ったところになりますけれども、総合戦略のほうを先に策定させていただきまして、来年度総合計画を作るということで、今回のいわゆる作っております総合戦略にも当然上位の地方計画を尊重しながら総合戦略を策定するという文面もございまして、これに従っていきたいというふうに私としては思っているところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） 先ほども答弁ありましたように、総合計画は本町の最上位計画です。「生き活きと輝き誇れる町」で策定した今走っている総合計画というのは、鶴田前町長の政策に基づく計画です。せっかく町長が代わって新しい時代になって、長谷町長のほうに期待が寄せられている今、この総合計画というのをやっぱり長谷町長の色に早期に計画を見直し、そしてそれを来年度から早速実行していこうというお考えはないでしょうか。

○町長（長谷和人君） 大変私としては、「生き活きと輝き誇れる町 ゆのまえ」、ゆのまえまちだったですかね、そこで今、総合計画の基本方針となる部分が謳われておるところでございまして、これはたまたま私としてはですよ、ちょっとその当時どういふうなことで「生き活きと輝き」というのが付いているのかどうか分かりませんが、そ

の総合計画に盛り込まれておったのではなかろうかなというふうに思っております。

それと、私としても今おっしゃる部分の、椎葉議員がおっしゃる部分のところについても、私の基本政策といいますか、その部分についても当然盛り込む必要があるのじゃないかなというのは、意識はしておりますけども、先ほど答弁いたしましたように私といたしましては、今総合計画がある分につきまして、全て当てはめておるということでございますので、従前の計画を今の時点で変えるというふうになりますと、非常に事務的にも大変な量にもなってしまうというところもございますので、今の総合計画を尊重させていただき、令和2年のときにですね、総合戦略の部分もかみ合わせながら、この総合計画を策定させていただければというふうに思っているところでございます。

○2番(椎葉弘樹君) その事務的な負担があるから先に延ばしたいという考えというのは、私は、ちょっとそこは納得できない部分がございます。計画は当然見直ししながら進めていくのが通常であり、その10年間という節目を必ず守らなくてはいけないという、そういう制約はないのだと思っています。

またですね、その総合戦略というのは総合計画から一時的に派生した、人口ビジョンに基づいて派生したものですので、この次作り変える時には、総合計画一本にするという考え方もあるのだと思っています。要は、総合戦略と総合計画というのを二本立てでいく必要は、私はないと思っております、そのへんの考えを一旦、企画観光課の本山課長のほうにお伺いしてから町長に伺います。

○企画観光課長(本山りか君) 担当として、見解を述べさせていただきます。総合計画と総合戦略は、国の指示もございましたのですが、同一のものとして策定はしてよいということで聞いております。同一、同じ、併せて策定することも可能ということで聞いております。

ただし、平成27年度の総合戦略を策定しました際は、それが一緒にできないという見解でございましたので、途中で変わっております。ただ、KPIの設定ですとか、小さく細々申し上げますと、ちょっとあのですね、違うところもございますが、結論から申し上げますと、同一のものとして計画しても差し支えないという国の見解は得ております。

○2番(椎葉弘樹君) 今の企画観光課長の答弁を受けまして、一つにすることも可能ということでした。それを踏まえまして、町長改めて伺います。一つにすれば、事務負担というのは軽減されるのかなと思いますので、できればそれを、長谷町長の色をしっかりと総合計画のほうにのせて、そしてもう早速来年度からいこうという意気込みはないでしょうか。

○町長(長谷和人君) 今、担当が申しましたように、総合計画と総合戦略ということで、一つのものとして策定することは可能であるというふうな部分も実は伝わってきておりますので、それに対しては私も何ら意義はないところでございます。

ただ、先ほどから申しますように、総合計画のいわゆる政策の部分につきましては、総合戦略の中身の部分と違いがかなり多くございまして、その中で盛り込みますとかなりの量、そういうふうに言われると椎葉議員のほうは、いやそれでというふうにおっしゃるかもしれませんが、私としては私なりの色を出したい、カラーを出したいというのは持っているところがございますけども、先ほどから申しますように、総合計画の中に準じながら、私としても政策を打っているというふうには思っておりますので、このまま令和2年まで行かせていただきまして、そのときに政策は新たな展開をさせていただきながら、この総合計画に基づいてという形で私はさせていただけないかなと、そういうふうには私としては思っているところがございます。

○2番（椎葉弘樹君） 今の町長の答弁を聞いていますと、先に総合戦略を今年度策定して、またその次に総合計画を作るというように聞こえてしまいますが、その認識ですね。で、先ほども何回もありますとおり、総合計画は最上位の計画なのです。

だから、内容は違っても同じ戦略を示す計画書であれば、それはやっぱり優先すべきは総合計画を作ったあとに、もし作るのであれば人口ビジョンに基づいた総合戦略というのを作っていくのが順序だと思うのですが、改めて伺います。その順序については、やはり変えるつもりはないのでしょうか。

○町長（長谷和人君） 総合戦略の中にですね、その項目自体が謳ってあれば、人口ビジョン等の部分が、項目があれば、その分の見直しという部分が、部分的に改正し直すというのでしょうか、そこらへんはあるのかなというふうには理解するところがございますけども、なかなか技術的な問題、技術的な問題と言っていいのでしょうか、時間的な問題と言うのでしょうか、そこらへんを考えますと私のカラーも出したいのですけども、先ほどから申しますように、総合戦略の中で現状の計画の中に沿って、従ってやっているというふうにご理解していただいて、私としては動かさせていただければというふうには思っております。椎葉議員のおっしゃる部分も十分理解しての回答でございます。

○2番（椎葉弘樹君） 町長の公約の中にも、行財政の改革等が謳われております。やはり生産性の向上をするためには、いち早く町長が描く政策を取り組んで、かつ2つある計画というのを一本化できれば、さらに行政のコストというのは削減できるのではないのでしょうか。そういった意味で、やはりこの総合計画というのは急がなくちゃいけない計画だと思っております。

また、冒頭に町長から所信表明がありました。あれだけ立派な所信表明があるのであれば、計画を作ることはそう時間がかかることではないと考えておりますが、町長いかがでしょうか。

○町長（長谷和人君） これも先ほど答弁させていただいたのですけども、総合計画になりますと、町民の皆様方からのご意見をいただいたり、アンケートをとったりと、かなり

の時間が必要になってくるということを、私先ほどから言っているわけございまして、それに伴いまして、時間的問題と言いますのが審議会等も作りまして、その中で十分議論していただく、そして議員の皆様方にも中間のお話をさせていただいて、最終的に総合計画を作ると、策定するというふうになっているところでございますので、当然おっしゃっている総合戦略と総合計画をいっぺんにミックスすれば、それで済むのかもしれませんが、手間は実は一緒だというふうに私は思っておりますので、その点、非常に時間的な余裕がないということで、私としては解釈上、総合計画と総合戦略の部分については現時点ではずらさず策定させていただけないか、尊重はしているところでございます。

○2番(椎葉弘樹君) 総合計画をですね、最初からすごく立派なものを作り上げてという考えであれば、そういう準備期間も必要なかもしれませんが、それと同時にそういう準備というのは、もうすでに実は担当課のほうでやられているのだと私は考えております。もしその準備ができていないのであれば、総合計画をまず1年延ばしにして、総合戦略というのはその計画に基づいて作り出すということで、それはさらに先で作るという流れになるかと思えます。

そこで、担当課のほうにお伺いしますが、総合計画のほうは来年の前倒しで町長の公約を盛り込んだ形で作ることは来年できないのでしょうか、お尋ねします。

○企画観光課長(本山りか君) はい、総合計画は、来年度策定の予定としておりましたので、来年度策定したいと思っております。総合計画は、来年度策定いたします。そして、令和2年度からの執行となります。すいません、大変失礼いたしました。来年、令和2年度に策定を行い、令和3年度からの執行となります。今年度でしょうか。今年度はですね、現実的に厳しくございます。と言いますのが、町長が申し上げておりましたとおり、総合計画の策定につきましては、町民の方々のアンケート調査ですね、意向調査とか策定委員さんの会議、それからその前になんですが庁舎内部での検討、そういった段階を追っていく必要がございますので、少なくともやはり半年以上、8ヶ月、9ヶ月ぐらひは時間を要しますので、総合計画はですね、さらに基本構想という10年間の構想に基づく計画でございますので、まずは10年間のそれこそビジョンとかですね、そういったものを踏まえての計画策定になりますことから、そんな短期間での策定というのは厳しゅうございまして、今年度中の策定は厳しいものと思われま。

○2番(椎葉弘樹君) これはですね、スピード感をもってやれるかやれないかの違いでありまして、多分次に向けての準備というのは着々とその次年度、その次の年度に向けてされているのかなと私は想定していたもので、そういう質問をさせていただきました。私だったら、来年度作るのになというところの考えで言ったところです。

ということは、総合戦略というのは計画と一本化する考えはあるでしょうか。町長に伺います。

○町長（長谷和人君） 先ほども同様なご質問でございますけども、総合戦略と総合計画を一つのものとして策定するというふうな、可能であるというふうな部分も出てきております。ただ、もう少しちょっと時間をいただきまして、その調整をさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） それでは一步譲りまして、総合計画を令和2年度から、令和2年度に策定ということにした場合、今年度も「生き活きと輝き誇れる町」というのが動いております。この部分の改定というのは、部分改定はしないのでしょうか。町長にお伺いします。

○議長（倉本 豊君） 答弁調整のため、暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後1時38分

再開 午後2時04分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

日程第6、一般質問の途中です。発言を許します。

○町長（長谷和人君） 先ほど、椎葉議員のほうからご質問がございました点につきましてでございますけども、現在の総合計画、第5次の総合計画でございまして、これでいきますなら平成32年度までの期間となっておりますということで、この基本構想自体が議会の議決を要する部分等もございます。

併せまして、第2節での基本構想の基本姿勢、将来像というのも3つほど掲げておりますし、それから、先ほどご指摘いただきました将来像、まちづくりのキャッチフレーズ、これが前町長のときのキャッチフレーズになっているのだというふうなご指摘がございました。

今、休憩時間のほうを利用させていただきまして、私といたしましては、先ほどから答弁いたしておりますように、政策についてはこの総合計画に基づいた部分を強調するというので、施策の部分がございまして、その施策の部分につきましてのですね、部分については、ここでは詳しく内容が完備されていないという部分がございましたので、今申し上げました3点につきまして、今一度ちょっと協議をさせていただきまして、ご回答させていただくということをお願いしたいというふうに思っております。

○2番（椎葉弘樹君） それでは、質問のほうを先に進めてまいります。

町長はこれからの4年間で、町民の皆様の幸福度アップに全力で努めるということではと言われております。これは地方自治法の第1条の2、「地方自治体は住民の福祉の向上を図ること」にも基づくものだと理解をしております。心豊かで活力があり未来を創造するというまちづくりのミッションで、「心豊か」な部分が住民の幸福度につながるというこ

とも、先ほど答弁で幸せの部分でいただいたところです。

そこで、町長は、本町の住民幸福度は現在どういう状況か、どういう考えなのかというところを伺いたいと思います。

○町長（長谷和人君） 幸福度ということでのご質問でございます。先ほどの答弁とダブるところがあるかと思いますが、社会的にいきますなら国力や社会の質、これを総合的に評価する場合には、従来は、やはり生産や所得などの経済面が重視されてきたところでございました。

しかし、社会が成熟いたしまして、価値観が多様化するということで、経済的な豊かさだけでの幸せではなく、心の豊かさも欠かせないという考え方が主流になりつつあるということで、椎葉議員からもお答えいただいたところでございまして、私のほうも物の本を読みましたらば、そのように記述がされておったところでございました。

これらの部分を考えて、私なりには幸福度アップというかたちで、今回挙げさせていただいておるところでございますけれども、私としてはこの数値化ということもご質問になっておるのではなかろうかと思っておりますけれども、なかなか今、熊本県でも幸福度というかたちです、数値的に表したところでの表現といいますか、情報の開示をやっておることによってでございます。その数値を透明化することによって、幸福度も表すことが可能なのかもしれませんけれども、私といたしましては、現在は先ほど答弁いたしましたように町民の意識調査、総合計画の見直し等に伴います調査によりまして、町民が寄せておりますまちづくりの期待あたりをですね、今回これによってどういうふうにご考えておられるか、そういうふうにご調査をさせていただければというふうにご思っているところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） ご指摘のように、熊本県のほうでは平成22年度から県民幸福量をアンケートで調査しております。全国で見ますと、県・政令市・中核市のほうでは幸福度ランキング等も発表されているようです。

そしてまた、大阪の門真市では総合計画の体系に基づいてアンケート調査票と幸福度の指標を用いた独自の設計によりまして、平成27年度以降、その調査結果を住民に公表して、その調査結果に基づいて総合計画の見直しをされております。

そこで、最後に町長に伺います。本町でも、総合計画に基づく住民幸福度の指標を、町独自に設ける考えはないでしょうか。

○町長（長谷和人君） 大変、県あたりはそれなりのノウハウを持ってらっしゃるところもございまして、本町においてもその指数を示すということで、その幸福度の調査をするというのも私としては可能であればやりたいなというふうにご思っているところでございますが、ただ、この数値を示す場合につきまして、やはり理論立ての数値が必要になってくるのではないかと、調査をするにあたりましては、その様式等からどれだけの数値

が出た場合について、どれだけ以上の方が参画していただいた、いわゆるアンケートの指数等につきましても、これ以上の人間の方がアンケートに取っていただく統計学あたりの部分も出てくるのではなかろうかなというふうに思っておりますので、そこらへんのノウハウがございませんので、現時点ではですね、そこらへんの根拠も含めたところで、私としては、この幸福度の指数等についてはですね、現在のところ考えていないというところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） その幸福度の指標は考えていないということですが、それではなぜ町長はその4年間で、住民幸福度を向上するということを謳われたのでしょうか。やはり現状の幸福度があってこそ、目指すべき幸福度があると思っております。先ほどの心の豊かさでも示しました健康の指標であったり、経済的な豊かさであったり、そういったところの指標というのは、やはりアンケート等も含めて現状把握というのはしっかりとやっていく必要があるかと思えます。

改めて町長に伺います。その幸福度の把握というのは、今後アンケート等も含めて検討していく考えはないでしょうか。

○町長（長谷和人君） 先ほどお答えしましたように、数値化等についての幸福度あたりはノウハウ等を持っていないという部分がございますので、そこらへんの考えはないというふうに言ったところでございます。今回、町民意識調査等につきましては、その中で、アンケート等で調べたらどうかというようなことは、先ほど答弁させていただいたところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） 以上で、一般質問のほうを終わります。是非ですね、町長には総合戦略等の積極的な見直しをかけながら、町長のやりたい政策・施策を思いっきり、失敗を恐れず実行していただくことを申し上げまして、一般質問を終わりたいと思えます。

○議長（倉本 豊君） これで、椎葉議員の一般質問を終わります。

これで、一つ、まちづくりの基本方針について、関連質問を行います。

関連質問ありませんか。

○1番（遠坂道太君） 2点ほど質問させてください。

まず1点目ですが、先ほど椎葉議員のほうからも町長としての課題という中でですね、1点目はですね、子ども対策で、2点ほど今度、子ども支援のほうで出されておられます。その中で、今後またですね、子ども支援に対する方策というか、そういうものは考えておられるのかお尋ねしたいと思います。

○町長（長谷和人君） 遠坂議員、先ほどの所信表明の中で、子育て支援策にございました3点ほど私挙げておったんですけど、それ以外に何かないかということによろしいでしょうか。

私が考えている中にはですね、従来今までにもあって、平成15年、16年でございます

したか、行革によりまして一時期優遇策等もございましたので、その分野を実は考えているところがございますけども、一旦先ほど3点ほど挙げさせていただいておりますので、それを現実化させていただきまして、その後、先ほど言いました優遇策あたりのですね、再来ができないか、そんなことも考えているところでございます。

○1番（遠坂道太君）　そういうまず3点をですね、重視しながら取り組んでいただいて、次のまた方策で取っていただきたいと思います。

次はですね、介護の問題もちょっと町長のほうも言われたと思いますが、現状、老人が老人を介護しているというふうな状態の家庭が増えてきているように思います。

そういった家庭に対する今現状もですね、介添人に対する助成を町としても行っていらっしゃるんですが、その後のほかにですね、やり方等について何か考えておられるか、そのへんお尋ねしたいと思います。

○町長（長谷和人君）　介護関係でございますけども、いま現在、一昨年からはじめております、保健福祉課が主体となってござりますいきいき健康教室でございましたか、これがまだ全行政区にいったないところがございます。ここらへんを早く、今年度も2地区か3地区ほど、健康教室を立ち上げてくれる所があるようでございますので、これは全行政区23でございましたか、26でございましたか、ここで立ち上げさせていただきましてですね、元気な老人を何とか盛り上げさせていただく、そこで、活性化をしていただくというふうに、私としては今のところは思っているところでございます。

○議長（倉本 豊君）　ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君）　ないようですので、一つ、まちづくりの基本方針についての関連質問を終わります。

次に、一つ、安全なまちづくりについて、金子議員の一般質問を許します。

○6番（金子光喜君）　6番議員の金子です。通告のとおり、一般質問をさせていただきます。今回、新町長になられてからの最初の一般質問ということで色々考えましたが、私が町民の方から相談を受けた安全なまちづくりについてということを取り上げさせていただきました。どうぞよろしくお願いたします。

まず、初めに交通安全対策として、国道388号と桜町通り交差点の安全対策についてお伺いさせていただきます。この件については、私は国道388号が当初は国道446号だったですかね、と言っておりましたが、開通した当初から何回か取り上げさせていただいて、一般質問させていただいた経緯がございます。

しかし、なかなか十分な対策ができておりません。これまでも数件の事故が起きておりますし、実際、今年3月でしたか、車が横転するような事故が起きております。死亡事故とまではならなかったわけですが、一つ間違えれば、重大事故につながりかねない状

況でありました。そんなことで、地元の住民からは、もう少しそこに住む人のことを考えた、安心できる対策を講じてくれないかと、多くの声をいただきました。現在、どのように認識されているのか、まず、お伺いさせていただきます。

○総務課長（高橋 誠君） 国道388号線と桜町通りの交差点、私のほうも現場のほうを確認させていただきました。先日、多良木署のほうにも、どういった事故があっているのかというところでお話を聞きに行っていました。その中で、過去にも金子議員のほうから横断歩道の設置等々で、検討を促されたこともあったとは言っておりましたけれども、現状としては横断歩道の設置には至らない、できない分もあるのかなという話をされております。事故を大幅に激減させる、過去にもあったとは思いますが、これについては役場としてできることはないでしょうかというお尋ねをしたところ、やはりハード的なところではなく、ソフト的なところで、やはりそこを運転される方の意識、これを強化するように周知する。これが役場側の仕事じゃないですかということで、いただいております。

また、ハード的なものは、国道388号線を管理されている熊本県なりご相談されることもあるし、我々警察側としても、というところの見解も持つておられるようございませう。今後、警察ともいろんな対策については協議を重ねるということで約束してまいりましたので、今後の展開だと思っております。

○6番（金子光喜君） 今後の展開に期待してくださいという意味も含められていたのかなとは思いますが、実際ですね、開通しまして年月が経っているわけですが、一向に解決するような流れはないと感じております。住民の方もですね、業を煮やすといいますか、このままの状況を看過するわけにはいかないのじゃないかというふうな議論も出ておりますので、住民サイドからの要望というのも上げることを検討されているような話もされておりました。これは必要なことだと思いますし、そこに住む者としてですね、安全に暮らせるための権利の一つだと思いますので、そこはですね、町としてもしっかりとした対応と併せて、警察当局、また県へのお願いのときの支援もですね、していくかたちで対応をお願いしたいと思っております。実際ですね、そこに行かれて、あの場所を見られた場合に感じられることが多くあると思いますけれども、私的には2点、対応をしっかりお願いしたいということを再度、何回もくどうようですが、お願いしたいと思っております。

まず1点目は、交差点であることの確認がなかなかしづらい。特に、水上村から来た場合ですね、カーブであったり、上り坂であったり、正面にちょこっと信号が見えるような状況というのがあります。そこは通過してみると分かりますけれども、なかなか視点が信号のほうにいったりしてですね、そこが交差点であることに認識することが難しかったりとか、そういうような状況がありますし、また周辺に、途中のところ、下城から下染田

を通る間はですね、民家もございませんので、スピードの出やすい区間でもあるように感じます。そのあたりを総合して考えますと、非常にスピードが出やすく、交差点が認識しづらくて、急に民家が密集する地域に入ってきますので、子どもの飛び出しであったり、お年寄りの横断であったり、車の横断であったりというのが確認しづらいのかなと思っているところです。要するに、交差点であることの確認ができるような、対応が必要なものではないかということです。交差点の前には、お決まりの交差点がありますという注意喚起の看板がございます。一つだけですけど、なかなか分かりづらいところです。初めて通られる方も、特に、あの道は水上村の桜まつりでありますとか、様々に観光で初めて通られる方も多い道路ですので、そういうところで事故が起きないかと、非常に心配しているところです。

あと、桜町通り周辺で、生活しておられる方々がですね、道を横断するときですね、非常に危険を感じるということです。確かに、横断は約100メートルぐらい先の横断歩道を通って下さいというようなお話があったように記憶しております。ただ、それが本当に現実的なのか、お年寄りの方、子どもたちに100メートル先の横断歩道を渡って、こっちに帰って来なさいということが本当に言えるのか、ということも併せて考えるべきではないかと思えます。強く、警察のほうであったり、県のほうであったり、行政にもですね、このきちっとした対応を求めるところです。ほかの町村では、カラーの舗装を交差点の中心部にしてあったりですね、あと、交差点に点滅のマーカがしてあったりとか、そういうふうな対応がされているところが見受けられますけども、本町の場合はそれも現状ではないということ、住民の方も心配しておられます。何の対応もしていないではないかと。様々に事故が起きてからでは、取り返しのつかないことになる可能性もございますので、十分な話し合いなりですね、行政側のしっかりとした県、警察へのお願い、呼びかけなども併せてお願いできればと思います。

また、町民のほうから、住民のほうから、しかるべきご意見をもって、県のほうへ嘆願などされるときには、サポート等もですね、していただくような流れがあれば、もっと対応もスムーズにできるのかなと思えますので、この場を借りてお願いさせていただきたいと思えます。ということで、次の質問に入らせていただきます。

要旨2の、子どもの登下校時の安全対策について、ということをお聞きさせていただきます。これも町民の方から聞かれたことなのですけども、本町は子どもの登下校時の見守りなどが、近隣町村に比べて少ないように感じますけど問題ないの、という話でした。そういう問いかけでしたので、私は、本町は歩道の整備には特に力を入れていて、学校も小学校、中学校同じ位置にありますので、学校に向けての歩道整備は特に力を入れてますし、PTAでも毎週月曜日には交通指導として、角に立ってですね、されていますよという話はしたのですけども。そこで、それで十分なの、という次の質問が来たときにです

ね、十分ですよとは答えられなかったのが、そのときの状況であります。確かに近隣町村はですね、湯前町と比較した場合、頻繁に見受けられますし、湯前町が手厚いとは言えないのかなと思います。現状、私が言いましたとおりの、月曜日のPTAの交通指導、そのくらいですかね。現状、その必要性とか、もっと手厚くしていいのではないとか、そういう議論はされていないのでしょうか、まずお伺いさせていただきます。担当課長、お願いします。

○教育課長（北崎真介君） 実際の見守りに関しましては、ご存じのとおりPTAの保護者では行っておられます。それ以外に、実際は見守り隊ですとかボランティアの皆さんで、毎日立っていただいている場所がございます。我々の中では、そのボランティア協議会とかですね、いろんな意見をいただきまして、例えば平成28年度には各地区に安全帯を2本ずつ提供させていただいて、また、朝夕に散歩する方々とかには、できれば通学路を中心に歩いていただけないかという、そういう呼びかけをしていただきたいということで、社協のほうにもお願いはしているところでございます。

また、我々としましては、今後例えば公民分館の皆さんとかですね、そういったところの中でも働きかけをしていきたいなと思っております。今後、また、PTAの皆さんとは、協議検討を続けていきたいなと思っております。以上です。

○6番（金子光喜君） 課長の答弁では、保護者のほう、PTAの方々とですね、議論しながら、必要があれば、もっと手厚くというかたちで思っておられるのかと思いますけども、状況をしっかり考えたときにはですね、月曜日だけではなくて、他の曜日でもきちんと交差点に立っていただくなり、それなりの対応が必要ではないかなと感じているところです。角に立つと、私も保護者でありましたので、子どもたちの見守りに立ったことがございますが、しっかり、おはようございますと挨拶をしてくれますし、子どもたちとのコミュニケーションもとれて、非常に立った側とすれば、清々しい気持ちで、その一日を迎えられるような経験もございますので、その流れがあるのであれば、いろんな方に呼びかけて、交差点での見守りも積極的に関与していただくような体制づくりといいますか、システムづくりというのを作り込んでいく必要があるのではないかと思います。散歩される方にその時間帯をお願いするとか、いろいろあるかと思いますけども、そこに人が立っているだけで子どもたちは安心すると思いますし、いろんな方がそこに立つことで、その方々と子どもたちとのコミュニケーションも必然的に生まれてくるかと思いますので、町の子ども見守りの気概の醸成といいますか、そういうことをしっかり作り込んで取り組んでいくことが、今の時代必要なのではないかなと、つくづく感じておるところです。

以前は、非常に声掛け事案とか、子どもが犠牲になるような事故、事件等もかなり頻発しておりましたので、PTAとか保護者、まあ地域の中でもですね、子ども見守りに関しては、かなり手厚くされていたような経緯がございます。青パトが誕生したりとか、子ど

も見守り隊が発足してユニフォームを作られたりとか、いろんな自治体で対応されておるようですが、近頃、特にそのへんについては、だいぶ縁遠くなったといいますが、その展開が薄れてきたように感じております。

P T Aが以前、子ども見守りパトロール中というふうなステッカーを作って、保護者がそれを車に貼ってですね、町内を巡回していたような時期もございましたが、今、保護者の世代も代わりまして、なかなかその車も見かけなくなりました。子どもを見守る社会の目といいますか、そういうことを周りの社会に発信する意味でも、またそういう取組も見直すべきなのかなと思いますけども、そのへんについては現状の保護者なり、町の教育委員会のほうでは議論されておられないでしょうか、お伺いさせていただきます。

○教育課長（北崎真介君） その見守りだけに限っての議論は、実際はまだ最近はございません。ただ、毎年夏休み前に、小・中学校の地区座談会とかで、大体危険箇所とかを挙げてもらうというのがあるのですが、その中で、やはりそういう危険箇所だけではなくて、対人とか、やっぱそういった話も中には挙がってくるがございます。

そういったときに、その意見を集約した結果を、通学路安全推進会議というのが年に1回か2回設けております。教育課主催で行っております。それには小・中学校の両校長、小・中学校の両P T A会長、総務課、建設水道課、多良木警察署、県振興局土木部から、それぞれ担当の職員に来ていただきまして、各場所を全部回って、それからまたいろんな役割分担をやって、できるものはできるところからやっていくということでやっております。緊急なものは、緊急にということですね。そういったところで、やっぱり実際こういう不審人物とか、ここの場所は線を引いたほうが良いとかですね、道路のこととかそういったところは、その中で議論しております。各担当で役割分担をしまして、対処してきているところでございます。

○6番（金子光喜君） 先ほど、答弁の中にも地域の見守り隊という話がございましたが、実際、本町でも見守り隊の活動といいますか、正式なかたちで発足して、されておるのでしょうか、確認させてください。

○教育課長（北崎真介君） ちょっと私は、ちゃんとした見守り隊という名前で活動されているのかどうかは分かりませんが、見守り隊のだった方といいますか、そういった方が、毎日、毎朝、クロネコヤマトのところで毎日見えていただいております。南部のほうは南部のほうで、また別の方が見えていただいております。

○6番（金子光喜君） ちゃんと登録された方といいますか、町のほうと意識の共有をして、見守りということをやっておられる方ということで、認識してよろしいのでしょうか。

要するに、個人的なかたちで子どもたちの見守りをされているような状況であれば、その方がされないときには誰がするのかというかたちになってきますし、きちんとした見

守り隊として、人吉市とかですね、老人クラブとかのご協力を仰ぎながら、されているような自治体もございます。そういう組織といいますか、安心できるような体制ができればいいなと思っているわけですが、そのへんの組織の結成とか対策とかについては、現状必要性というのは感じられますでしょうか、このへんは町長にお伺いさせていただきたいと思います。

○町長（長谷和人君） 現状、地域の見守り隊ということですね、登録というお話が先ほどあったのですが、その登録は多分されていないのではないかなというふうに、私としては認識しております。2、3名の方が、自分たちがボランティアの組織の中で、朝、旗を持って、クロネコヤマト等で、横断歩道を渡るときに旗を前に出されまして、安全に横断ができるということで、毎朝、実施していただいているものというふうに認識しておりますし、おっしゃるように私としては、この見守り隊の皆様方が、自主的に結成していただきまして、子どもたちの見守りをしていただければ、私としては非常に嬉しいところでございます。

○6番（金子光喜君） 有り難い限りでありまして、自発的にそういったかたちで子どもたちの見守りをしていただくような方々がおられることは、大変嬉しく思うところです。この流れをしっかりと受け継ぐなり、継続したものにするためにも、ちゃんとしたかたちでの見守り隊の発足というのは必要なかなと感じております。町長の答弁でも、必要性を感じておられるようでもございましたので、今後ですね、そのへんの対応も併せてですね、しっかり検討なり議論を深めていただければと思います。もちろん、その見守り隊の中には、私たち議会も加わることはやぶさかではないと考えております。いろんな方がそこに加わることで、町の子どもの見守りという気概が、少しずつ高まってくるのかなと思いますので、しっかりと対応を、今後していくような流れができることを希望するところです。

あとですね、昨年ですか、問題になりました倒壊しやすいブロック塀の問題ですが、通学路の周辺でですね、昨年、大阪でしたか、地震でブロック塀が倒壊した下敷きに、お子さんがなられて亡くなられたという非常に残念な事案があって、行政のほうもしっかり対応していただいたように記憶しております。町の管理するブロック塀については、ほとんど対応がとられたように記憶しておりますが、民間の分、特に通学路に関しては、それなりの対策をしていただけないかというようなお知らせが、旬報等でも掲載されていたように記憶しております。現状、どの程度対策がされたのか、また必要であると認められた物件といいますか、案件がどの程度あるのか、把握しておられるのであれば、お知らせいただければと思います。

○建設水道課長（皆越克己君） お答えいたします。本年度予算化をさせていただいて、予算的には80万円というところで、4月に入りましてホームページ、旬報等でお

知らせをして推進を図って参っております。現状といたしましては、相談が6件、既に参っております、内4件、現地調査等行いまして、該当するであろうということで、現在、県のほうを通じて申請を上げているところであります。

○6番（金子光喜君） 町民の認識もですね、少しずつかもしれませんが高まって、そういう対応をしていただいているということは有り難いかなと思います。先日いただきました新しい例規集にも、平成31年3月にできた補助要項について記されておりました、対応がしっかり素早くされているのかなということで、感心した次第です。通学路だけではなくて、子どもたちは、そして町民の方は、いろんなところでですね、危険なブロック塀に遭遇することもございますので、通学路以外でも、そういう危険なブロックがあるのかなと思いますけれども、そのへんについての調査とかはされたのでしょうか、お伺いします。

○建設水道課長（皆越克己君） 一応、現地調査等回っているところでの範囲ですけれども、その他ブロック等の現状については、大まかなところでは確認しているところでありますけれども、現状といたしましては、この補助金交付要項等の対象となります通学路でありますとか、そういった部分にはなりますけれども、そちらのほうで推進、周知を図っていきたいなと思っているところであります。

○6番（金子光喜君） ブロックからちょっと離れましてですね、もう一つありますけど、先日、滋賀県での交通事故を受けてですね、信号待ちの横断歩道も危ないというような報道等もありました。確か、前列のほうで待っていると車が突っ込んでくる可能性があるよというようなことで、じゃあどこが安全なのと疑うような状況がありましたけれども、それを受けて、きちんとした対策というのが必要ではないかというふうな話もございましたが、学校のほうでですね、横断歩道での待つときの対応なり、安全に身を守るための対応というのはお話とかされたのでしょうか、お伺いさせていただきます。

○教育課長（北崎真介君） 学校、まあ校舎自体のブロック塀を処理したのはご存じだと思いますけど、通学路でですね、担当の先生方にいろいろ巡回していただいて、いろいろ見ていただいたのと、児童・生徒、小学校も中学校もですけど、児童・生徒から、どこがどうだという話を聞き取って、まとめてあるところはございます。そこまでは多分ご存じかと思いますが、そのあと、学校のほうとしましては、全くその場所が変わらない場合は、まず、もうブロック塀から離れて歩きなさいと。

○議長（倉本 豊君） 課長、ブロック塀の話はもう終わりました、交差点の安全の。

○教育課長（北崎真介君） すいません。まず、そういうところと、交差点のところではやはり、周りに注意して、あまり近づきすぎないようにというような指導はされているということです。それは通常の安全教育の中でもされているということです。

○6番（金子光喜君） 何があるか分かりませんので、子どもたちも普通の一般の方も

含めてですけども、交差点では、車が来るところではですね、きちんと対応をしなければならぬということが改めて叫ばれたのかなと思いますけれども、ポールを立てるとか、角が危ないのであれば、何かきちんとした車よけのガードなどが必要ではないかという話もございましたけれども、そのへんの対策については、行政なり、国のほうからの通達等はなかったのでしょうか、お伺いします。

○建設水道課長（皆越克己君） 議員おっしゃるとおり、全国的にも注目を集める交通事故ということで、幼い子どもたちが失われた事故が続発しておりますし、そういったことを受けまして、国交省及び警察庁としても合同で現場調査をやっていますよというふうな内容のお知らせが、県を通じて町のほうにも参ってきているところです。

それにつきましては、過去5年間以内に幼い子どもを含む死亡事故があったところの交差点等を、2次点検といまして何か調査をするというふうなことでやっているということですけども、具体的に県として、町として、どういった方向性、安全策がどうなのかということまでは、まだ、参っておりませんので、これにつきましては、全国的な、統一的な基準で何かできるというふうなことは、なかなか難しいことかなと思っておりますけれども、今後、これについても注視していきたいと思っております。

○6番（金子光喜君） 今後も、保護者でありますとか、町の様々な団体でありますとか、警察を含めてですね、いろんな団体との協力をお願いしまして、子どもたちの安全・安心の見守りについてですね、しっかりご検討をいただければと思います。加えてですね、一連のこれまでの流れを見ますと、高齢者の方の運転の中でのミスといいますが、そこでの重大事故というのが特に見受けられているように感じます。町のほうでも、また世間でも、免許証の返納とかですね、声高に叫ばれているような状況というのはご認識いただいているのかとは思いますが、現状、町のほうでも、高齢者の方の免許証の返納についての議論とかはですね、されておるのか、そのへんの対応についての現状のお考えを、お伺いさせていただければと思います。

○総務課長（高橋 誠君） 全国的な高齢者の運転ミスによる死亡事故、新聞でもニュースでも拝見しているところがございます。先週、多良木署のほうに行きましたときにも、そういった話題も出すところであったのですが、いま現在、湯前町のほうで具体的に高齢者の事故に対する注意の促し、これが一番だということでございます。

免許証の返納については、また、ご家庭で、ご家族と判断されても良いし、ご本人の判断にもよるかと思っておりますので、この湯前町、特に高齢者の方が運転する車、これは年々高齢化に伴って多いと思っております。これについては、場所もあって、車でなきゃ移動できんというご高齢者の方ばかりかなと、私も感じておるところでございます。それについては、まだ、警察様とですね、いろいろな対策がないか考えながら進めていかなければいけないと考えております。

○6番（金子光喜君） このことについては、田舎であればあるほど、その方の足として、車というのが必要不可欠な状況であるというのは、十分理解しているわけですが、いかんせん、そこで事故にあったりですね、他人の命を奪うようなことがあっては残念な結果になってしまいますので、免許の返納というのを英断していただくような、その家庭の話し合いとか、しっかり意識を盛り上げるようなですね、取組というのを町としてもしていただければということで、ちょうどタイムリーかなと思いましたので、質問の中に入れてさせていただきました。

次に、要旨の件で、防犯カメラの設置について、お伺いさせていただきます。以前にも、防犯カメラの設置については、質問させていただきました、その必要性や効果について、何度かお話しさせていただいたと思います。

そんな中ですね、昨年でしたか、ふるさと納税の寄附金を使った町の安全・安心の取組として、防犯カメラの設置の計画が検討されておりました。町内の文化財や施設ですね、そういうところを取り付けるということでしたけれども、優先順位が文化財とか町の施設とかが優先になりまして、なかなか主要な交差点等には設置が見送られていたように感じ、非常に残念に感じたところでした。文化財とか施設の重要性はもちろん分かりますけども、町の全体の安全とか安心であるとか、あと見守りであるとかですね、その防犯意識の啓発にも防犯カメラは大きく効果があるという話もありますので、そのへんは認識いただいたうえで、主要交差点への設置というのを再検討願いたいなということで、今回質問しておりますけども、そのへん担当課長はどうお考えなのか、お伺いさせていただきます。

○総務課長（高橋 誠君） 防犯カメラについては、必要性を十分に私も認識しております、今回といいますか、平成30年度は小学校、中学校、また、駅前駐輪場、城泉寺、八勝寺、この5つのところに設置をさせていただきました。

また、財源はふるさと納税ということで、財源的に厳しいところもあるのですが、昨年度はLEDの街灯に重視させていただきました、まずは防犯には明るさ等を重視させようということで、通学路をメインに100基ほどのLEDの街灯の交換をさせていただいて、かなり明るくなったと私も思っております。今後、防犯カメラは設置はしないという考えではなくてですね、やはりその必要性、あと住民の要望、区長さんの要望、そういったものを十分に確認させていただいて、交差点または町境ですか、そういったもの、また、設置するうえでの子どもたちだけの見守りなのか、それともそのほかの目的等々もですね、考えさせていただくところかなと考えております。

今後、必要性があると判断した場合は、また予算計上なり、議会の皆様にもご相談したいと思っております。

○6番（金子光喜君） 防犯カメラについては、特に都会とかですね、人口密集地にお

いては、事件の解決とか事故の解決であったり、そういった使い方もされておりますし、あと子どもたちの見守りと、いわゆる徘徊された老人の方のですね、捜索等にも大きな威力を発揮しているというのを聞いたことがございます。様々な効果と申しますか、メリットもございますので、そのへんをですね、しっかり対応するかたちで、設置に向けて再度ご確認いただければと、強くお願いするところでもあります。設置された場合ですけれども、防犯カメラについては、そのデータの取扱い等とか、そこはきちんと対応はされているものと思います。県のほうでも、その指針をちゃんと作っておられたと思いますけれども、町のほうでも、いま設置されている防犯カメラの取扱いの指針については、出来上がっているのでしょうか、お伺いします。

○総務課長（高橋 誠君） 町の防犯カメラについては、昨年5つを付けた以前にですね、自動販売機型の防犯カメラ、そのときに設置要綱、そちらを設定しております。それに準じたかたちで、そういったデータの管理、データの確認、誰しもが見られないように、我々設置側も見られないよというふうなところで、決まり事を作っております。

○6番（金子光喜君） 今の担当課長の答弁というのを、しっかり町民の方もお聞きになっていると思いますので、カメラが設置されて、常に監視されていて、それを誰かが見るのじゃないかというふうな不安は、今、一掃されたと思いますので、そういったかたちで、町もしっかりとした、いわゆるガイドラインと申しますか指針と申しますか、それを持って防犯カメラを運用しているということで、今後も増えていくような体制ですね、見守り等の強化を図っていただければと感じているところです。

では、次の質問です。危険な尖った葉を持つアツバキミガヨラン対策についてということをお伺いさせていただきます。聞き慣れない名前だと思います。これも、あるお母さんからのお尋ねがありまして、私のほうでも調べた訳ですけれども、尖った葉がありまして、それで子どもが怪我するのじゃないかと思うと、ゾッとしますというふうな話でした。何か規制とかはないのでしょうかねというふうな話でしたので、調べてみたのですが、そこでアツバキミガヨランという名前を初めて知ったわけです。確かに、確認したときには、あの尖った葉は非常に針のような、刃物のような状況でありまして、特に繁殖力が旺盛で、乾燥した状況でほったらかしてあるところに関しては、鋭利な状況です。そのへんのご質問があったとおり、何らかの規制とか、それなりの行政からの呼びかけというのは、これまでなかったのでしょうか、お伺いさせていただきます。

○総務課長（高橋 誠君） アツバキミガヨランについては、私も初めて聞く名前の植物でございまして、どこに生えているのか、どこに自生しているのか、家庭的に植栽されているのかということも含めてですね、確認をさせていただきたいなと思っております。

す。

で、ある1箇所ですね、議員からご紹介されたところを私も見に行ってみりました。さすがにやはり、これは危ないなど、感じたところでございます。早速、その敷地、ご自宅の敷地から歩道に出ていますもんですから、これについては、剪定なり撤去なりというのを、ご相談できないかということでございましたけれども、それは植えているのではなく、どこからか種を持ってきた鳥が落としていったとか、そういったことで自生したのだということも言われておりました。まあ、そういった事例もありますので、通学路メインにじゃないですけども、そういったものも、ちょっと調査をさせていただいて、持ち主の方、また敷地の方に管理をしていただくようお願いしたいと思いますし、旬報等でもですね、促したいと考えております。

○議長（倉本 豊君） ここで、休息のため休憩します。

-----○-----

休憩 午後3時00分

再開 午後3時10分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。日程第6一般質問、金子議員の質問の途中です。質問を許します。

○6番（金子光喜君） 休憩中に、各議員にも、また執行部にもどういったものなのかというのを確認いただいたので、安心しておるところですけども、その植物体自体がですね、非常に繁殖力が強くて、根だけで増えるとか、また駆除するにもなかなか難しいというふうな話もネット上で出ておりました。今後、各ご家庭で、もし駆除されるということであれば、その駆除の仕方等もですね、役場のほうに問い合わせれば、どういったかたちでできますよとかの、お答えもしていただくような対応をお願いするところです。事故がないうちに、何らかの対応ができることを願っております。お母さんが言われたように、それで子供さんが、例えば目に刺さるとかですね、大きな事故につながるということがないように願うところです。

では次に移ります。最後の要旨ですけども、町からですね、消防団に依頼して、全戸設置した火災警報機のメンテナンスについてお伺いさせていただきます。これは確か、平成21年か22年頃だったと記憶しておりますが、住宅用火災警報器の設置が法的に義務化されまして、火災から身を守るツールとして話題にもなりまして、広く普及が叫ばれていた頃ですけども、当時、経済対策事業の一環で、町がまとめて購入して、地区の消防団が設置をお手伝いするという、非常に当時としては画期的な対応をされたことを記憶しております。私も、当時消防団員で、設置についてのお話を、地区の住民の方にお話ししたり、実際設置したりということをした記憶がございます。火災のとき、ま

ず逃げることですね、ということ念頭に作られた機械でありまして、義務化されたときに、町がしたことは非常に良かったなと思っております。あれから10年が経過しようとしておりまして、設置当初想定されていた電池寿命を迎えようとしております。まだまだ電池を換えれば、十分に使えるものもあるでしょうし、新しいタイプのやつに交換するという対応もあるかもしれませんが、電池の交換の呼びかけなりですね、各ご家庭での検査なり、必要であると考えております。これから電池寿命を迎えるにあたって、町のほうではどういうふうに対応を考えておられるのかということをお伺いさせていただきます。

○総務課長（高橋 誠君） 火災報知器につきましては、平成20年の国の経済対策のほうで設置させていただきました。当時は、消防法の改正があつていまして、平成20年ですから、平成23年5月31日までに設置が義務付けということがありまして、町のほうは先だつて先行したかたちで、この設置のきっかけを作ろうという方法で、この国の事業を使いまして設置したということでございます。当時、全世帯に2個ずつを配布、また、それ以上に欲しい方、3つめ4つめ欲しい方は自費で購入してくださいよということでございまして、総数3300個を付けております。きっかけづくりということで、義務付けになる前に設置して、あと、議員言われるように、電池のほうは、その当時のカタログを見ますとやっぱり10年ということでございまして、それについては、当時の背景から見ますと、各ご家庭のほうで電池の交換等はしてくださいねということであつたかと思っております。

ただ、高齢者の世帯、設置、点検ができないご家庭があつたかと思ひます。それについては、消防団が代わりに代行して設置をしたということでございます。今も変わらず、そういった点検等については、高齢者の方ではできないのかなと思っておりますので、そういったことも含めまして、旬報等でとりあえずは点検をしていただくような手配をさせていただきたいなと思っております。また、電池の交換がお得なのか、新しい器械のほうがお得なのかということも検討させていただいて、町長のご判断もあるかとは思ひますが、そういったところも協議をしたうえで、何らかの対策はするようなことも考えることも必要かなと思っております。

まずは町民の方に、ご家庭に付いている火災報知器の点検、動作確認、電池の確認をしていくことが先かなと考えております。

○6番（金子光喜君） 火災報知器、警報器と言うのか、どちらが良いのか分かりませんが、火災警報器の点検というのが一番先に来るのかなと思ひます。普通に健康な方がおられれば、高いところにある火災警報器でも線を引っ張るなり、ボタンを押すなりすれば、正常であれば、「正常です。」と、答えが返ってきます。そこを確認してもらふなりですね、必要かと思ひますが、お年寄りのご家庭であつたり、なかなかでき

ないような状況のところには、消防団が行くなり、それなりの対応が必要なのかなと思いますけれども、そのへんは、担当課長はどうお考えでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） 旬報で周知するだけで終わってしまうようであれば、ちょっと点検はままならないご家庭もあるのかなと思いますので、ここは消防団の協力が得られるかもしれませんので、まずは幹部会のほうにお諮りして、そういったことが可能かどうかを確認させていただきたいと思っております。

○6番（金子光喜君） できますれば、消防団にお願いして、そこの住民の方とのコミュニケーションも含めてとっていただくことで、基本的に寝室に取り付けるようなかたちでしたので、有事のときの対応については、良い効果があるのかなと考えますので、十分消防団とのお話を進めたうえで、適切な対応がされますことを心から希望するところ です。

また、先ほどの答弁にありましたとおり、これは首長のご判断かとは思いますが、電池の交換なり、新しいタイプの機器に交換するなり、何らかの対応をされる場合に、町として何らかのお手伝いなり、補助なり、それが可能なのかなというふうに感じるところですが、ここは、町長はどうお考えなのか伺いたします。

○町長（長谷和人君） 今、総務課長が答弁いたしましたように、平成20年ということで、11年経過しておるところでございます。1台の価格も、当時からすると安くなっている部分もあろうかというふうに思っておりますので、先ほど言いました電池交換という部分の交換と、新しく器具を交換するという部分の選択肢もございます。

併せまして、新しく器具を交換するというふうになりますと、予算も投じますし、それから当時、消防団員のほうにお願いしましたというところがございますので、そのときにも多分いくらかの、1台につき確か手数料もお支払いになったのじゃないかなというふうに記憶しておるところでございます。その財源に、これまではっきりその事業の分の交付金関係のやつが来てないところなのですけれども、もし、今、市房発電所の見返り財源の分が、多分1,000万円ぐらいだったと思うのですけれども、今年から2年ほど見返り財源があるようなお話を聞いておりますので、場合によっては、その財源を充てさせていただいて、新規購入するというのも考えられるのかなというふうに思っているところでございます。

○6番（金子光喜君） 町長の今の答弁を聞いて、非常に何か明るい兆しが見えたのかなと感じたところであります。町の安全とか安心の根っこの部分には、首長の思いが大きく影響するのではないかと思います。確か、所信にもしっかり述べられていたと思いますけれども、安全・安心に暮らすことのできるまちづくりという大きなテーマがございますので、このことに精一杯頑張っ て取り組んでいただきますことを、心からエールを送りまして、私の質問を閉じたいと思います。ありがとうございました。

○議長（倉本 豊君） ただ今、一つ、安全なまちづくりについて、金子議員の質問が終わりました。これより関連質問を許します。

○7番（高橋一雄君） 子どもの安全対策について質問がございました。最近の交通事故の中で、園児や保育士さんが犠牲になられています。そこで、この事故を受けて、町内のこども園、保育園の園外活動についての調査をされたのか、また、このような事故に遭わないための対策等、協議されたのかお尋ねします。

○保健福祉課長（白川一雄君） 町独自でございますけど、多分、交通事故を受けて、国、県を通じまして、町のほうにもそういう死亡事故等の発生状況等について調査があったというふうに思っております。

○7番（高橋一雄君） 対策については、どうなのですか。今までと変わらないのか、それとも園外活動を控えられるのか。町内でも、役場周辺ではこども園のほうでお散歩をされていると思います。今回の事故を見ますと、歩道に絶壁を張らない限り、絶対起こらないという事故ではないと思いますので、どのように今後されるのか、園のほうで対策を練られているのか、お尋ねします。

○保健福祉課長（白川一雄君） 子どもの健全育成のためには、やはり建物内だけではなくて、外に出て目を浴びながら活動するというのは非常に大事なことであろうというふうに思っております。その園外活動の中で、道路のハード的な面は抜きにして、そういう危険をできるだけ減らすためのルートを選択していくというのは、今後、保育園の関係者の方とも協議しながらですね、進めていきたいというふうに思っております。

○2番（椎葉弘樹君） 金子議員の最後の質問で、火災報知器の総務課長の答弁に対して質問いたします。この火災報知器の効果の検証ですね、付けたことによってこういう効果が得られたのだというところの調査、あるいは、ほかの方法が良いのじゃないかというところの分析等はされているのでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） その付近の、設置したあとの10年間あったのですが、その中で、検証のことはまだやっていないところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） これはですね、やはり検証を早急にやられて、その後の対応策をやらないと、もう電池も11年目ということで、非常に緊急性を要するのかなと思っております。もし、町として本当に必要と感ずるのであれば、これはいつこの対応をとられるのか、町長のほうに伺いたいと思います。

○町長（長谷和人君） 検証の必要ということでございますので、今度新たに、例えば乾電池だけでも、いわゆる公的な予算を使うということになりますので、ここらへんは各消防団あたりとですね、協議をいたしまして、ここの検証、やはり当然必要だからこそ設置したものでございますし、火災等の予防等にも当然役立つものというふうに思っておりますので、そこらへんで協議をさせていただきまして、検証のほうを進めて

いきたいというふうに思います。できましたらば、電池等も交換等もあるかもしれませんが、そこらへんを目途に立てさせていただければというふうに思っているところでございます。本年度中に乾電池も交換する方向になるかもしれませんが、そこらへんを、時期を得てということですね。

○1番（遠坂道太君） 子どもの登下校の安全対策につきまして、青色灯でずっと今まで回っておられたのですが、現状は今どうなっているのでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） 現在公用車のほうで、青パトの登録をしている車がございまして。青パトを付ければ監視する、見守りする町独自のパトロールカーになってしまいますけれども、それ以外に、職員が公用車で町内を回ることがございますので、そのときにパトライトは付いていないのですが、そういった見守りのところで回っている、町職員が回っているというふうな位置付けで、認識しております。

○1番（遠坂道太君） 私が記憶しておったのは、青色灯で毎日回っておられるなというふうな感触がございました。公用車だけであれば、仕事だなというふうな感じしか思わないのじゃないかというふうに感じるわけです。やはりそういったかたちで、やはり下校時にもですね、そのへんをかたちはとられたほうが良いのではなからうかと思えます。そのへんについてはどうでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） なるだけ青パトの外灯を付けてですね、回るように工夫はしていきたいと思っております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、以上で、一つ、安全なまちづくりについての関連質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、6月11日午前10時に開きます。

議事は、条例改正等を予定していますので、ご参集願います。

本日は、これで散会します。

-----○-----

散会 午後3時29分

第 2 号

6 月 1 1 日 (火)

令和元年第5回湯前町議会定例会

[第2号]

令和元年6月11日
午前9時59分開議
湯前町議会議場

1. 議事日程

日程第1	報告第 2号	平成30年度湯前町繰越明許費繰越しの報告について
日程第2	議案第23号	熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
日程第3	議案第24号	特別職の非常勤職員の報酬並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
日程第4	議案第25号	湯前町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
日程第5	議案第26号	湯前町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第6	議案第27号	湯前町出生祝い金支給条例の制定について
日程第7	諮問第 1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第8	諮問第 2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第9	諮問第 3号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

2. 応招議員

1番 遠坂道太	2番 椎葉弘樹
3番 森山宏	4番 黒木龍次
5番 味岡恭	6番 金子光喜
7番 高橋一雄	8番 黒木喜巳男
9番 山下力	10番 倉本豊

3. 不応招議員

なし

4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

なし

6. 職務のため会議に出席した者

議 会 事 務 局 長 西 村 洋 一 議 会 事 務 局 主 事 勘 米 良 康 隆

7. 説明のため出席した者

町	長	長	谷	和	人	総	務	課	長	高	橋	誠										
会	計	管	理	者	愛	甲	正	之	税	務	町	民	課	長	堤	田	真	由	美			
教	育	課	長	北	崎	真	介	保	健	福	祉	課	長	白	川	一	雄					
建	設	水	道	課	長	皆	越	克	己	企	画	観	光	課	長	本	山	り	か			
農	林	振	興	課	長	稲	森	一	彦	農	業	委	員	会	事	務	局	長	吉	田	精	二

開会 午前9時59分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） ただいまから令和元年第5回湯前町議会定例会、第2日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

-----○-----

日程第1 報告第2号 平成30年度湯前町繰越明許費繰越しの報告について

○議長（倉本 豊君） 日程第1、報告第2号、「平成30年度湯前町繰越明許費繰越しの報告について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 改めまして、おはようございます。それでは、報告第2号について提案理由の説明を申し上げます。

平成30年度一般会計予算において、湯前町役場庁舎耐震改修工事ほか10事業を令和元年度に繰り越しましたので、報告するものでございます。

詳細につきましては、課長に説明をさせます。どうぞよろしくお願いたします。

○総務課長（高橋 誠君） 報告第2号、平成30年度湯前町繰越明許費繰越しにつきましてご説明いたします。

次のページをご覧ください。平成30年度湯前町繰越明許費繰越計算書です。一般会計でございます。款2総務費、項1総務管理費、湯前町役場庁舎耐震改修事業でございます。繰越額1,199万1,000円でございます。庁舎議会棟側2階建ての耐震工事でございます。鋼製ブレースに使用する高力ボルトの生産に遅れが生じ、年度内の事業完了が困難であるため繰越したものでございます。完成見込みは6月末となっております。

次に、款5農林水産業費、熊本県緑の産業再生プロジェクト促進事業で、繰越額2,546万7,000円です。湯前木材事業協同組合の高性能機械導入の事業分でございます。県補助金の2,176万9,000円と、町の継ぎ足し補助分5パーセント、369万8,000円を合わせた補助金でございます。更新する機械の調達に期間を要するため、年度内完了が困難であり繰越したものでございます。完了見込みは9月末を予定しております。

次に、林業費の熊本県林業・木材産業振興施設等整備事業で繰越額217万2,000円です。上球磨森林組合の品質向上施設装置の事業分でございます。町単独での継ぎ足し補助分2.5パーセント、217万2,000円でございます。更新する機械の調達、設置に期間を要するため、年度内完了が困難であり繰越したものでございます。完成見込みは年度末になるものと予定しております。

次に、商工費のほうでございます。湯楽里機械室設備改修工事で、繰越額が700万円

です。1月25日、機械室内の設備が故障した件でございまして、平成30年度一般会計補正予算第11号で専決させていただいた分でございますが、修理に係る部品が納入に時間が要したため、年度内完了が困難であり繰越したものでございます。なお、4月には工事は完了しております。

次に、土木費のほうでございます。社会資本整備総合交付金事業で繰越額が1,007万5,000円です。町道学校線歩道整備工事の分で、用地に関すること及び熊本地震発生により建設資材等の入手が困難で、年度内完了が困難なため繰越したものでございます。なお、4月には工事は完了しております。

次に、款7土木費の社会資本整備総合交付金事業、国の2次補正分でございます。繰越額が4,570万円です。町道役場線歩道整備工事、町道上里・古城線歩道整備工事、町道の舗装整備工事でございます。国の平成30年度2次補正により採択された事業でありまして、工期的に十分な期間が取れず、年度内完了が困難なため繰越したものでございます。3つの工事とも未契約繰越しでございます。完成見込みは年度末となっております。

次に、浅巻谷川河川改修工事で、繰越額が1,080万円でございます。熊本地震発生により、建設資材等の入手が困難で、年度内完了が困難なため繰越したものでございます。完成見込みは6月末となっております。

次に教育費関係です。小・中学校空調設備改修事業で2,633万円の繰越しです。国の平成30年度1次補正により採択された事業であり、工期的に十分な期間が取れず、設備の調達、設置に期間を要するため、年度内完了が困難であり繰越したものでございます。完成見込みは7月末となっております。

次に、款10災害復旧費でございます。農地・農業用施設災害復旧事業で繰越額が470万円です。上溝災害復旧工事分で工法の変更、また国との協議に時間を要し、年度内完了が困難なため繰越したものであります。なお、4月に工事は完了しております。同じく、災害復旧費でございます。公共土木施設災害復旧事業で繰越額が1,630万円です。町道折戸線第二工区災害復旧工事分で、熊本地震発生により建設資材等の入手が困難で、年度内完了が困難なため繰越したものであります。完成は5月末でございました。一般会計の繰越明許費の総額が1億6,053万5,000円でございます。なお、事業費ごとのそれぞれの財源内訳につきましては、計算書のとおりでございます。以上、説明を終わります。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

○7番（高橋一雄君） 学校の空調設備の設置については、担当課長が十分間に合いますと、胸を張っていた記憶がございまして、7月末というのは、いかがなものかと思いません。いかがですか。

○教育課長（北崎真介君） 十分間に合いますと、胸を張って自信を持って言ったわけではございません。もちろん、実際発注の時点で、機材の調達が難しいということが、やはり出てきて、十分な工期をもって完成させたほうが良いと判断いたしまして、繰越しをいたしました。

なるべく7月末とはなっておりますけれども、早い分はもう今月中にもできるようなところがございますので、最終的に終わった時点で検査を行い、なるべく早くできるようにとは努めております。

○7番（高橋一雄君） 現在、九州地方はまだ梅雨に入っていないくて、逆にもう夏のような感じです。学校のほうに子どもたちの健康管理について、十分指示しておくように要望いたします。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで報告第2号を終わります。

-----○-----

日程第2 議案第23号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○議長（倉本 豊君） 日程第2、議案第23号、「熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第23号について、提案理由の説明を申し上げます。熊本県市町村総合事務組合の一部を変更し、規約を変更するときは、地方自治法第290条の規定により議会の議決が必要になるため、提案するものでございます。詳細につきましては、課長に説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

○総務課長（高橋 誠君） 議案第23号について説明いたします。次のページの新旧対照表をご覧ください。4ページになります。左側が変更後でございます。熊本県市町村総合事務組合規約の一部を、次のように変更するものでございます。

別表第2、規約第3条第10号に規定する交通災害事務の項中「合志市」を削るものでございます。附則として、この規約は令和元年9月1日から施行するものでございます。

以上、本組合の構成団体である合志市が、令和元年8月31日をもって交通災害事務から脱退するため、県下のほかの加入団体と同様、同文議決をお願いされているものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（倉本 豊君） これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。

これから、議案第23号、「熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第3 議案第24号 特別職の非常勤職員の報酬並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（倉本 豊君） 日程第3、議案第24号、「特別職の非常勤職員の報酬並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第24号について、提案理由の説明を申し上げます。

上位法の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、改定される選挙長等の報酬額に併せ、本町の条例の一部を改正するものでございます。詳細につきましては、課長に説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務課長（高橋 誠君） 議案第24号について説明いたします。本年夏に予定される参議院議員選挙の執行に伴い、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正がなされます。

参議院議員通常選挙のある年の定例改正として、最近の物価の変動を踏まえ、投票所経費等の基準額の改正が行われるもので、この改正案には投票管理者等の報酬についても改正がありますことから、本町の条例も必要な改正を行うもので、ご提案申し上げます。

9ページ、10ページの新旧対照表により説明いたします。9ページの中ほどでございますが、投票管理者の日額報酬1万2,600円を1万2,800円、選挙長・開票管理者の日額報酬1万600円を1万800円、投票立会人の日額報酬1万700円を1万900円、開票立会人・選挙立会人の日額報酬8,800円を8,900円、期日前投票管理者の日額報酬1万1,100円を1万1,300円、期日前投票立会人の日額報酬9,500円を9,600円と改正するものでございます。

次に7ページでございますが、附則としまして、この条例につきましては、公布の日から施行するものです。

なお、後ほど補正予算のほうで参議院選挙の事務に要する経費を補正するものがございますが、この改正により影響する額は6,000円となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（倉本 豊君） これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第24号、「特別職の非常勤職員の報酬並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議案第25号 湯前町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する 条例について

○議長（倉本 豊君） 日程第4、議案第25号、「湯前町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第25号について、提案理由の説明を申し上げます。子ども医療費の対象年齢の引上げを図るため、条例等の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、課長に説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

○保健福祉課長（白川一雄君） 議案書13ページの新旧対照表をご覧ください。今回の条例改正は、子育て支援の拡充のため、子ども医療費の対象を、中学校卒業までから高校卒業までに引き上げるための改正でございます。

第2条の定義の改正で、子どもにつきましては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるすべての者とし、対象外とするために、婚姻している者、事実上婚姻関係にある者、また社会保険各法による被保険者で勤労者を除くということで、結婚している方でありませうとか、仕事に就いておられる方は除くということで、子どもを規定しているところでございます。

14ページの附則の改正は、平成27年改正時に字句の誤りがありましたので、今回修正をいたしました。

12ページをご覧ください。今回の条例につきましては、改正分の附則で今回の条例の一部改正は、関係機関との連絡調整の期間を考慮し、令和元年9月1日から施行するというようにしております。

以上で説明を終わります。

○議長（倉本 豊君） これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

○2番（椎葉弘樹君） 全国に目を向けますと、22歳まで無償化にしているところも、中にはあるようです。本町で18歳としている理由についてお伺いいたします。

○保健福祉課長（白川一雄君） まず、これにつきましては、人吉球磨管内の町村の状況でございますが、中学校卒業時までとしておりますのが、人吉市と錦町、あさぎり町、湯前町ということで、4市町ということになります。本町以外は、人口の大きいところになります。多良木町を含めた、ほかの町村につきましては、すべて高校卒業時までと引き上げているということで、今後、錦町、あさぎり町においても、選挙公約等で高校までの引上げが言われておりましたので、そういうふうな動きになってくるということで、本町につきましても近隣の町村の状況を見まして、高校生までの引上げが必要であろうということだと思っているところでございます。

ご指摘の大学卒業時までということになりますと、人吉球磨管内には大学はございませんので、その住所の取扱いでありますとか、いろんな規定の問題もございます。まずは、中学校卒業時までということで今まで運用しておりますので、今回、高校卒業時までの引上げをお願いいたしまして、その状況を見ながら、子育て支援の状況を見ていくということで、今回の改正をお願いしたいというふうに思っているところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） 次に施行日なのですが、9月1日にしている理由についてお伺いします。

○保健福祉課長（白川一雄君） 子ども医療費等につきましては、委任払いということで、窓口での負担がないような、手数が要らないようなところでの手続きをしているところでございます。今後、社会診療報酬機関とか、医師会等にも連絡して、そういったところで、スムーズに行くようなところの期間を取っているところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） 厚労省が出しているデータで、完全無償化のパターンと、一部自己負担のパターン等もあるようです。約3分の1が自己負担の部分をやっている自治体があるのですが、完全無償化した理由についてお伺いします。

○保健福祉課長（白川一雄君） これにつきましては、現在の中学生までの医療費につきましても、自己負担はなしというところでしております。

ご指摘のように、例えば、月1,000円までは自己負担というようなことをしますと、計算が非常に難しくなってくると。いろんな診療機関にかかりますので。そういったことになると、一時的に窓口で払ってもらわなきゃいけないというようなことまで

想定されますので、今回の子育て支援のうえでは、対象者を引き上げるということで、現行の運用のまま高校生まで引き上げて、子育ての支援を行うというところでの改正をお願いするところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） 本町の子ども医療費の助成に関する条例の目的としては、子どもの疾病の早期治療を促進という点と、健康の保持及び健全な育成と子育て支援という部分の2つがあるようです。

本町において、これまで中学校までの無償化をしたときの成果、効果等を確認されていきましたら、いま現状の状況をお知らせいただきたいと思えます。

○保健福祉課長（白川一雄君） これにつきましては、子育てする際の子どもの疾病に関しての医療費の心配がなくなるというところで、現在中学生までで行っているところでございます。これにつきましては、高校くらいまでは自宅におられる家庭も多ございますので、そういったところでの負担も今回の改正により軽減されると。それが数字的にどうかというのは、こちらのほうで詳細な年齢別の資料がございますが、ここに資料を持って来ておりませんので、そういったところでございます。

今思っておりますのが、湯前の子どもたちの虫歯の保有率が非常に高いというところがございます。歯医者にかかるのも子ども医療費の中で手当てができますので、負担がなくなるというところで、学校がない土曜日あたりには是非行っていただいて、虫歯の早期治療をやっていただいて、口腔衛生というのが、将来の健康につながるという意識もございますので、そういったところも含めて、高校生まで含めたいうえで、そういったことも呼びかけていきたいというふうに思っております。

○2番（椎葉弘樹君） 最後の質問になります。本町の総合戦略の中に、医療費無償化という事業項目がございます。それでは、中学生までの医療費の無償化を実施しますということで、戦略で定められています。

今回、恐らくこれは長谷町長の公約によって実現されるものだと思いますが、この総合戦略の取扱い関連について、町長のほうに伺いたいと思えます。

○町長（長谷和人君） 今の総合計画との関連ということでございますけれども、今椎葉議員がおっしゃるように、私、公約の一つとしてこの対象年齢の拡大をするということで、関連付けさせていただいているところでございます。

未来を担う子どもたちの健康保持ということで、健全な育成を助長し、そして子育て支援を目的とするということで、総合計画にのっとったかたちで、今回ご提案をさせていただくということでございます。

○2番（椎葉弘樹君） 総合戦略だと中学生までの無償化をうたっておりますので、これ町長の強い思いで、公約で実現する部分なのかなというふうに私は理解しているので

すが、その戦略との違いについては、どういう思いでこれを提案されているのかについてお尋ねします。

○町長（長谷和人君） 大変失礼いたしました。総合計画では中学校だと、その上の高校までということで、そこに差異があるのではなかろうかと、そういうということですね。大変失礼いたしました。

私としては、その総合計画以上に、今回上乘せをさせていただいておるということで、私としては、その総合計画の中での位置付けも大変重要でございますけれども、今回は先ほど理由を申し上げさせていただいておりますように、子育て支援策ということで、総合計画以上に計画をさせていただいたということで、その部分については、当然、本当は訂正すべき部分があったのかもしれませんが、そういう思いでの提案ということで、ご理解をいただければというふうに思っているところでございます。

○議長（倉本 豊君） 町長、計画じゃなくて、戦略のほうじゃなか。訂正しとったが良くはなか。

○町長（長谷和人君） 大変失礼いたしました。総合計画ではなくて、総合戦略です。申し訳ございません。

○7番（高橋一雄君） 子どもたちの高校生までの医療費の無料化は歓迎するところですが、これは公務員家庭、それからサラリーマン家庭の子どもについては、本当に無料化になりますが、本町では国民健康保険に加入している家庭は無料化ではありません。保護者がその子どもの分の国保税を負担しています。私がこの問題について一般質問したときには、担当課長が財政力のある大きな市などで取り組まれているという説明をされましたが、熊本県でもちょっと人吉球磨のお隣になりますが、芦北町では子育て支援のために、この国保税に関わる子どもの医療費の負担の分、国保税の負担の分、撤廃するということになっています。

町議会の自民党議員の方、よくご存知と思いますが、芦北町といえば、熊本県の自民党の有力な先生もいらっしゃいます。そういうところで、子育て支援のために国保税の改革にも取り組む、今後調査するべきではないかと思いますが、町長いかがですか。

○議長（倉本 豊君） 答弁調整のため休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時27分

再開 午前10時28分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

○町長（長谷和人君） 高橋議員、大変申し訳ございません。私、芦北町のこと承知しておらないところでございますので、一つには、ちょっと今、税務課長のほうに、その芦北町のほうの状況を調べさせていただきたいというふうに思っております。

ただ、今おっしゃっている部分につきましては、その算定の中で、子どもの人数分がその中に入っているのじゃないか、それを抜けというふうな意味合いで捉えていいのかなというふうに私は思ったのですが、ただそうした場合においても、算定の数値は変わりますが、当然その分はどちらかの部分として、計算がなされてない部分として、次の項目か何かを加えてやらないと、その税額自体が成り立ってこないという部分もございますので、そこがどういうふうになるかというのも、一つの宿題になろうかというふうに思っておりますので、そこはちょっと調べさせていただいた後に、また報告させていただくということによろしいでしょうか。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○3番（森山 宏君） 高橋議員とちょっと重複するところがありますが、ここで15歳未満のときにはすべてとあります。18歳以下ですかね、最初の3月31日うんぬんがありますけれども、このときの縛りの部分で、婚姻の事情は分かりますけれども、社会保険法における被保険者、被保険者で勤労者、被保険者というのは普通、勤労者のことを指すわけなんですけど、ここで、被扶養者で勤労者、これは該当しないということになるわけですかね。結局、縛りの部分がちょっと分からないんですよ。

○保健福祉課長（白川一雄君） 元々この条例は子どもを対象としているということですね、例えば婚姻された方はもう大人じゃないですかと、実際中学卒業して働いている方も、それは社会人ではないでしょうかということ、各町村の条例等を見ても、この部分は対象外というふうなことでしてあったものですから、本町も婚姻している方、働いている方については、この子ども医療の中の対象とは、18歳未満であってもしないというところでの改正をお願いしているところでございます。

○3番（森山 宏君） 今、課長のおっしゃることは分かるんですけども、結局、社会保険の被保険者の被扶養者、この被扶養者の方が勤労者というか、ちょっとした仕事に従事されている、ただしこの方は所得税のかからない収入の方、社会保険で言えば扶養に入る方、この方は一応バイト的な仕事なので、一応勤労と見なして対象から外れるということですかね。

○保健福祉課長（白川一雄君） 社会保険確保における被保険者で勤労者ということは、社会保険を実際自分が払っている立派な勤労者という意味でございまして、働いている本人という意味でございまして。

○3番（森山 宏君） 課長、言っているのは、被扶養者、結局被保険者にならんわけですよ。被扶養者の方が、子どもさんが中学校を卒業されて、進学途中でバイトとかい

う仕事に行きよりもすとかいう方が本町にももしもおられた場合、この方は、この18歳未満の内に入らないんですか。被扶養者なんです。ですから、勤労者扱いじゃなく、その方は除外されるわけですか。その確認です。

○保健福祉課長（白川一雄君） 社会保険の被保険者の扶養者というのは、これには、除く対象には入らないと。子ども医療の対象になるという意味でございます。働いている本人は、社会保険に加入される方は対象から除きますということでございます。扶養者は被保険者本人ではございませんので、対象になるということでございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○6番（金子光喜君） 先ほど担当課長の答弁の中にも、歯科診療のことをちょっと言われましたけれども、心配するのが、いわゆる歯医者に行くとお金がかからない、高校3年生まではですね。しっかり歯磨きを家庭で指導されていて、きちんとした口腔管理を小さい頃からやっておられるところはですね、そんなに医療費がかからないのですけども、逆に、歯のことにあまり気を遣わずに虫歯だらけのような、ご家庭での躰とか指導がなされておった場合はですね、かなり将来大きくなってといいますか、高校生くらいになってからの歯の医療費というのが、大きくかかるようになってくるかと思えます。

恐らく、高校生のうちに歯を治療してしまおうというような流れになるのは、必然かと思えますけれども、歯をしっかりと健康に保つような教育といたしますか、家庭での考え方というの、しっかり浸透させていく必要も、ある意味あるのではないかと思います。

これは、健康管理についても同じだと思いますけども、病気にならないような生活を日頃送るとか、そういうしっかり体を守るような教育なり、家庭での周知なり、そういうことを進めていくのもですね、併せてしていく必要があると思えますので、今回、こういったかたちで条例を作られるのは、非常に子育て世代の支援には大きくプラスだと思えますけども、町全体の健康を進めていくということも、一方ではしっかり進めていくべきではないかなということでご意見させていただきました。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第25号、「湯前町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第26号 湯前町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（倉本 豊君） 日程第5、議案第26号、「湯前町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第26号について、提案理由の説明を申し上げます。

上位法の地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による、災害弔慰金の支給等に関する法律が一部改正されたことにより、本町の条例等の一部を改正するものがございます。

詳細につきましては、課長に説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

○保健福祉課長（白川一雄君） まず、湯前町災害弔慰金の支給等に関する条例と、なかなか聞きなれないところがございますので、その内容についてご説明させていただきます。

これにつきましては、3つの内容がございます。暴風、豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給、もう一つが、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給、さらに、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付、この3本柱により町民の福祉及び生活の安定に資することを目的として、条例が定めてあるところでございます。

今回、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律ができて、この災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正が行われ、災害援護資金の貸付につきましては、これは現行、法律で3パーセントと定めておりましたが、この改正により市町村が3パーセント以内で条例において設定できることとなりました。

また、保証人を立てることを必要としないこと、償還方法につきましては、月賦償還の方法も可能となりました。この内容につきましては、東日本大震災時の特例措置も同様の措置が取られておりますので、そのような臨時的な災害の部分に取られていたものが、恒久的な制度変更となったものでございます。このため、本町の条例も一部改正をお願いするところでございます。

議案書の17ページをお開きください。14条の改正でございます。災害援護資金の貸付利率を、保証人がいる場合は無利子、保証人がいない場合は年1.5パーセントとするものであります。第3項は、保証人の規定を新設しました。第15条の改正は、月

賦償還の方法を追加し、根拠法令を整備いたしました。この改正内容につきましては、人吉球磨管内及び熊本県管内のほとんどの町村と同様の内容でございます。東日本大震災時の特例措置も同様のものでございました。

16ページをご覧ください。改正分の附則で、この条例は、公布の日から施行し、法律の改正と同様に平成31年4月1日から適用するというようにしております。

以上で説明を終わります。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

○6番（金子光喜君） この弔慰金の支給を、これまでにされたことについてはありますでしょうか、確認させてください。

○保健福祉課長（白川一雄君） これにつきましては、この条例が昭和49年3月に制定されておまして、その後に事例がありましたら予算化しまして、民生費の中で予算化して、されるというふうに思っておりますが、私今まで、昭和55年採用でございますが、以後経験ございませんので、多分湯前町の大災害というのがですね、これに該当するようなのかなかったのではないかとこのように思っております。

災害援護法では、町の規模によって違いますが、本町のような5,000人以下ですと、30軒以上が焼失したような大火災でありますとか、大地震、いろんな部分についてこれが適用されまして、特例法等の該当になっていくということで、今回幸いにも湯前町においては、今まではこういうふうな大災害なり、大きなものがなかったというふうに思っております。ただ、今後につきましては、地震等がいろいろ危惧されておりますので、早期の整備をお願いするところでございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第26号、「湯前町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第27号 湯前町出生祝い金支給条例の制定について

○議長（倉本 豊君） 日程第6、議案第27号、「湯前町出生祝い金支給条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第27号について、提案理由の説明を申し上げます。子育て家庭における生活の安定に寄与し、子育て世帯の増加、湯前町の人口減少対策あたりを目的にいたしまして、今回出生祝い金制度の創設をお願いするところでございます。条例の制定を行うところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

詳細につきましては、課長に説明をさせます。よろしく願いいたします。

○保健福祉課長（白川一雄君） 議案第27号、湯前町出生祝い金支給条例の説明をさせていただきます。

19ページをご覧ください。この条例の目的として、出生児の健やかな成長を願い、出生児の養育者に対し出生祝い金を支給することにより、子育て家庭における生活の安定に寄与し、子育て世帯の増加、ひいては湯前町の人口減少対策の一助にすることを目的とするものであります。

受給資格として、第2条で、祝い金は、湯前町に住所を有する者が出産した出生児の養育者に支給するとしております。

第3条で、支給金額として出生児1人につき、15万円とするということにしております。

第4条で、これにつきましては、申請主義ということで、町長に支給の申請をするようになっております。また、出生日から起算して1年を経過した日以降は、することができないということで、規定をしているところでございます。

第5条で、支給金の返還、第6条で規則への委任を規定しているところでございます。

この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月2日以後の出生から適用するということとしてしております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

○4番（黒木龍次君） これはお尋ねなんですけれども、ほかの町村はですね、要するに条件として、3年以上とか1年以上居住していなければ、要するに受給資格は発生しないというふうになっておりますけれども、この湯前町の支給条例を見た場合、これは湯前町に住所がありさえすれば、支給の対象になるというふうな理解でよろしいのでしょうか。

○保健福祉課長（白川一雄君） これにつきましては、必要な事項は規則で定めるとしてありますが、規則の中で、先ほど申されましたように、管内の市町村の中では、第1子は10万円が多ございます。その中では、定住が3年ということをやっております、本

町の場合15万円ということにしておりますので、5年以上の定住をする方ということで、しているところでございます。よろしくお願いいたします。

○4番（黒木龍次君） それならばですよ、要するに規則のほうで、この5年というのほうたって、それ以下の場合該当しないと、それは当然でございますけれども、それとですね、要するに前説明があったときは、子どもは等しく生まれてくるわけでございます、これを規則のほうでうたうかどうかは分かりませんが、滞納が無い方というふうな文言を入れる、そういう制約をするというふうな話でございましたけれども、これも規則のほうでうたうというふうなことで理解してよろしいですか。

○保健福祉課長（白川一雄君） 今回新たに設ける湯前町出生祝い金を、滞納がある方にも支給するかというお尋ねでございます。これにつきましては、議会の全員協議会でも意見が出されたところでございます。

出生祝い金につきましては、球磨郡管内では相良村と本町を除く7町村が、既に運用をしているところであります。その条例、規則を調査いたしますと、あさぎり町が滞納者には支給しないとしているところで、ほかの町村では条例、規則の中では、制限は加えておりません。

また、多良木町においては、まず滞納に充当して残額を支給するという運用をしているということでございました。まず、納税は憲法で規定された国民の義務であります。しかしながら、今回の出生祝い金の目的は、子育て家庭における生活の安定に寄与し、子育て世帯の増加、ひいては湯前町の人口減少対策の一助にすることでありますので、本町で新たな生命が誕生したときに、滞納があることをもってのみで、祝い金が支給されるのは生活に困窮している新しい家庭に対して、なかなか忍びないと申しますか、目的から少しずれている面もあるというふうに思いますので、支給の前提条件からは滞納のありを外し、支給にあたって、滞納を解消していただくよう交渉したいというふうに考えております。

このことで、条例の施行規則案と、申請書様式を作成していきたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○4番（黒木龍次君） それならば、要するに、それは表に出なくて、こう言っちゃいかんですけども、暗黙の了解でお互い話し合ってるというふうなことで理解してよろしいんですか。

○保健福祉課長（白川一雄君） はい。町長と協議いたしまして、まず前提条件としての、滞納があることによって出生祝い金を支給しないという文言は削除すると、当初の案からはですね、ところで規則を作っていくということでございます。

○7番（高橋一雄君） 私は、子育てを支援する町の取組を、考えられることは調査、研究して実施するべきだという立場ですが、この条例は2019年、本年度の4月2日から適用ということで、それ以前のご家庭には適用されないということですよ。私は、乳幼

児ばかりでなく大学生も含めて、子どもさんがたくさんおられる方は、やはり子育て支援で大変苦勞されていると思いますので、この条例の適用外になるのではなく、やはり、たった今、課長が答弁したように、忍びないという気持ちを持って、何らかの手当てをするべきではないかと思いますが、いかがですか。

○保健福祉課長（白川一雄君） 今、6月議会でございますが、これにつきましては、平成31年4月2日以後に出生された方ということで、今年度に生まれた方を対象とするところで、条例を制定でお願いするところでございます。

それ以前に生まれた方、いろんな部分については、その人生のそれぞれのステージの中で、課題について、今後また子育て支援について検討していくというところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） 高橋議員の関連の質問になります。本町における湯前町子ども・子育て支援事業計画、平成27年から平成31年度の5ヶ年計画で作成されていますが、この中には子ども・子育て支援事業の中に、この出生祝い金というのは含まれておりません。住民の方も、そういう戦略的にはないのだなあということで理解をされていると思うのですが、これを先ほどの医療費無償化と一緒に、町長の公約によって実現される、計画にないものを町長の公約で実現されることについて、町長のお考えを伺いたいと思います。

○町長（長谷和人君） 計画に載っていないという部分を、今回訂正させていただいているということでございます。

私といたしましては、この子育ての意味として、出生時におきます穏やかな成長を願う、そして子育て世代におきます出産経費等を補助するという意味でございますので、その中に定義付けがなかったと言われればそれまでかもしれませんが、私としては、その部分を曲げて、子育ての中の計画にうたっていないところでございますけれども、お願いさせていただきまして、条例の制定をお願いしたいというふうに思っているところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） そうしましたときに、昨年度に、以前に生まれた方は支給がされなくて、今年度以降生まれた方が対象になるということで、これまでの取組を振り返り、その公平感の部分ですね、そのへんを町長はどのように捉えられていますか。

○町長（長谷和人君） 先ほどの課長の答弁の中で申し上げておりますけれども、それぞれのステージの中で、それぞれの生まれた期間といいますか、年度にあたりまして、それぞれの様々な生き方というか、が変わってくるというふうに思っております。

私といたしましては、今回遅ればせながら、この出生祝い金制度を設けさせていただきましたので、何かのかたちでやはりそれは区別をしないといけないという観点から、今

回、令和元年ですか、4月2日から、平成31年でございますね、4月2日からの制度の適用者ということでお願いしたいというふうに思っているところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） この条例を施行したときに、本町の出生数の目標値というのは、設定されていますでしょうか。

○町長（長谷和人君） 正直申し上げまして、いま現在20人程度でございまして、生まれてくる子どもが、これをどれだけ出生数を伸ばしきるかというところまでは、私としては想定してなかったわけでございますが、これによって先ほどから申し上げております、産みやすい環境を作り出すということで、私としては思っているところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） 5月の全協の際には、担当課長のほうからは、いま現在10人台で推移しておりますので、何とか20人目標に持っていきたいという旨がありましたので、私はこの20人、当面はまず20人を目標にされるのかなと思っていたところです。

担当課長にもう1度伺いますが、これはこの条例を執行したことで、まずは20人を目標にしていくのかについて伺いたいと思います。

○保健福祉課長（白川一雄君） 実は、平成30年度1年間に生まれた方がですね、湯前町で16人でしたが、出産後すぐに1人転出されましたので、実際は15人が残っていらっしゃるというところでございます。

本年4月に入りまして、4月の出生数は0でした。5月15日に初めて、今年度の子どもが1人生まれたと、そういった状況でございます。湯前町の中で、まだまだ子どもを産みやすい環境として、親御さんにまだ認知されていないのではないかと考えております。

そういったところでございますので、希望的には20人というようなのがございますが、それについても大きな努力が要するというふうに思っております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○6番（金子光喜君） 出生祝い金の制定に関しては、非常に喜ばしいことかなという気持ちがございます。

一つお伺いしたいのが、敬老祝い金に関しては、それぞれ現金をお持ちしてお渡しして、長寿をお祝いするというようなかたちでされております。今回のこの15万円に関しても、振り込みになるのか、または町長なり、町の担当が行って、お祝いというかたちで直接手渡しするような想定がされているのか、そのあたりをお伺いさせていただきます。

○保健福祉課長（白川一雄君） 子育て世代の方、大変お忙しい面もございまして、これにつきましては、まず、目録のようなかたちで、できれば町長から直接渡していくような作業ができればなというふうな希望をしております。

実際ときには、本人さんの都合も伺いながら、簡単・便利な方法を取りながら、セレモニ一的なそういったことができればなというふうに思っております。

○6番（金子光喜君） 私もできれば目録等でも構いませんので、しっかりと、そこ
のご家庭に出向いて、町民総意としてのお祝い金の伝達をしていただくような対応
ができればなと思っております。

そうすることで、例えば町の広報誌の中に紹介することもできるでしょうし、町の
町民皆がお祝いする雰囲気醸成されるのかなと思いますので、そのへんの対応を
きちんとしていただくことを願うところです。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第27号、「湯前町出生祝い金支給条例の制定について」を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第27号は原案のとおり可決されま
した。

ここで休息のため休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時59分

再開 午前11時13分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

日程第7 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第8 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第9 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（倉本 豊君） 日程第7、諮問第1号、「人権擁護委員の推薦につき意見を求め
ることについて」、日程第8、諮問第2号、日程第9、諮問第3号は同様の案件ですので、
説明、質疑まで一括して行い、答申は1件ずつ行いたいと思います。

町長の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 諮問第1号について、提案理由の説明を申し上げます。人権擁護
委員の候補者として、推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定によ

り、議会の意見を求めるものでございます。

住所、熊本県球磨郡湯前町2981番地、氏名、山浦たか子さん、生年月日、昭和29年4月10日お生まれでございます。山浦さんは、中部女子短期大学を卒業後、保育士、幼稚園教諭2級普通免許を取得され、昭和52年4月から多良木町役場職員に採用され、主に多良木幼稚園に勤務され、子どもの健全育成にご尽力をされてこられました。人格、識見ともに優れた方ですので推薦したいと思ひ、意見を求めるものでございます。

続きまして、諮問第2号について、提案理由の説明を申し上げます。人権擁護委員の候補者として、推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

住所、熊本県球磨郡湯前町3138番地3、氏名、金山充さん、生年月日、昭和26年7月9日お生まれでございます。金山さんは、熊本商科大学短期学部を卒業後、昭和48年4月から法務省矯正局川内少年院勤務を皮切りに、平成22年3月、法務省矯正局人吉農芸学院法務教官として退職されるまでの間、少年院での改善指導、矯正教育を通じて社会復帰の実現を助けるなど、その職責を全うされております。

このように、人格、識見ともに優れた方ですので推薦したいと思ひ、意見を求めるものでございます。

続きまして、諮問第3号について、提案理由の説明を申し上げます。人権擁護委員の候補者として、推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

住所、熊本県球磨郡湯前町1789番地1、氏名、山内美知枝さん、生年月日、昭和24年5月23日お生まれでございます。山内さんは、県立多良木高校を卒業後、看護師として、熊本県や長崎県の病院に勤務され、自衛隊にお勤めのご主人を支えながら、子育てと仕事を両立させ、患者に寄り添う看護師として活躍され、看護専門学校で講師として看護師の育成にもご尽力されてこられております。

このように、人格、識見ともに優れた方ですので推薦したいと思ひ、意見を求めるものでございます。

以上、諮問第1号、第2号、第3号につきまして、よろしくお願ひ申し上げるところでございます。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

ここで、答申の意見調整のため、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時18分

再開 午前11時24分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

お諮りします。諮問第1号、「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は、お手元に配付してあります意見のとおり「諮問のとおり差し支えない」と答申したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号はお手元にお配りしました意見のとおり、答申することに決定しました。

諮問第2号、「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は、お手元に配付してあります意見のとおり「諮問のとおり差し支えない」と答申したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第2号はお手元にお配りしました意見のとおり、答申することに決定しました。

諮問第3号、「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は、お手元に配付してあります意見のとおり「諮問のとおり差し支えない」と答申したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第3号はお手元にお配りしました意見のとおり、答申することに決定しました。

お諮りします。議案調査、委員会調査のため、明日6月12日から6月13日までの2日間を休会としたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、明日6月12日から6月13日までの2日間を、休会とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、6月14日午前10時に開きます。

議事は、補正予算等を予定していますので、ご参集願います。

本日は、これで散会します。

-----○-----

散会 午前11時26分

第 3 号

6 月 1 4 日 (金)

令和元年第5回湯前町議会定例会

[第3号]

令和元年6月14日
午前10時00分開議
湯前町議会議場

1. 議事日程

日程第 1		一般質問
日程第 2	議案第28号	和解及び損害賠償額の決定について
日程第 3	議案第29号	令和元年度湯前町一般会計補正予算（第1号）について
日程第 4	議案第30号	令和元年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
日程第 5	議案第31号	令和元年度湯前町水道事業会計補正予算（第1号）について
日程第 6	発議第 2号	「新たな過疎対策法の制定に関する意見書」の提出を求める決議について
日程第 7		委員会報告（総務常任委員会、厚生文教常任委員会、経済建設常任委員会）
日程第 8		議員派遣について
日程第 9		総務常任委員会の閉会中の継続調査申し出について
日程第10		厚生文教常任委員会の閉会中の継続調査申し出について
日程第11		経済建設常任委員会の閉会中の継続調査申し出について
日程第12		議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

2. 応招議員

1番 遠坂道太	2番 椎葉弘樹
3番 森山宏	4番 黒木龍次
5番 味岡恭	6番 金子光喜
7番 高橋一雄	8番 黒木喜巳男
9番 山下力	10番 倉本豊

3. 不応招議員

なし

4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

不応招議員に同じ

6. 職務のため会議に出席した者

議 会 事 務 局 長 西 村 洋 一 議 会 事 務 局 主 事 勘 米 良 康 隆

7. 説明のため出席した者

町	長	長 谷 和 人	総 務 課 長	高 橋 誠
会 計 管 理 者	長	愛 甲 正 之	税 務 町 民 課 長	堤 田 真 由 美
教 育 課 長	長	北 崎 真 介	保 健 福 祉 課 長	白 川 一 雄
建 設 水 道 課 長	長	皆 越 克 己	企 画 観 光 課 長	本 山 り か
農 林 振 興 課 長	長	稲 森 一 彦	農 業 委 員 会 事 務 局 長	吉 田 精 二
管 財 防 災 係 長	長	荒 木 龍 二		

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） ただいまから、令和元年第5回湯前町議会定例会、第5日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（倉本 豊君） 日程第1、町長の所信表明に対する「一般質問」を行います。

お手元に配付の「通告一覧表」の順番に、発言を許します。

○税務町民課長（堤田真由美君） おはようございます。出生祝い金条例の審議の際に、高橋議員から国保税の子どもに係る均等割軽減を、芦北町が実施するとの情報をいただいた件について、報告いたします。

芦北町に確認したところ、今年度施行に向け検討中であり、まだ議会にも上程していないということで、詳細は言えませんとのことでした。でも、近々上げられるようなお話でしたので、今後の動きを注視して参りたいと思います。

以上、報告いたします。

○議長（倉本 豊君） それでは、一つ、所信表明の政策で山積する課題をどう解決するか、2番議員、椎葉議員の一般質問を許します。

○2番（椎葉弘樹君） 皆様おはようございます。2番議員の椎葉です。所信表明に対する一般質問を行います。

本定例会の初日に、総合計画の基本構想にあたる、まちづくりの基本方針について質問しました。特に、基本構想は生き活きと輝き誇れるまちづくりが、現在も進行中です。基本構想だけでも、心豊かで活力ある未来創造のまちづくりに改定し、住民幸福度を指標としたまちづくりを推進していただくように、提言しました。本町の課題が山積していることは、執行部だけではなく、議会にも責任があります。今回、所信表明の政策で山積みする課題をどう解決するかを、確認していきます。

1つ目の要旨、住宅建設や宅地分譲、空き家の予防と活用など、安心・安全に暮らすことができるまちづくりをどう考えているかについて、伺います。

所信表明では、生産年齢人口の減少で、町民税や交付税などの収入減少が懸念される、住宅施策は町営住宅の長寿命化、建替えの必要性について検討するとあります。この中に、若者向けの住宅政策が示されていません。

人口減少対策の大きな課題は、若者向け住宅の政策が進まなかったことも一つあります。昨年11月の一般質問で、令和2年度以降も若者向け住宅を進める考えについて、前の町長は、その内容はこれから検討しながら進めていく、総合計画に織り込まないといけ

ない案件、担当課と協議をして指示を出したい、という答弁でした。

そこで、町長にお伺いします。若者向けの住宅政策、住宅建設や宅地分譲をどのように進める考えであるか伺います。

○町長（長谷和人君） 改めまして、おはようございます。先ほどのご質問に対して、お答えさせていただきたいと思います。

まず、若者住宅でございますが、昨年度ふるさと納税を原資といたしまして、1棟3戸でございますか、建設がなされたところでございます。本年度におきましても1棟の3戸ということと、それから外構工事、この工事を行う予定としているところでございます。

併せまして、その建設終了後、募集等を行いながら、その募集状況等を勘案いたしまして、その後若者の住宅を建設するかということは、判断させていただきたいと、かように考えておるところでございます。

それから、一般住宅等につきましても同様でございますが、今後の募集等の、今現在行っております公営住宅、それから町営住宅等も含めながらではございますけれども、募集等の状況を勘案するというのと、それから当然、いま現在町営住宅等も含めまして、住宅戸数が165戸ということでございますが、下水道の未接続、それから耐震性を有しない住宅等もございまして、ここらへんの住替え等も含めました住宅施策が急務かなというふうに思っております。この分野につきましても、新たに住宅の建設を検討していかなければならないというふうにも思っておるところでございます。

それから、分譲住宅等につきましても、当然敷地等の部分も必要となってくるところでございます。先ほど申し上げました状況等も十分確認しながらですね、その計画を行っていく必要があるのではなかろうかというふうに思っております。

ただあの私、前に申し上げたと思うのですが、財政の部分が非常に、もとをたぢます財政の部分が、非常にきつい部分がございますので、そこらへんは優先順位等を確認させていただきながら、この住宅施策を実施していかなければならないというのを、付け加えさせていただきたいというふうに思っております。

○2番（椎葉弘樹君） 私の質問は、若者向け住宅を今後どう進めていく考えかという部分でございます。結局、令和2年度以降については、財政状況を判断しながら進めていきたいという考えで、今のところは、計画はないということでしょうか。

○町長（長谷和人君） 先ほど言いましたのは、一旦その募集等を見ながら、そのところを見たいということを行ったわけでございまして、計画は当然持っているところでございます。

それと、財政の部分もございまして、そこを見ながら建設するというところで、検討していきたいということで、お答えしたところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） 今後検討が進んで、計画が出てくるとお思いますので、この住宅政

策については、来年度以降も継続していく意向はあるということで理解しました。

次に、所信表明では、空き家対策は対象物件の所有者に対して適正管理の啓発と、指導を行っていくとあります。この中に、空き家の活用や空き家の予防が示されていません。本町には約200軒の空き家があります。昨年11月の全員協議会で、今後協議会の設置や空き家対策の計画策定などに取り組む予定であると報告を受けています。

そこで町長に伺います。空き家の活用は、どのように進めていく考えでしょうか。

○町長（長谷和人君） 空き家関係でございますけども、この200軒の空き家の部分の中で、旧耐震ですね、この部分のいわゆる耐震化の部分が、非常に率が高いのではなからうかというふうに想像しているところでございますが、この耐震化の問題のない空き家につきましては、引き続きまして、空き家バンク等の制度によりまして利活用を推進していきたいと、かように考えているところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） 現状の空き家バンクの状況を見ましても、登録物件数が非常に少ないというのが現状です。ここを拡大していくためには、行政が主導で動いていくのには、限界があると考えています。住宅あっせん等の事業等を視野に入れながら、今後進めていく必要があるのかなという思いがあります。

次に、本町には高齢者だけの世帯が400戸近くあります。昨年11月の全員協議会で、一人世帯、二人世帯の空き家予備軍の調査を、空き家対策の計画策定の中で検討するとあります。

そこで町長に伺います。空き家の予防は、どのように進める考えでしょうか。

○町長（長谷和人君） 具体的と言うにはないかもしれませんが、まず空き家にならないような啓発に力を入れていきたいと、かように考えているところでございます。

具体的に、所有者に対しまして、空き家になったあとの様々な問題点をお伝えしていきたいというふうに思っております。例えば、防災上の問題、防犯上の問題、それから衛生上の問題で近隣に迷惑がかかることや、相続的な問題というふうなものもお伝えしていきたいというふうに思っております。

なお、本年度はですね、固定資産税の通知の際に、啓発のチラシを所有者全員に配付いたしましたして、それから、ホームページ上でもこの周知を図っておるということでございます。

○2番（椎葉弘樹君） それでは、2つ目の要旨、商工業への投資、経営者の育成・支援、湯楽里の民間主導など、農林商工業の持続的な発展をどう考えているのかについて伺います。

所信表明では、農商工連携による加工品の開発と生産振興、販売ルートの開拓を創造するとあります。この中に、商工業への施策が具体的に示されていません。

鶴田町政において、2次産業、3次産業に該当する商工業への投資割合は、1次産業で

ある農林業に比べまして、低いものでした。全体予算でいう2、3パーセントといった現状です。なお、本町が人口2,000人少々に移行した場合の、同じような面積を持つ自治体の商工業の予算を見てみますと、7パーセント前後あるようです。

商工会補助金はあるものの、その多くは委託料若しくは助成金相当です。実際の補助事業は、商品券と小規模事業者持続化補助金となっています。商工会の会員数は、平成12年度206人から、平成31年度で130人に減少しています。

そこで町長に伺います。町内所得の循環につながる商工業への投資を、拡充する考えはないでしょうか。

○町長（長谷和人君） 当然、拡充をしていきたいというふうに思っております。

ただ、商工会の事業者の方々のニーズといいますか、その分野が、希望はおっしゃっているわけですが、その具体的な、いわゆる項目、アイテムの部分がよく分かっていないというのが現状でございます。椎葉議員はその部分はお存じかもしれませんが、私としては承知してない部分がたくさんございますので、まずはその部分の実態の把握が必要ではないかなというふうに思っております。

そのためにまず、商工会様との意見交換を行っていきたくと。担当者レベルにつきましては、近日開催させるように指示したところでございますし、私といたしましても、会長と立ち話ではございましたのですが、トップレベルでの会議を行わせていただけないかということで、お願いをしているところでございますので、そういう意味合いでのまずニーズ把握ということから始めさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） 地方創生のバトンは、平成27年度に国から地方自治体へ渡されましたが、どの自治体も大きな成果が得られていないのが実情です。地方創生の原点は、町長が理念で掲げる人づくり、行政主導から住民主導へバトンを渡さなければなりません。これまで議会から指摘してきました民間主導の提言においては、前町長は人材がいればという答弁が続いています。

大手企業であるイオングループの理念を例に挙げますと、教育こそ最大の福祉、これは長谷町長の町民憲章による理念に基づくのと似ている感じがします。まずは、人の宝と書いて人材、この人材を育てることが重要です。

そこで町長に伺います。変わる努力をする中堅若手の経営者、すなわち時代に合った商品やサービスの提供、雇用づくり、賃金を上げることができる事業者、この育成や支援を重点的に行う考えはないでしょうか。

○町長（長谷和人君） 議員がおっしゃるとおりでございますして、農林商工業については、当然経営的な感覚を持って、身につけてもらうというのが大事でございますし、当然やる気のある農林商工業の皆様への投資は必要であるというふうに、私も同様な考えで

おるところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） 本町には、人材育成基金というものもございますので、是非その活用についてもご検討いただければと思うところです。

町長の選挙公約や所信表明では、住民主体、現場第一主義とあります。実際に、地域経済を生み出すのは、行政ではなく民間です。

3月一般質問で、前町長は湯楽里と公社の社長、理事長は、経営手腕を奮っていただく方がいれば、社長は町長や副町長でなくても良いという考えでした。しかし、実現できませんでした。

特に湯楽里は、本町になくてはならない地場産業と観光の拠点であり、雇用の受け皿でもあります。町長には、これから山積する課題や町政運営にご尽力いただかなければなりません。本年度、湯楽里は大規模改修を予定しており、未来を創造する大きなチャンスを迎えています。

そこで町長に伺います。これを契機に、令和時代の湯楽里の経営者は、町長ではなく経営できる方の擁立を目指す考えはないでしょうか。

○町長（長谷和人君） 湯楽里の現在の資本率といえますか、これが90パーセント以上でございます。大株主であるということもございます。今、議員がご質問されているように、当然民間事業者等の参入があれば、大変望ましいことであるというふうに私も思っておりますし、そして民間が参入されることによりまして、当然資本の投下もあり得るのではなかろうかと、それによりまして、湯楽里の魅力も増してくるのではなかろうかというふうにも思っているところでございます。

前町長もおっしゃっておりますけども、社長の部分につきましては、当然民間人からの投与も、私としてもやぶさかではないというふうにも思っております。ただ、先ほどの椎葉議員と平行するかもしれませんが、この人材の確保というのが一番のウイークポイントでございます。そこらへん、あと来年リニューアルしますのが3月までだろうというふうに思いますけども、今回大改修をやっていただくということで、人身も一新するという部分もあろうかというふうに思いますが、その確保ができるという前提のうえでであれば、その動きも可能であろうというふうに思いますが、ここらへん、今ご質問お受けしたばかりでございますので、そこらへんの部分はちょっと濁しをさせていただくということで、ご理解いただきたい、やぶさかではないというふうに私も思っておりますし、またそういうふうな人材がいらっしゃるようであれば、議員の皆様方とも協議をさせていただきながら、その姿を想像させていただきたいというふうに思っているところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） 社長候補としましては2つ、社外から入れる方法と、社内で育成していく方法もございますので、今後検討していただければと思います。

それでは3つ目の要旨、ふるさと納税、マンガのまちづくり、駅周辺、グリーンパレス
一帯、観光など、地域資源の活用をどう考えているかについて伺います。

所信表明では、厳しい財政状況、木材業、酒造業、農産加工業などの豊かな地域資源を
活用し、新しい商品開発を推進する、地場産業振興に大きく貢献するふるさと納税制度も
引き続きPRを行うとあります。ふるさと納税は、財源確保の貴重な手法です。本町で
は、平成27年12月から、さとふるによる運用が始まりました。寄附金は、平成28年
度、29年度に8,000万円を超え、平成30年度は返礼品制限もあり、約3,000
万円と減少している状況です。平成28年12月の一般質問で、ふるさと納税でクラウド
ファンディングを提言しました。同僚議員からも提言していますが、いまだ検討中のまま
です。

そこで町長に伺います。ふるさと納税事業は、商品開発やクラウドファンディングな
ど、今まで以上に力を入れる考えはないでしょうか。

○町長（長谷和人君） 当然財源を確保するためには、ふるさと納税制度というのは引き
続き取り組んでいきたいというふうに思っておるところでございます。

併せまして、現在ポータルサイトで十分な成果を上げてきたところでございますし、昨
年度はご存じのように、返礼品の割合が4割から3割というところがございますので、
そちらのほうに事務の仕事が非常に取られてしまったという部分がございますので、
ふるさと納税額のほうが大きく、3,000万円ほどになってしまったという現況がござ
います。それとポータルサイトの中に埋もれてしまっていると、数多くの自治体が大き
く力を入れてき始めているという部分がございますので、そこらへんをもう少し力を入
れさせていただきまして、引き続きふるさと納税に力を注いで行きたいと、かように考え
ておるところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） ふるさと納税に関しましては、次の高橋議員も質問事項に挙げて
おりますので、そちらのほうで詳しくまた質問をしていただけたと思います。

平成28年12月、そして平成30年9月の一般質問におきまして、ふるさと納税が好
調なうちに、本町のネット販売の仕組みを作る提言をしましたが、検討結果が示されてい
ません。ふるさと納税は、いつまで続くか分からない制度です。人口減少や消費増税など
で、地元消費は今後も冷え込む懸念があります。また、商品の総需要と生産の供給能力を
見ながら、商品開発や設備導入を調査、研究することも重要です。

また、先日関西に行きましたけども、ふるさと会など湯前町出身者の絆をインターネット
で結び、町出身者の総活躍を目指す取組も必要になってきます。

そこで町長に伺います。ふるさと納税制度が終わっても、商品開発や寄附金受け入れな
どを継続できる仕組みづくりが必要ではないでしょうか。

○町長（長谷和人君） 新たな展開、それからふるさと納税がいつまで続くか分からない

というふうな部分でございましたのですが、現在、さとふるという仕組みで、ポータルサイトを利用させていただいているところがございますが、同様なかたちでの運用というほかの会社もございますけども、現在活用しておりますサイトで、引き続き行わせていただきたいというふうに思っておりますし、今椎葉議員がおっしゃっているのは、ECサイトとかという部分のお話かなというふうに思っておりますので、以前どういうふうなことで前町長が回答したかというのは私も記憶してないところがございますが、その部分につきましても、お答えになっていないかもしれませんが、検討する余地はあるのかなというふうには思っております。

それから併せまして、ふるさと会関係ということでございますが、これあの4、5日前の熊日にも載っておったのですが、いわゆる関係人口という言葉で表現されておまして、この皆様方、本町にもJTの皆様なり、それからキャンピングカーとかバイカーの方あたりもお出でいただいております。

こちらへんあたりに、アンケートあたりも、ご意見をお伺いしながら、新たな展開、ご支援あたりもお願いしたいと、そういうのもあるのかなというふうにも思っております。

○2番（椎葉弘樹君） 検討の余地があるという答弁でしたが、これは前町長時代からの引継ぎの課題でありますので、まずは検討をしていただいて、その方向性を見出していただければと思います。

また、湯前町の人口以上に、外に出ておられる湯前町出身者の方も多くいらっしゃいますので、その方々にも応援をいただくような仕組みづくりについてもご検討いただければと思います。

所信表明では、まんが美術館、マンガのまちづくりが、30年近くに渡る取組で、地域経済活性化に貢献できるものへと深化するよう努めるとあります。これまでのマンガのまちづくりは、担当職員にとって、大変なご苦労があったと聞いています。町のPR効果はありましたが、町内所得の循環や住民福祉の向上に十分つながっているかは、今のところ不明です。これまで、費用対効果を検証しないまま、マンガのまちづくりへの投資が30年近く続いています。

そこで町長に伺います。前町長は、マンガのまちづくりを主要政策と位置づけていましたが、長谷町長も今回、主要政策に位置づける考えなのでしょうか伺います。

○町長（長谷和人君） これまで30年近いマンガの取組を行ってきたということで、マンガの町ということで、ほかにない湯前町ならではの取組を行ってきているところがございますので、私も主要政策の一つとして考えているところでございます。

それから、今後のいわゆる地域経済への波及効果というような部分も、私としても深化させていきたいというふうに、取組につきまして深化させていきたいというふうに思っ

ておりますので、この部分につきましては、全国の各自治体でマンガの取組によりまして先進的に、いわゆる経済と結びつけた先進地がありますので、ここらへんを見させていただきながら深掘りをさせていただければというふうに、私としては考えているところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） マンガのまちづくりについても、主要政策に位置づけるという答弁でした。未来創造ができず、投資効果がなければ、マンガのまちづくりも方向転換というのも考えていかなければならないと思います。そもそも、検証や改善がなく、住民や地域経済に浸透しないまま進めていることに問題があります。

そこで町長に伺います。マンガのまちづくりの未来創造は、具体的にどう進める考えでしょうか。

○町長（長谷和人君） 確におっしゃるように、効果の検証というのが足りない部分もあろうかというふうに思っております。私としては、そこらへん、1日限りの漫画フェスタでございますので、やはり前後にあります、これまで行ってきておりますまんが美術館なり、駅前のルールウイングにございますまんが図書館等の取組、ここらへんも含めたところでの相乗効果を、やっぱり持っていく必要があるんじゃないかというふうに思っております。

ただ、私としては、ちょっと言葉がどういうふうに分らないうか分かりませんが、各施設とも単体でございまして、まだ磨きがかかってないというのが現状じゃないかなというふうに思っております。いわゆる有効に活用がなされていないんじゃないかと、何かそういうふうなところも思っておりますので、その分野をもう少し研究させていただければというふうに思っております。

○2番（椎葉弘樹君） その関連で、駅構想について伺います。

所信表明では、終着駅の駅構想を創造し、その構想について調査・研究を行いたいとあります。現在、駅周辺の運営は、指定管理者による積極的なイベント実施で集客に努められています。しかし、課題もあります。建物以外の日陰がない、車いすや足の不自由な方の利用が難しい、ルールウイングの奥は活用できていない、イベント以外での人の交流が少ないなどです。

個人的には、ルールウイングからまんが美術館一帯に、木陰を作り、子育て世代や高齢者の方、障害のある方が、気軽に交流できるコミュニティ公園、街中の森づくりとして整備し、駅周辺の商業施設や店舗と共存できる空間にできないかなど、思いを巡らせています。負の公共施設にならないよう、町内所得の循環にも最大限配慮しなければなりません。

そこで町長に伺います。駅周辺の未来創造は、どう進める考えでしょうか。

○町長（長谷和人君） もう全て、今、椎葉議員がおっしゃっていただいたことを、私も

実は想像しておりました、その中でやっぱり大事なのは、先ほど言いましたように、点で終わってしまっているということをごさいます、そしてそれに磨きがかかってない。お客様が来て、1か所の施設で終わられて、例えば食事が終わったならばそのまま帰っていただいているというふうな現状じゃないかなというふうに私も思っております。ですから、当然子育ての話もされておりますけども、やっぱり魅力を発信していく、そのためには施設の整備が必要になってくる、そのためには財源が必要になってくるという部分がございますので、私としても先ほどおっしゃいましたルールウイングの西側の部分でございますか、こちらのほうも施設の老朽化等もございまして、ここらへんの再開発も必要でもあるし、それから緑地帯の部分も必要であるというふうに思っておりますし、近年、昨年度からでございましたか、桜の開花が行われましたときに、ライトアップされまして、あれも非常に他町村からお出でになっているというふうなお話も聞いております。

こういう、いわゆる新しい、今あります地域資源を、少しだけ角度を変えてあげることによって、魅力が増すと、こういうのがやっぱり先ほど申しましたように、商工会の皆様方からもいろんなお考えがあるんじゃないかなというふうに思いますので、そういうご意見を伺いながら、駅前周辺も更に魅力をアップさせていきたいと、かように考えているところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） 駅周辺には、生涯学習や文化交流、人の交流、図書館、人材育成など、いつでも、誰でも学びを得ることができる人づくりの拠点としても、考えることができると思います。これは、町長の人づくりの理念にも合致するところなので、このあたりも含めて、今後調査・研究を重ねていただければと思います。

所信表明では、湯楽里は町内事業者との連携を図ることで、地域経済への波及効果を促進とあります。

町長に伺います。湯楽里と町内事業者との連携は、具体的にどう進める考えでしょうか。

○町長（長谷和人君） これまで2、3回ほどですけども、湯楽里からバックで、商工会のほうに足を運んでいただくという仕組みづくりもさせていただいた事例があるというふうに、私としては記憶しているところでございます。それが単発で終わってしまっている現状もあるのかなというふうに思っております。

併せまして、私としては逆に言うと、商工会の皆様方も湯楽里を利用するんだと、湯楽里も商工会の事業者の皆さん方を利用するんだと、このマッチングがうまく機能していないんじゃないかと、お互いがお互いをまだ牽制し合っているんじゃないかと、そこに原因が一つあるんじゃないかなというふうに思いますので、これはさっきと同じ答弁になるかもしれませんが、十分そこらへんは商工会の皆様方とのお話、それから農業団体の皆様方ともここらへんの話をしていただきたいというふうに思っております。

具体的ならば、湯楽里にございます物産販売所への商工会の皆様、今も入れていただいておりますけれども、この出品をもう少し、今まで以上の出店者を多くしていただくとか、そういうのも具体的必要じゃないかと、かように私としては考えているところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） 元々湯楽里の設立目的は、地域農業再生の拠点であり、近年では町の観光拠点として動いています。今、町長が答弁でありましたように、その商工会あるいは農業、林業の事業者とのマッチングを積極的に図っていただき、出店等もご検討、調査をいただければと思います。

所信表明では、インバウンドの集客、大学などの合宿を更に誘致するとあります。

町長に伺います。外国人や合宿の誘致をするために、今後どのような対応を考えておられますか。

○町長（長谷和人君） 非常にインバウンドというのは魅力がございます。

一つには、受け入れをするがためには、例えば多国籍語といいますか、ここらへんの整備も必要になってくるんじゃないかなというふうに思っておりますし、湯楽里もしかりでございますが、ほかのいわゆる観光施設、それから文化財施設、ここらへんもそういうふうな表記が必要でもございますし、丁寧な案内板、掲示板あたりも必要になってくるんじゃないかなというふうに思っております。

それから、外国人に併せまして、合宿関係につきましても、既存の、今来ていただいております大学あたりとの連携を更に深めまして、大学の裏にございます、多分いろいろな大学の関連の大学あたりもあられるんじゃないかなというふうに思いますので、そこらへんを、お話をさせていただければというふうに思っておりますし、大会等もそれに伴って何かできないかということで、こちらにいらっしゃる責任者の方とも少しそこらへんの話させていただいた経緯がございますので、そこらへんも探って検討していきたいというふうに思っているところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） 近年では、合宿以外にもバイクやキャンピングカー、キャンプなど、アウトドアの来客も多いです。

町長に伺います。アウトドアに対する未来創造は、どう進める考えでしょうか。

○町長（長谷和人君） これも先ほどと同じ答弁になるかもしれませんが、やはりあの受け入れ体制というのを整備しなくてはいけないという部分がございますので、そこらへんは拡充をしながらでも、更なる活用をさせていただくようお願いしたいというふうに、私としては思っておるところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） このグリーンパレス一帯というのは、先人が築いてくれた貴重な資源でございますので、隣の水上村さんにも負けないような、例えば花がいっぱいとか、何か魅力づくりというのも大事になってくるかと思えます。県内最大の人の交流が

できるような交流拠点を目指すというのも、夢のある考えではないでしょうか。そして、一番重要なのは、せっかく来ていただいたお客様にどう消費をしてもらうかというところが重要ですので、そのあたりのつなぎ込みも調査・研究をしていただきたいと思います。

所信表明では、昨年度に設立された人吉球磨観光地域づくり協議会との連携を強化し、文化財の価値を内外に向けて積極的にPRし、交流人口の拡大による地域経済活性化につなげていくとあります。これらを実現するには、人吉球磨観光地域づくり協議会と同様に、本町の観光事業も行政主導ではなく民間主導にしたほうが良いのではないのでしょうか。近年では、DMOという、観光資源に精通し、地域と協同して観光地域づくりを行う法人という動きもあります。

町長に伺います。本町の観光政策の営業主体、これはどこに担っていく考えでしょうか。

○町長（長谷和人君） 私も、やはり民間主導がベストではないかなというふうに思っております。

ただ、その既存の組織あたりとのですね、出来上がった組織もまだほやほやの部分もございませぬ。ここらへんも、今後どういうふうに展開していただくのか、そこらへんは意見交換等も踏まえながらですね、新たな展開、仕組みづくりというのも必要ではないかなというふうにも思っております。

○2番（椎葉弘樹君） 4つ目の要旨、補助事業の適正化、行財政改革など、健全な財政運営をどう考えているかについて伺います。

所信表明に、行財政改革というキーワードが示されていません。本年度から、第6期の湯前町行財政改革が3年計画で始まりまして。これまでの行財政改革の弱点は、大きく2つです。

1つ目が、政策ビジョンがなく予算ありきで目先の事業に取り組んでいること、2つ目が、速やかな事業検証と計画の見直しができていることです。

町長に伺います。今後の行財政改革は、PDCA、経過報告、計画の見直しを毎年度行う考えはないでしょうか。

○町長（長谷和人君） 第6期の行財政改革計画が策定されたところでございまして、これから、令和元年から令和3年までの3ヶ年間、取組が行われるところでございます。

私も初めて、このできました第6期分の計画を見させていただいたところでございまして、今後どういうふうなかたちでこれが、取組がなされるのかどうか、十分まだ私熟読していない部分もございませぬ。

ただ、今おっしゃるように、毎年度1年間終了しましたのちに、そこらへんの精査といたしますか、検証といたしますか、それをやっぱりしていかなくちやいけないというふうに、

私としても思っているところがございます。

○2番（椎葉弘樹君） ぜひ積極的な事業の見直し、新たな事業展開を図りながら、町民全体の所得向上に努めていただきたいと思います。

所信表明では、人口減少対策をはじめとする様々な政策課題解決のための財源捻出が困難になり、かつて経験したことのない自治体の存続に関わる行財政危機を迎え、とあります。この中に、これまで議会から提言してきた補助事業の適正化が示されていません。現状の補助金は、終期が設定されていないものが多く、年々積み上がっています。12月の一般質問で、前町長は、補助金適正化の指針はできていなかった、住民に対する補助事業の検証を公開することは念頭になかった、検証など勉強させていただきたいということでした。その後、第6期の湯前町行財政改革の中で、単独補助金の再構築が示されました。

町長に伺います。補助事業の適正化はいつ行う考えでしょうか。

○町長（長谷和人君） 現在、この行財政改革の計画がスタートしたところがございます。おっしゃっているような補助金の見直しの部分というの、文言では書かれておるところでございます。これ、どういう位置づけの中で、この見直しというのを行っていくかというのは、いろんなやり方が実はあろうというふうに思っております。

例えばですけども、一律に何パーセント全部物件費はカットしますとかですね、それから集中的にこの分野についてはカットします、それから総合計画の中にございます投資的な事業あたりも、ずっと繰り下げさせますとか、今年度で行いますとかという、そういうふうなやり口があろうかというふうに思っておるところでございます。

先ほどとお話が一緒になろうかと思いますが、そこらへんはですね、補助金の見直しというガイドラインあたりも策定が、私としてもちょっとここらへんはまだ見てないところで、詳しくは申し上げることができないところがございますが、次のステージにあたりますときには、先ほど言いましたやり口も十分考えながら、議員の皆様方とのお話をさせていただけないかと、方法等は十分、今考えているところで、今言うような方法があるわけがございますけども、そのときにいろんないわゆる既得権益なるものが、抵抗というときにございます。この部分も、その中で具体的に各項目を出しますと、当然そういうふうなものが出て参りますので、そこらへんの調整も必要になってくるというふうに思っていますので、ここはそういうふうな答弁でお答えさせていただければというふうに思っているところがございます。

○2番（椎葉弘樹君） 先ほども申しましたように、本町は非常に、まあ本町だけではないのですが、財源捻出が非常に困難になってきていて、かつその存続にも関わるような行財政の危機ということもあります。

各行財政の指標を見ても、そこは明らかになっています。担当課のほうでも、恐らくこ

の補助金の適正化については、プロジェクトを通じて検討が進められていると思いますので、この非常に危機的な状況は速やかに対応していかないと、今後の新しい事業の展開というのも難しくなってくると思いますので、是非速やかなご対応をいただくよう、ここはもう切に、お願いになりますますがやっていただきたいと思います。

所信表明の中に、自立のまちづくりというものが示されています。指定管理者や第三セクターを行政主導で運営することは、指定管理者の受け身の体質を生む要因にもなります。町の指定管理者は現在、湯楽里、社会福祉協議会、観光物産協会、奥球磨スマートタウン研究所、下村婦人会です。第三セクターの中では、球磨プレカットのような企業、株主配当ができるような企業、そういう強い企業を目指すことが理想ではないでしょうか。

町長に伺います。現在の指定管理者は、行政の関与や指定管理料など、指定管理のあり方を常に見直しながら、自立の人づくり、自立の組織づくりを目指すよう指導していく考えはないでしょうか。

○町長（長谷和人君） 各指定管理先との、団体の事業の、それから運営の中身についての部分がございます。そこの内部の部分の中身を、十分やっぱり各担当課が協議させていただきまして、重要かつその必要だと思われる部分につきましては、協議をさせながら、新たないわゆる仕組みづくりといいますか、指定管理料の削減が可能であるならば、そういうふうな部分もできますし、それ以上にその団体が更にバージョンアップしまして新たな分野に進出するといいますか、事業を取り組むというような場合もございます。そこらへんも十分踏まえながら、今後の検討の部分になろうかなというふうに思っております。

ただ、行政側からの、当然先ほど言いましたように、助言的な指導もやっぱり確実にやっていく必要があるのかなというふうに、これはもう大前提、一番大切な部分かもしれませんが、そういうふうにも思っているところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） それでは最後に、総括質問を1点だけさせていただきます。

これまでは、まちづくりの方向性が住民の皆様に見えていませんでした。今後策定される中長期の総合計画には、是非とも長谷町長が描く夢あるビジョンを盛り込んでいただき、政治姿勢が見える戦略に仕上げていただきたいと思います。そして、各計画は速やかに検証、改善しながら、進めていただきたいと思います。

そこで町長に伺います。基本方針と戦略の見える化、町長の迅速な判断と決断、これらを今後やっていただけないでしょうか。長谷町長の力強い覚悟をお聞かせいただきたいと思います。

○町長（長谷和人君） 今おっしゃるとおりでございまして、私もその部分につきましては、議員の皆様方に私の思いを十分伝えさせていただきながら、未来を創造するという町を作り上げていきたいというふうに思っております。

そのためには、私も今、なりましてからまだ2ヶ月も経ってない部分もございます。十分研究させていただき、勉強させていただきながらですね、そしてこれ言い訳でございますけれども、5月初めになりましてから、各団体、事業者様とのいろんな会合等ばかりでございまして、実はまだデスクワークがやってないと。これから、担当課等あたりも交えながら、各課と十分そこらへんのヒアリングを行いながらですね、私が思っている課題、それ以上にある問題点、ここらへんを十分抽出させて、そしてその分の意見を反映しながら、より良いまちづくり、総合計画あたり、戦略あたりにも、持ち合わせて取り込ませていきたいというふうに思っております。

その際につきましては、議会の皆様方と丁寧にその議論はさせていただきたいと、かように考えているところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） 結びになりますが、長谷町長の基本方針と所信表明、そして今回の答弁内容の見える化を踏まえまして、山積する課題を速やかに解決していただくことが、未来創造のまちづくりに欠かせないことを申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○議長（倉本 豊君） これで一つ、所信表明の政策で山積する課題をどう解決するかについて、椎葉議員の質問が終わりました。これより関連質問を許します。

○1番（遠坂道太君） 2点ほど質問させていただきます。

まず第1点ですが、椎葉議員の質問にございますように、グリーンパレス一帯の活用なんですけど、町長としていろんなビジョンを描いておられるかと思えます。特に、JTの森の活用あたりの考えもあるんじゃないかならうかと思えますので、そのあたりの町長としてのビジョンをお聞かせいただきたいと思えます。

○町長（長谷和人君） 湯楽里周辺ということで、グリーンパレスもそのへんに含まれるかというふうに思っております。大きなハード事業は、私としては考えておりません。

やっぱり、各施設にございます部分が老朽化してきておったり、そういうふうな部分がございますので、そこらへんは長寿命化を踏まえながら、そしてやっぱり先ほど言いますように、各、例えばグラウンドゴルフ場、ここらへんも傷んでおります。そこらへんも十分補修しながら、そして利便性が増すようなかたちで、対応ができないかとか、そんな想像しか私としては持っておりませんし、それとやっぱり集客力を伴うために、やはりまだまだそのいわゆるPRといいますか、そこらへんも不足をしておりますので、そこらへんにもう少し力を入れさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

○1番（遠坂道太君） はい。次の質問に移ります。

補助事業の適正化の中で、いま現在、今まで補助事業につきましては、活用されるだけの要項あたりが多かったのではなからうかと思えます。

そこでやはり今後ですね、使いやすいのは使いやすくても、使ったあとの検証な

り、またそのへんのこと、要項あたりの違反とか、もしそういうかたちがあった場合の要項あたりをどう考えておられるのか、そのへんを伺いたいと思います。

○町長（長谷和人君） おっしゃるとおりでございます。これまでは補助金体質の中で、希望がございましたらば、審査を行いまして補助金を流しておったという部分がございます。

今、担当課のほうにも申し上げているところでございますが、新たに実は補助事業の中で、更新をしなくてはいけない事業等がございます。この中で担当課のほうに言っておりますのは、制度設計の中で、制度設計と含めて、あと運用されます中での、いわゆる補助金の適正化の部分も一緒に併せて、一緒に制度設計をしてくださいということをお願いをしているところでございますので、遠坂議員のおっしゃるとおりに私としても、そこらへんのあとの運用のあり方、そしてそれによって、言い方悪いかもしれませんが、効果が上がってない場合についての指導、監督ですか、そこらへんもちょっと厳密に、その制度設計に盛り込むようにということで、指示をしているところでございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

「ありません」の声あり

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで1番議員の一般質問を終わります。休息のため、暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時02分

再開 午前11時14分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。ただいま、日程第1、町長の所信表明に対する一般質問の途中です。

一つ、町民憲章について、高橋議員の一般質問を許します。

○7番（高橋一雄君） 長谷新町長の所信表明に対する一般質問を許可いただきましたので、通告内容にしたがって、新町長のお考えを伺いたいと思います。

最初の質問は、町民憲章についてです。町民憲章が、本庁舎の東側に掲示されていません。私は、この町民憲章、実際のところ長い間眠っていたのではないかと考えています。30年以上前に本町が制定した町民憲章を、なぜ長谷新町長で光を当てられたのか、その思いを改めて伺いたいと思います。

その前に、まず執行部に質問いたしますが、これまで町民に対して、あるいは児童・生徒に対して、町民憲章を住民自治意識の向上とか、子どもたちの郷土愛の向上のために、活用したことがあったのかを質問いたします。

○総務課長（高橋 誠君） 町民憲章につきましては、これまで広く、常時町民の方

にお伝えしてきたというところではなかったかなと思っております。総合計画または町勢要覧、そういったところに、町民憲章は載せながらしてきたところもございません。

今後、また町長もこの町民憲章に基づくところで、所信表明も作られているというところを考えますと、この町民憲章をまた改めてですね、町民の方にもお示ししながらいけたらなと思っております。

○教育課長（北崎真介君） 町民憲章ができた当時のことは、今ちょっと調べておりませんので分かりませんが、ここ数年来、町民憲章をもって、いろんな教育を学校で施したということはないと思っております。少なくとも教育委員会のほうから働きかけはしておりません。

○7番（高橋一雄君） 私が指摘したとおり、長い間ほこりを被って寝ていたのだと思います。ほかにも調べましたら、ちゃんとホームページには町の紹介のところで掲載されていました。

町長が所信表明で、この憲章を基本姿勢と将来像として尊重すると述べられています。議会初日にも説明がありましたが、改めてその思いを、答弁を求めます。

○町長（長谷和人君） この町民憲章、私の解釈でございますけれども、私としてはこの町民憲章は、国でいう憲法に値するのではないかと、そういうふうに私としては解釈しているので、皆様方のいろんな解釈があらうかと思っておりますけれども、私はそういうふうに考えたところでございます。

でありますので、私が選挙期間中にやっぱり訴えるならば、この憲章を基にしながら、これからのまちづくりを担っていくというのが、ごく簡単でございますして、総合計画にも先ほどおっしゃったホームページにも全部載っておりますして、実は目に触れることが非常に、場面的には一番トップページに来ている部分がございますので、この部分については、実は皆様が見落としておったと。私は掃除をする機会がございまして、先ほどおっしゃった東側の部分に、立派な建物がございまして、それから町政の80周年でございましたか、70周年でございましたか、あのときにも予算を立てさせていただきまして、きれいに作り替えたという部分がございますので、私はごく当たり前として、この憲章を使わせていただいたということでございます。

○7番（高橋一雄君） 私は、新町長になってから改めて東側の掲示を見て、何か想像以上にきれいだなと思っていたのを、今説明がありまして、やはり自分の不明があったのだと反省をするところです。

町長のお考えを伺いました。これからも、現在述べられた初心を忘れず、町長がキャッチフレーズとされた「心豊かで、活力があり、未来を創造するまちづくり」を進めていただきたいと思います。

質問を続けます。町長が憲法という言葉が発せられましたが、憲章というのは国連憲章とか、あるいは日本のオリンピック担当大臣が読んでいないと答弁したオリンピック憲章など、その理念、希望を述べたものだと思います。

私は、町長の所信を具体化するためには、あるいは最近我々がよく使う言葉、見える化する、先ほども椎葉議員が2回ほどおっしゃいましたが、見える化するものとして、町民憲章をさらに進めて、例えば町民自治条例を作ってはどうか、と提案したいと思います。私たち議会のほうでは、議会基本条例の明文化、議会改革を進めているところです。執行部、役場職員にとって、全体の奉仕者としての立場を再確認し、町民と手をつなぎ、協働のまちづくりを進めるということ、高らかにうたうことになるのではないのでしょうか。

町長いかがでしょうか、答弁を求めます。

○町長（長谷和人君） 今おっしゃったのは、住民自治基本条例を制定する考えはないかということだろうと思います。

私としましては、先ほど申しましたように、町民憲章をもって、この4年間まちづくりに励んでいきたいというふうに私は思っておりますので、現時点ではその条例についての制定は考えていないところでございます。

○7番（高橋一雄君） 私は、議員特別研修で、人吉相良藩にゆかりのある静岡県牧之原市の前市長の話を伺いました。議会、住民と協力し合って、自治基本条例を作られた話を伺いました。

湯前町の課題、平成から令和に変わりましたが、課題が消えてなくなったわけではありません。その課題の実行、先ほども椎葉議員から強く求められましたが、その課題を実行するのに全力を尽くしていただきたいのですが、住民と協働でまちづくりを進める、その一助として町長に資料のほうをお渡ししましたので、今後検討をいただきたいと思います。

次に、子育て支援について、質問いたします。私は、本町の子育て支援が遅れていることを指摘し、遅れを挽回して、トップランナーになるくらいの施策の充実を求めてきました。

今回の議会は、新町長になって初めての定例議会、臨時議会に続く定例議会となりましたが、子どもの医療費無料化の年齢引上げ、出生祝い金制度が議会において可決されたことを歓迎いたします。そのほかには、保護者が負担する学校給食費への助成を公約されています。

私の持論は、義務教育は無償とすると日本国憲法に定めていますから、国が責任を持って給食費を無料にするのが当然であります。喫緊の課題である子育て支援、少子化対策を本町で進めるためには、自治体が取組みなければならないというもの

です。

一方、これまで本町執行部は、周辺自治体が給食費の無料化や一部支援を始めていることを把握しながら、本町では取り組む姿勢がなかったと認識しています。長らく本町の幹部であった長谷町長もご存じだと思います。私は、全額無料化を主張していますが、新町長が一部支援を打ち出したことは評価しています。

なぜ保護者の給食費負担を軽減することを、明らかにされたのか質問いたします。

○町長（長谷和人君） 今回、学校給食の一部補助ということを表示させていただいているところでございます。

これは、私が選挙期間中に、いろんなお話を各方面で聞かせていただいた中で、そういうご意見があったということでございますので、それを反映させていただきたいというふうに考えているところでございます。

○7番（高橋一雄君） 前の町政では、子どもが食べる給食については、保護者が負担することが当然ではないですかというような執行部の姿勢でしたが、新町長が町民の声を聞く中で、生活費も苦しい中で、やはり他町村のようにどうにかしてほしいという声がかすぶっていたのではないかと思います。声を聞いたと、はっきりおっしゃいました。

一部支援ということですが、どのようなスピードで、どのくらいの支援を考えているのか、お考えをお聞かせください。

○町長（長谷和人君） いま現在、担当課と協議中でございます。その詳細につきましては今後の対応ということで、その内容が決まり次第ですね、議会のほうにもお示しさせていただきまして、その動きを始めさせていただければというふうに思っているところでございます。

なお、その内容の一つといたしまして、私は一部補助でございますので、高橋さんが思ってたらっしゃるのは、ちょっと違いがあるかもしれません。ただ、私としては、なるべく、私は所信表明の中でも言っておりますし、子どもは地域の宝でございますので、当然その中で、私としても助成はするべきであるという見解の下で打っております。

それからやっぱり、先ほど言いましたように、予算とのにらめっこ、財源等もございません。そこらへんも踏まえながらですね、金銭化もしくは現物化とか、そういうふうなところで検討をさせていくということで、お答えをさせていただければというふうに思っているところでございます。

○7番（高橋一雄君） 隣の水上村では、新町長が給食費の無料化について提案し、議会の中で喧々譁々の議論がされて、実施されることになりました。議員の中にも様々な考え方があると思いますが、執行部のほうでは、私は速やかに調整して提案していただきたいものと考えます。

次に、福祉施策について、補助金見直しのプロジェクト答申について伺います。補助金見直しの職員のプロジェクトが答申されたことは、先の一般質問でも私が質問いたしました。その時の答弁では、有識者の諮問を受けて、そして新しい町長が決断をするという内容であったと思います。

私は、補助金というものは、産業育成とか成長の呼び水、支援であり、必要を過ぎたものは見直しすることにやぶさかではありませんが、今回のプロジェクトで出された答申を見ますと、ほかの事業で補えるようになった補助は要らないということは当然ですが、ほとんどの事業は継続のような状態でした。

その中で、福祉に関する助成、これは先に言った補助金とは意味が大きく違っていると思いますが、前回の一般質問で言いました障害者福祉年金、そして敬老祝い金のほうが、見直しが言われています。担当者のほうでは、喜ばれている制度だと認識しながら、見直しが言われています。

有識者の諮問が行われると思いますが、私は、今度の新町長は、平成16年の湯前町の行財政改革のとき、私が北海道の夕張のように破綻した自治体ではないのに、何で財政再建と言わなければならないのか、町民に正確な言葉で言うべきではないですかというようなことを言ったと思いますが、そのときの本町の財政再建を担った人物でありますから、私は大変心配しております。ですから福祉、先ほどの敬老祝い金、障害者福祉年金、プロジェクト答申を町長はどう考えているのか、非常に危惧を感じます。

町長のお考えを、答弁を求めます。

○町長（長谷和人君） 先ほど高橋議員は、先進地研修の時のお話をされておるんですけども、行財政再建、再建に至ってない町村なのというふうな話だったのでんですけども、あの当時は、ちょっと質問とそれるかもしれませんが、合併を結局選ばなかった、選択しなかったということで、当時においてはですね、個々の町村において自立をしなくてはいけないというふうな現状の中にあっただけです。

今でも変わっていませんが、財政的には非常に厳しい部分が、本町としてはあります。そこを射るためのいわゆる言葉として、再建ぐらいやって、使って、そして立て直してこようという意気込みを、あの中に文章として作らせていただいたという経過がございます。だから、今この湯前町が、私としてはあるのじゃないかと、ちょっと過大過ぎるかもしれませんが、私としてはそういう思いで当時計画書を作らせていただいたという経過がございます。

併せて、今回のほうの中での、いわゆる計画、見させていただいたんですけど、私先ほど椎葉議員のほうにもお答えさせていただいたんですけども、この行財政改革、平成31年の3月にできておまして、私がいなくてできております。この中身について触れ

ますけども、町単独の補助事業の施策の再構築という中で、その文言等がありますけども、今おっしゃっている敬老祝い金、障害年金の廃止のお話なんか、ここには出てきていません。

これから、この担当課とここらへんの部分を十分協議させていただきながら、この扱いについても検討させていただけないかなということ、私としては現時点では考えているところでございます。

○7番（高橋一雄君） ただいまの町長の答弁は、反問権のような感じがいたしましたが、議長いかがですか。

○議長（倉本 豊君） 反問権じゃなかよ。答弁たい、答弁。

○7番（高橋一雄君） 分かりました。

○議長（倉本 豊君） 質問をどうぞ。

○7番（高橋一雄君） 何度も言いますが、障害者福祉年金は障害者の方に大変喜ばれています。そして、敬老祝い金のほうは、お年寄りに喜んでいただいているのと同時に、本町では平成16年頃は現金でお渡ししていましたが、現在では商工会の商品券でお配りして、それは商工会加入の事業者にとっては、地元商工会の活性化のために非常に事業者からも喜んでいただいているものと、私は思っています。ですから、当事者、もしこの事業を見直すにしても、当事者の方の声をよく聞き、そして決断していただきたいと思います。

町長、そういう態度で臨まれますでしょうか。

○町長（長谷和人君） 先ほど答弁したのと一緒でございまして、私としてはこの再構築の中に、そういうふうな見直しの部分を書き込まれておりまして、この敬老祝い金とか障害者福祉年金を、今、高橋議員がおっしゃっているのも、私としてはそれに対しては答えできないということでございますので、この担当課と十分協議をさせていただきながら、この部分が土俵に上がるかどうかというのは、私は、即答は避けさせていただきたいというふうにお答えしているところでございます。

○7番（高橋一雄君） 次の質問に移らせていただきます。

独自財源について、ふるさと納税については、先ほど椎葉議員も質問されましたが、私はふるさと納税について前にも質問したことがあります。本町が球磨郡の中で、ふるさと納税、すばらしい結果を残してきたことを認め、職員のその努力を労いたいと思います。これは聞きましたら、本当にふるさと納税、まだ周辺自治体が本気になっていないときから協力隊の方に専任していただき、そして商品開発、それから都会の人のほうもまだふるさと納税がよく周知されていないときに、湯前町が都会の人の検索に引っかかるように知恵を絞って作り出してきた、その成果がふるさと納税の本町の寄附金に繋がったと思っています。

これからは、総務省のほうが自治体を監視して、今までのようにルール外れの自治体に対しては、厳しいペナルティがあります。

本町では、本町の財源として、地方交付税というのは貴重な財源で、交付税を犠牲にしてまでやるようなことは到底考えられませんが、今後もこのふるさと納税を活用して、自主財源を少しでも多く確保するということは、本当にこれから子育て支援等に、事業に財源が必要なときに、自助努力で確保できる財源として、本当に頑張ってもらいたいと思いますが、聞くところによりますと、以前は協力隊の方が専任して仕事にあたられていたそうです。ですが、何か今では、ほかの仕事もしながらとかという話を聞いていますが、どうなのでしょう。

○町長（長谷和人君） 昨年度、今高橋議員おっしゃったように、ふるさと納税額が大きく減額されてしまったということでごさいます、非常にそこらへんにつきましては、今後の対応策をやはり講じなくてはいけないのかなということで、ご指摘のとおりでごさいます。

今後、そこらへんの要因等も十分調べ直す必要があるんですけども、例えばおっしゃるように、従事する職員体制も一つ問題なのかなというふうにも思っております。今、引き続き、地域おこし協力隊あたりも採用枠を、今募集をしているところでもごさいますし、または専門的に専従の嘱託職員というのも任用していく必要があるのかなというふうにも思っているところでごさいます。

○7番（高橋一雄君） 是非とも専任でやれるような体制、湯前町の自主財源を少しでも増やす仕事ですから、そういう方向で検討する必要があると思っております。

また、今まではふるさと納税というと、返礼品の商品の開発でした。本町でも努力されて、前回聞いたときには、一般の農家の方が出す商品が向こうのほうの、さとふるのほうで立派な商品として認められた、そういう努力もされています。

ところが、これからのふるさと納税は、その商品の魅力とは別に、湯前町に寄附したださる、その動機を強く動かすような企画が必要だと思えます。それが、クラウドファンディングのような、ふるさと納税のあり方だと考えています。

クラウドファンディングについては、町民の方は耳慣れない言葉だと思いますが、インターネットによって日本でも広がりましたが、本来、日本でもこのクラウドファンディング的なお金の集め方はごさいました。例えば、お寺が焼けたとき、大きなお寺が焼けたとき、そこのお坊さんが全国を回って、信者の方からお金を集めてお寺を再建した、これがクラウドファンディングの原型だそうです。そして、クラウドファンディングを始めたのはアメリカですから、運営会社がアメリカ系かもしれませんが、日本の新聞社などもこの運営会社に名前を連ねていますから、信頼できる運営会社を探すこともできるのではないかと思います。

それで、クラウドファンディングは、こういう目的でお金を集めますから、お金を寄附してくださいという仕組みですから、湯前町の魅力を知っていただき、湯前町でこういう事業をやりますよ、やはりそこにはほかの町で取り組んでないような取組を発想しなければならないと思いますので、職員の方は自分の頭で考えるということが強く求められて大変だと思いますが、町長が職員を励まして是非そういう取組になるような、ふるさと納税にさせていただきたいと思いますが、町長自身も今の役場職員の中で先輩にあたり、役場職員は先輩として背中を見てきたと思いますが、これからは町長として自分たちをどう使ってくれるかを見ていると思います。

そのことも含めて、クラウドファンディング自体とは少しずれてきましたが、そういう自主財源を作る取組についての町長のお考えを、答弁を求めます。

○町長（長谷和人君） 高橋議員のおっしゃるクラウドファンディング、非常に私としても、このふるさと納税の一つの手段としては、私としてもそこは賛成するところでございます。

ただ、世の中にはかなりグレードの高いといいますか、例えば今、熊本城の復興ですか、こういうのは魅力的な、自分たちもそういうことで、熊本城の再建に構築することが叶ったというふうなことで、非常に大きな投資効果を生み出しているんじゃないかなというふうに思うんですけども、本町において、このいわゆるクラウドファンディングに必要な、適当なプロジェクトといいますか、ここらへんが私としては現時点では立案といいますかね、そこらへんがどうかというふうにも思っておるところで、逆に、私が発想がいけないのかもしれませんが、皆様方からそういうふうな何か良い魅力あるプロジェクト事業といいますか、そういうのを教えていただければ良いのかなと。並大抵の事業では、当然投資をしていただくお方がいるかなというのが、私としての一つの不安材料といいますか、やったとしてもご破算になる可能性があるのかなと、そういうふうにも思ったりするところでございますので、視野には入れてはおきたいというふうには思っておりますけども、そういうふうな言葉で回答させていただきたければというふうに思っているところでございます。

○7番（高橋一雄君） ふるさと納税のほうは、高額所得者の方が、自分の税を、住んでいるところに支払う税を節税するためには、大変有利な制度になっていますので、高額所得者の利用が多いかと思えます。

一方で、このクラウドファンディングというのは、お金持ちじゃなくてもいいんですよ。一口100円とか、1,000円とか、そういう少額の寄附で、インターネットで多くの方に知っていただいて、寄附をいただくというものですから、本当に湯前町が独自にこういうことに取り組んで広がっていけば、一人は小さな金額かもしれないですけど、大きな金額になるものと考えます。

私の悪い癖としても、湯前町の魅力については、自分で長年、阿蘇は良いな、天草は良いなという感じで、持ってなかったんですけども、観光客の方から言わせれば、いろんな魅力があると言われていまして、そこは、町外の方の知恵も伺いながらも、取り組んでいけば、まだ自治体でクラウドファンディングに取り組んでいるところはないと思いますので、何か自主財源の一つになる糸口となるのではないかと提案してみました。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長（倉本 豊君） これで、高橋議員の一般質問が終わりました。4項目まとめて関連質問を許します。関連質問ありませんか。

〔「ありません」の声あり。〕

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで関連質問を終わります。

以上で、日程第1、一般質問を終わります。

-----○-----

日程第2 議案第28号 和解及び損害賠償額の決定について

○議長（倉本 豊君） 日程第2、議案第28号、「和解及び損害賠償額の決定について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第28号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。1月4日に発生した、公用車事故について、事故の相手方との和解及び損害額が整いましたので、議会の議決を得る必要があります、提案するものでございます。

職員の運転する公用車の事故であり、安全確認を怠る不注意が原因となる事故でございます。大切な町の公用車を傷つけ、また相手方にも相当なご迷惑をおかけしたことでございます。ここに深くお詫び申し上げる次第でございます。誠に申し訳ございませんでした。

なお、詳細につきましては課長に説明をさせます。よろしくお願いたします。

○総務課長（高橋 誠君） 和解及び損害賠償額の決定について、ご説明させていただきます。議案書のほうをご覧ください。20ページでございます。

平成31年1月4日午前9時20分頃、本町職員が公用車を運転し、湯前町役場と保健センターをつなぐ渡り廊下を横切る際、保健センター側から来た相手方の自動車に気付かずに衝突したものでございます。

この事故については、損害賠償額の決定をし、和解することになりました。運転者、和解の相手方、それぞれ記載のとおりでございます。

損害賠償額の額については、5万6,400円、和解事項につきましては、当事者双方、今後本件に関し、一切異議を申し立てないことを約するというものでございます。今回の事故の、本町職員と和解の相手方の責任割合は、本町職員の左右確認が不

十分であったことが主な要因ということでございまして、過失割合は本町職員が6割、和解の相手方が4割ということで示談が成立しております。よって、損害賠償の額は、和解の相手方の修繕料の部分で、9万4,000円の内の6割分である5万6,400円を、町が和解の相手方に支払うものでございます。一方また、本町の公用車の修繕料は76万1,098円で、相手方の保険料から、4割分、30万4,439円を収入しております。

5月にも休日ではございましたが、高速道路において、職員が運転する私用車の事故が発生しておるところでございます。死亡事故にもつながってもおかしくないような大きな事故でございました。今後も、町職員に対し、交通安全の意識の再確認を促し、自動車学校での運転技能講習、学科講習の回数も増やしたいと思っております。気の緩みのない運転、交通法令遵守に更に進め、私も含め、公用車、私用車ともに交通事故の防止を図って参りたいと考えております。

公用車による事故を発生させましたこと、また賠償金を支払うことになりましたこと、誠に申し訳ありませんでした。深くお詫び申し上げますとともに、気を付けて注意を促したいと思っております。

以上で説明を終わります。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり。〕

○議長（倉本 豊君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」の声あり。〕

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第28号、「和解及び損害賠償額の決定について」を採択します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

議案の都合上、これにて昼食のため休憩とします。

-----○-----

休憩 午前11時53分

再開 午後 0時59分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

日程第3 議案第29号 令和元年度湯前町一般会計補正予算（第1号）について

○議長（倉本 豊君） 日程第3、議案第29号、「令和元年度湯前町一般会計補正予算（第1号）について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 令和元年度湯前町一般会計補正予算（第1号）の提案理由の説明を申し上げます。

一般会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,148万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を28億8,209万1,000円とするものでございます。主な補正予算の内容は、屋外分煙施設工事費、指定緊急避難場所整備工事費、イベント実行委員会補助金、参議院選挙事務費、プレミアム付商品券事業、出生祝い金、植木地区用水路改修工事、社会資本整備総合交付金事業費、小・中学校英語検定料補助金、防火水槽設置工事、地方債の補正などでございます。

詳細につきましては、課長に説明をさせます。どうぞよろしく願いたします。

○総務課長（高橋 誠君） 一般会計補正予算（第1号）の主な内容について、ご説明いたします。議案書の事項別明細書の歳出12ページをご覧ください。

款2総務費でございます。項1総務管理費の目1一般管理費でございます。工事請負費は、屋外分煙施設整備工事費500万円は、望まない受動喫煙を防止する目的の改正健康増進法により、来月7月から第一種対象施設である学校、児童福祉施設、病院、行政機関の庁舎など、屋内はもとより敷地内禁煙とされますが、屋外で受動喫煙を防止するため特定屋外喫煙場所を設置することができるということから、今回、役場、改善センター、海洋センター、小学校、中学校の5箇所に設置を計画したものでございます。

今回の補正で、特定喫煙場所を設けることが可能という、小学校、中学校を含めたところで予算計上しましたんですけれども、私の予算査定での判断も甘かったと反省しておりますが、直近の近隣町村の情報では、設置しない学校もあるということから、私の考えでは例え第一種施設の学校とはいえ、健康影響が大きい子どもが通う学校施設の敷地内での喫煙は全くできないのではという認識で、校長または教育委員会のほうに判断を再度確認していたところでございますが、本日小学校、中学校のほうが、設置はしないということで回答をいただきましたので、そのようにさせていただきたいということでございまして、この500万円の予算の内、小学校、中学校分は執行しないということでご理解をいただければと思っております。次に、負担金補助及び交付金は、公務災害補償基金協会に納める負担金の算定があり、決定がありまして、当初予算と8,000円の差がございましたので、不足額を計上しました。

また、補正額の財源内訳の国県支出金4万9,000円ですけれども、球磨川水系防災・減災ソフト対策等補助金分で、一般財源へ充当できる金額がございましたので財源を更

正いたしました。

目5財産管理費、需用費の修繕料10万円は、公用車5年リース車1台が満了を迎えますので、今回再リースを行わず現物を残存価格で購入するもので、その購入時の車検時における修繕費用、併せて、役務費の車検手数料、自賠責保険料等々組みまして、また備品購入費で公用車購入費94万1,000円を、それぞれ計上いたしました。また、委託料の登記委託料10万円と公有財産購入費143万9,000円は、議案説明資料1ページと2ページも併せてご覧いただきたいと思っております。昨年、平成30年度において、指定緊急避難場所整備用地として購入した旧小川製材所跡地の隣接した一角に、ほかの方の所有の残地がございまして、その残地分も購入したうえで整備を行いたく、土地の購入に要する経費を計上いたしました。工事請負費は、先ほど申しました指定緊急避難場所整備工事費2178万3,000円を計上しました。これは、アスファルト舗装、無停電式防犯灯、ヘリポート1箇所を行います。財源は、歳入のほうで計上しておりますが、県の球磨川防災・減災ソフト基金事業3分の2の補助金を受け、残りは緊急防災・減災事業債での充当を行います。補償補填及び賠償金5万7,000円は、先の議案で説明しました職員による公用車物損事故における相手方との和解による相手方の自動車修理代の賠償金を計上しました。

目6公有林管理費、委託料9万9,000円、公有財産購入費19万9,000円は、公有林に隣接するところで、経営意欲のない森林所有者の林地の売買相談があつてございまして、公有林として管理したが良いと判断するところでして、その購入経費を補正計上いたしました。

次に、目8防災諸費でございます。需用費の消耗品費46万2,000円、印刷製本費57万円は、小・中学校向け防災講習会、自主防災組織への図上訓練用地図印刷に係る経費を計上しました。財源は、歳入のほうで計上しています県の球磨川防災・減災ソフト基金事業3分の2の補助事業での実施としております。委託料は、災害対応工程システム委託料5万5,000円ですけれども、当初予算で存目計上しているものですが、ICT情報化の防災への取組の一つと捉えておりまして、大雨、台風襲来のほか、地震など大きな災害発生時の職員が行う災害対応業務をタイムライン化して、パソコンやタブレットなどで把握できるシステムでございます。災害時の業務を熟知していない職員でも、必要な情報を確認できるというものでございまして、全国的に導入の呼びかけをされており、熊本県も県下市町村に導入を推奨されておりますことから、今回計上いたしました。次に、備品購入費ですけれども、災害時備蓄用備品購入費158万6,000円は、マンホールトイレ、避難所用ユニット畳、投光器、冷風機を購入するものでございます。これも、県の球磨川防災・減災ソフト基金事業3分の2の補助事業での実施としております。

次に、目9企画調整費、共済費、賃金、旅費については、ふるさと納税事務と地方創生

事業の事務を補助していただく臨時職員の2ヶ月分の雇用に係る人件費を計上しました。次に13ページでございます。節8報償費、節9旅費の普通旅費、節11需用費の消耗品費、燃料費、節12役務費、以上、当初予算で計上していた地方創生推進交付金事業、補助率2分の1の事業ですが、それぞれの節の予算を更正減額し、委託料の各事業に組み替えまして予算調整を行いました。これは、昨年度より引き続き、地方創生推進交付金事業の移住定住促進を目的とした事業でございます。子育てコミュニティカフェ運営委託料21万7,000円、デジタル工作教室運営委託料25万2,000円、まんが体験教室運営委託料82万4,000円、町内見学ツアー運営委託料23万2,000円を計上いたしました。財源は、歳入のほうで計上しています国庫補助金の地方創生推進交付金（漫画・アニメ事業）17万4,000円の補助事業での実施としております。次に、負担金補助及び交付金、地方創生推進交付金事業に係る移住者助成金は、東京一極集中の是正及び地方の担い手不足のため、東京23区在住者または通勤者で、熊本に中小企業などに就職して、移住した者に対する移住支援金を支給されるものでございます。支給額は、1世帯100万円というものでございますが、負担率は国が4分の1、県が4分の1、市町村4分の1となっております。歳入の県補助金、地方創生推進交付金（移住・起業・就業タイプ）に75万円を計上しております。

次に、目10地域活性化事業費です。企画観光課職員の産前産後休暇取得のため、臨時職員の雇用が必要であるため、節4共済費、節7賃金、節9旅費に、それぞれ4ヶ月分を計上いたしました。次に、報償費と旅費でございますけども、マンガを活用したまちづくり事業検討会外部有識者会議の謝金7万4,000円、そしてマンガ活用の優良事例視察に要する旅費60万円を計上いたしました。負担金補助及び交付金は、漫画フェスタ実行委員会への補助金62万9,000円を計上しました。

次に、目11情報通信管理費、委託料は、昨年度まで湯前町ICT利活用推進協議会の事業で実施していたシニア向けパソコン・タブレット・スマホの相談事業を、外部委託での運用を行うための経費64万4,000円を計上し、負担金補助及び交付金のICT利活用推進協議会補助金29万9,000円は、全国的なICT利活用事例、あるいは今後普及していくであろうAIやIoTといった分野での農林業ほか産業全般への活用など、有識者または実践者をお呼びしての講演会などを計画するものでございます。

次に14ページでございます。項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費は、昨年平成30年6月から町民係の職員が病気休暇をしておりますが、再度、7月から9月までの3ヶ月間の療養期間の延長が必要ということでございまして、嘱託職員の報酬39万2,000円ほか、人件費分を計上いたしました。

項4選挙費、目3県議会議員選挙費及び15ページの目4町長選挙費は、統一地方選挙において無投票であったため、期日前投票及び当日の投開票事務の経費など、不用額を更

正減額しました。歳入の県委託金の選挙費委託金も、更正減額しております。

目5参議院議員選挙費は、7月に実施される見込みの参議院議員選挙に係る選挙管理委員などの報酬、16ページになりますが、期日前投票事務、当日の投開票事務に要する経費、総額405万1,000円を計上しました。また、今回、備品購入費に、投票用紙の交付ミスを防ぐための投票用紙自動交付機を2台購入する予算を計上しました。なお、歳入に、県委託金377万6,000円の選挙費委託金を計上しております。

項5統計調査費、目2指定統計費は、来年度に実施される国勢調査の準備にあたる今年度の調査区設定における県委託金、そして工業統計調査委託金、学校基本調査、経済センサス調査事務費の委託金の決定がありましたので、調査事務費に必要な経費への充当を調整のうえ、補正計上しております。なお、歳入のほうで県委託金8万9,000円を補正計上いたしております。

次に17ページでございます。款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、障害福祉サービス制度改正に伴うシステム改修委託料45万4000円は、幼児教育無償化に伴う障害児支援利用者負担の無償化に対応するためのシステム改修、また消費税改定及び処遇改善に伴うサービス報酬改定に対応するためのシステム改修に要する経費を補正計上いたしました。扶助費は、障害者補装具交付金事業扶助費82万5,000円で、今年度の申請相談件数から不足額が見込まれますことから補正計上いたしました。なお、歳入のほうで、障害者自立支援給付費国庫負担金41万2,000円、県負担金20万6,000円、そして国庫補助金42万円を、それぞれ補正計上いたしております。

次に、目4国民年金費でございます。年金生活者支援給付金システム改修委託料5万2,000円は、10月の消費税率引上げに伴い、年金生活者支援給付金というものが低所得者、経済的な援助を必要としている者に対して給付されるもので、支給要件を確認する場合の所得情報データ判定の表記の方法を変更させるというものでございまして、今回電算システムの改修経費を補正するものでございます。

次に、目6プレミアム付商品券事業費は、議案説明資料3ページを併せてご覧下さい。10月の消費税率引上げが予定されますが、低所得者、子育て世帯の消費を喚起・下支えるために発行するものでございます。次に、節3職員手当から節12役務費は、発行事務に係る事務費、委託料のプレミアム付商品券事業販売事務委託料154万1,000円は、商品券印刷、販売事務などを町内事業所に委託するものでございます。また、プレミアム商品券事業システム改修委託料110万2,000円は、購入対象者の条件判断をさせるための電算システムの改修の経費でございます。負担金補助及び交付金は、購入予定者1,200名分のプレミアム分、600万円を計上いたしました。

次に、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、報償費でございます。出生祝い金300万円は、町内に住所を有する出生児の養育者に対し、出生児1人につき15万円を支給す

るものでございます。今年度は、20名分の予算化をお願いするものでございます。次に、委託料、子ども子育て支援システム制度改正対応業務委託料168万5,000円は、10月から幼児教育無償化の子育て世帯を応援する新制度が実施されることから、電算システムの改修が必要となっておりますので補正するものでございます。なお、歳入には、民生費国庫補助金に補助率10分の10、168万4,000円を計上しております。

次に18ページでございます。款4衛生費でございます。項1保健衛生費、目1保健衛生総務費、こども医療費助成金100万円は、これまで医療費無料化の対象範囲を中学3年生から高校3年生までに引き上げて拡充するものでございます。施行日は、9月1日としております。

目2予防費、健康管理システム制度改正対応業務委託料56万1,000円は、風疹に関する追加対策で、特に抗体保有率が低いとされる現在の39歳から56歳の男性に対し、抗体検査・予防接種を促進するための施策を実施されます。それに伴い、電算の健康管理システムを改修する必要がございますので、補正をお願いするものです。なお、歳入の衛生費国庫補助金に、補助率2分の1、28万円を計上しております。

次に、款5農林水産業費、項1農業費、目2農業総務費でございます。負担金補助及び交付金、湯前町農業再生協議会補助金7万9,000円は、経営所得安定対策推進事業分、水田産地化総合推進事業分、この2つの国庫補助金の決定に伴い事業費を減額調整し、そして担い手対策支援事業を新たに盛り込み、新規就農者の担い手農家を対象とした研修などの事業実施を行いたく、補正計上をお願いするものでございます。

次に、目5農地費でございます。植木地区用水路改修工事820万円は、議案説明資料4ページを併せてご覧下さい。平成30年から3ヶ年の延長3.8キロメートルの工事でございますが、国・県から今年度の工事費に追加配分できる財源に余裕があるとのことで、補正計上するものでございます。なお、歳入のほうで、県補助金の国・県合わせた70パーセント分、530万8,000円を、そして受益者分担金に地元負担分10パーセント、82万円を計上し、地方債のかんがい排水事業債180万円を、それぞれ計上いたしております。

次に、目6農村環境改善センター管理費、改善センター等改修工事実施設計業務委託料699万9,000円ですが、建設後25年の同施設でございますが、地震等の大規模災害時を含め、避難所としての活用として、施設の天井と空調・照明設備の改修を行うもので、今回、実施設計に要する費用を補正計上しました。なお、歳入に、町債の緊急防災・減災事業債に同額分を含め計上いたしております。

項2林業費でございます。目1林業振興費、林業成長産業化地域創出モデル事業補助金625万円は、木材の生産等の森林情報整備、流通販売等の需要拡大、林業労働者の安全

対策などの事業を予定しております。なお、歳入にて、農林水産業費県補助金に624万9,000円を計上しております。

次に、款6商工費でございます。項1商工費、目3観光費でございますが、県南広域観光連携事業負担金10万円は、県南地域10市町村のそれぞれ負担金が決定されましたので計上しました。また、人吉球磨観光地域づくり協議会負担金（事務費分）でございますけれども、146万2,000円は、この事務局に、錦町・あさぎり町・多良木町から役場職員がそれぞれ1名ずつ出向し業務に当たっており、その人件費分を構成町村9町村で負担するものでございます。

次に19ページでございます。款7土木費でございますが、項1道路橋りょう費、目1道路維持費、委託料、歩道整備に伴う建物等調査業務委託料50万円は、町道上里古城線歩道整備に伴うもので、該当物件の宅地の土地評価でございます。また、工事請負費5,999万8,000円は、国のほうから、今回、令和元年度の社会資本整備総合交付金の配分結果の内示がございまして、当初予算で存目計上していた町道浜川中猪線の町道舗装修繕工事、そして、町道上里古城線歩道整備工事を、それぞれ計上いたしました。なお、歳入のほうで、社会資本整備総合交付金の土木費国庫補助金、また地方債の道路整備債のほうを計上いたしております。

次に、款8消防費、項1消防費、目2非常備消防費のほうでございます。消防退団者永年勤続報奨金5万3,000円は、退団見込数の差異があり不足額を計上いたしました。

目3消防施設費、防火水槽設置工事1,549万9,000円は、2箇所の設置を予定しております。1つ目は、昨年度購入した土地でございますけれども、本年度整備する指定緊急避難場所整備でございます。旧小川製材跡地のほうに1つを設置し、2つ目は野中田3区の竹工場に隣接する町道に設置するものでございます。歳入のほうですが、消防費国庫補助金、球磨川水系防災・減災ソフト対策等補助金の合計838万8,000円を充当いたしております。

次に、款9教育費でございます。項1教育総務費、目2事務局費、小中学生英語検定料補助金40万8,000円は、議案説明資料5ページを併せてご覧いただきたいと思いません。熊本県が行う中学校英語検定チャレンジ事業という中学3年生を対象とした英語検定受験料の補助事業に取り組むことに併せ、本町は小学校の英語授業導入も進むことから、小学生から中学生まで幅広い学年での英語検定の受検に支援を行うこととして、補正計上をお願いするものでございます。なお、歳入のほうに、教育費県補助金、中学3年生の受験料だけの補助金3分の1になりますが、4万9,000円を計上いたしました。

次に、項2小学校費、目1学校管理費、修繕料35万円は、小学校体育館の多目的トイレの故障が生じておりますので、補正計上しました。

項4社会教育費、目1社会教育総務費の財源更正は、歳入の教育費県補助金において、

地域学校協働活動推進費補助金の交付決定がございましたので、一般財源との財源更正を行いました。

目3文化財保護費、需用費の修繕料45万円は、文化財消火設備配管故障など、修繕予算に不足額が見込まれますので、補正計上しました。また、委託料は、御大師堂保存修理工事設計業務委託料499万9,000円を計上いたしました。来年度以降の工事を予定しているものでございます。なお、歳入のほうに、財源となる土木費国庫補助金の社会資本整備総合交付金249万9,000円、そして地方債のほうで文化財施設整備事業債250万円を計上いたしております。

次に、目4美術館費でございます。美術館特別展事業委託料378万円は、夏休みの実施時期を計画しておりますけども、全国的に名高い漫画家たちの当時のアニメ文化を築いた時代を展示した特別展を企画しましたので、その予算を計上いたしました。

次に20ページでございます。款5保健体育費、目1保健体育総務費、需用費のスポーツ推進委員消耗品費24万2,000円は、今年度4月に推進委員の方々の入れ替えもあっておりまして、ユニホーム等の購入予算を補正計上いたしました。

次に、目2体育施設費、B&Gプール修繕工事設計業務委託料210万円は、議案説明資料6ページをご覧ください。海洋センタープールの本体の経年劣化におけるヒビ、表面剥離などの修繕、照明のLED取替修繕ほか、財団の修繕助成金の交付決定がございましたので、その工事に要する詳細設計を実施するため補正予算を計上しました。なお、実施設計が終了次第、次の議会において、歳入のほうで財団修繕助成金と、歳出のほうで修繕工事費の補正をお願いする予定でございます。工事の実施時期は、秋から冬場をかけて行う予定でございます。

次に、歳入の説明でございます。9ページをご覧ください。歳出説明の際に説明した以外のものを説明いたします。

款10地方交付税、特別交付税250万円は、特定分煙施設整備の経費に対する財政措置分を計上いたしました。

11ページをご覧ください。款19繰越金に、今回の補正財源として3,227万1,000円を計上いたしました。

款21町債に、それぞれの投資的事業に充てる起債を調整して計上いたしました。

次に、6ページをご覧ください。第2表、地方債の補正でございます。起債の目的ごとに、今回の補正予算で、緊急防災・減災事業債、かんがい排水事業債、道路整備事業債、文化財施設整備事業債について、それぞれ変更の補正を行うものです。これにより、歳入町債の合計が、1億2,890万6,000円となるものでございます。

以上、説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

○6番（金子光喜君） まずですね、1点目ですけども、旧小川製材所跡地の購入も出ておりますけれども、実際あそこに行ってみましたときに、支障物件といいますか、残っているところが、今回出ているところだろうなということで感じたところですけども。もう1点ですけども、ちょっと全体的に狭いのかなというのが、第一の印象でありました。あそこを将来的に、小川製作所跡地を購入して、そしてそこを防災の拠点としたいというふうな話があつてですね、まあ様々に利用を想定されておつたと記憶しております。

現状の災害時はですね、様々な対応を考えますと、いろんな災害があつたときですね、支援に来られるボランティアの方の駐車場であつたり、例えば自衛隊の派遣があつたら自衛隊の駐車場であつたり、また、熊本地震の時もそうでしたけども、避難された方が車中泊をされるような流れがあつたりして、駐車場というのは、非常に重要な意味があつたりですね、結構大きなスペースを要するのかなと感じているところです。その時にちょっと狭く感じましたので、もしできれば、周辺、ちょっと農地がありましたのでそこへも合わせて購入していただいて、広くするような流れの検討もしていただければということで、ご質問させていただければと思うんですけども、担当課長はどういうふうにお考えでしょうか、お伺いします。

○総務課長（高橋 誠君） 議員言われますように、大きな災害時の避難場所として改善センターを予定しております。

ここについては、避難者、またはボランティア団体、または言われるように、自衛隊の派遣等あれば、待機を願うところの場所の確保ということで、去年購入させていただいて、今年度3分の2の県の補助金を使って整備させていただくところです。

車、普通車で言いますと、ヘリポートを除いたところで、70台ほどの確保ができるというところでありまして、それ以上の駐車場、待機所、避難場所といいますか、そういったものを確保するとなれば、またそれ以上の土地も確保せんといかんなど思います。その近隣周辺なのか、また別のところなのかというのは、今後あるんでしょうけども、今回はこのスペースだけを確保したいということで、整備費のほうを上げさせていただきました。

○6番（金子光喜君） もちろん今回整備される分に関しては、非常に町の対応としてはいいかたちで防災拠点ができるのかなということで感心しているところですけども、ただ民家との距離とか、様々に考えたときに、ヘリポートも併設されるということでしたけども、距離とか、ぎりぎりの距離なのかなと感じているところです。そういうところも含めまして、今回整備するにあたって、周辺の農地も含めてご検討いただければということで、ご意見したところでした。

今回の整備と併せて、ご検討も含めてお願いしたいということで、お話しさせていただきました。以上です。

○2番（椎葉弘樹君） 関連で、12ページの指定緊急避難場所整備工事について伺います。

昨年の7月の全員協議会におきまして、このヘリポートの申請等は航空法等も影響してくるということで、まあ詳細をしっかりと調べたいということで、この課題というのは本日に受け継がれているわけなんですけど、まずこのヘリポートの必要性について伺います。

○総務課長（高橋 誠君） 今ヘリポートと申しますか、ヘリが降りられる場所というのが、本町においては、潮地区の町民グラウンドがございます。そこがあるんですけども、避難所からの距離、また街中にもヘリを降ろせるところございませんので、ここにも必要だという判断で、ここにヘリポートを計画したところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） 平成29年3月31日現在の熊本県地域防災計画によりますと、本町のヘリポート指定がしてあるのが、その先ほどのグリーンパレスと小学校と中学校合わせて3つになっています。

この3つがあるけども、今回もう1つ必要になるのはなぜでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） やはり中心市街地の住宅が密集するところに、やはり1つ必要だということがございます。また指定避難所というところで、改善センターも隣接するところでございます。

大きな目的は、やはり中心市街地の中心部に1つ必要だということで、判断したところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） 町村の面積当たりのヘリポートの数を、ちょっと計算してみました。

一番ヘリポートが整備されているのが錦町で、だいたい7平方キロメートル当たり1個のヘリコプターの発着場となっております。本町は今、5番目ぐらいの位置づけにありまして、本町の面積が48平方キロメートルですので、3か所で計算しますと、16平方キロメートルに1つということになっています。

今回ですね、整備されるヘリポートの発着場の基準ですね、基準といいますのは、大きさ、大・中・小のいずれなのかとか、あるいは夜間飛行というのはどうするのか、そのへんの仕様というのは決まっていますでしょうか。

○管財防災係長（荒木龍二君） はい。今、椎葉議員の質問に対して回答いたしません。

今回整備するヘリポートですけれども、場外飛行場ではない位置付けで、臨時的なヘリポートということで今回考えております。この臨時的なヘリポートと申しますと、訓練では使わないと、本当に有事のときに使うヘリポート、緊急的なヘリポートというところで、緊急性のあるときに使用していただくというふうに考えております。

す。

それと、先ほどの質問で小学校、中学校、それと町民グラウンドと、場外飛行場なんですけれども、ここに関しましては、ヘリコプターが降りるときに、散水をしないといけないという状況があります。グラウンドのほこりで、ヘリコプターが傷むので。そういうところのこともありますので、今回舗装をしたヘリポートを整備させていただけないかというところです。

以上です。

○2番(椎葉弘樹君) 今回、アスファルト舗装をするということなんですが、私昨年9月の一般質問の若者向け住宅の質問の際に、その小川邸跡地というのが、商店や駅、役場に近いかということから、宅地分譲にも最適なのではないかとご提案をさせていただきました。その時の町長の答弁は、将来的にそういう可能性があるということでした。

ということは、今回この宅地分譲に使わないということでありましたら、何かそのほかの代替案等は、宅地分譲に関してはあるのでしょうか。

○町長(長谷和人君) 代替案ということでございますけども、当然、隣接地あたりが、圃場整備が完了している農用地区域等につきましては、難しい部分があるかと思いますが、隣接地あたりで、そういう優良な物件等がございましたらば、代替として持つてくる必要もあるかなと思いますし、私としては、その分譲の話をしますと、やるかやらないかは別にいたしまして、これまで行ってきております森重西でございますか、あそこの隣接地の横が、実は圃場整備が済んでないところもございますので、そういうのもあるのかなというふうには考えているところでございます。

○3番(森山 宏君) 金子議員と椎葉議員と重複しますけども、このヘリポートの問題ですね、ヘリポートで確かにグラウンドは散水しなければなりません。そのときには、ポンプ車が要ります。常時といいますか、アスファルトにしてあると、小石の飛散とかなないので確かに良いです。このときに出てくるのが、さっき椎葉議員もおっしゃったように、夜間の発着はヘリの場合はできません。高架、電線等があるところには、ヘリポートは進入路で制限されます。このときに、大きさ的なやつを質問されたと思うんですけども、この平米数が分かりませんし、このときに防火水槽も設置されると。防火水槽とヘリポートのところは、駐車場の区域はできないと思うんですが、これではちょっと防火水槽の場所も、それと写真だもんでどのくらいの平米数なのか、それとここで荒木係長のほうに、ヘリは、発着は明け方から夕べまでと理解しておりますけれども、それで間違いないでしょうか。

○総務課長(高橋 誠君) 今、予定しておりますところが、議案説明資料の1ページ目の1714-2という区画の土地の部分の左側といいますか、真ん中より左側

にヘリポートを設置するところでございます。

また、防火水槽につきましては、1714-1の土地の一番右角、下角といいますが、そこに離れたところに設置するものでございます。

あと、夜間関係については、議員お見込みのとおりで、できないとは思いますが、進入角等々、電線ですね、そういったものも確認しております、このヘリポートの場所でできるものと、私は認識しております。

○9番（山下 力君） 屋外分煙施設整備工事について、お尋ねをいたします。

これは、受動喫煙対策を強化するために、健康増進法が一部改正されたわけですが、担当として、課長として、どのような背景があって改正がなされたというふうに分析をされているかお聞かせいただきたいと思っております。

○総務課長（高橋 誠君） 改正健康増進法の規制によって、今回の改正につきましては、吸う者と吸われる者、どちらとも配慮されたものかとは思いますが、特に吸わない方に対しての配慮をしていただく、また副流煙ということで、病気関係の一因にもなりかねない喫煙、分煙というものを、詳しく分離したいというところからのことだと認識しております。

○9番（山下 力君） そのとおりだと思いますけれども、もう少し詳しく言いますと、健康の害、それからいわゆる医療費含めての財政負担増等々があるわけですが、厚生省の2年前の発表で、健康害に対する医療費ですね、喫煙者の健康害に対する医療費が約1兆2,000億円、受動喫煙者の医療費が約3,000億円と言われております。1兆5,000億円強の医療費が、タバコの害として公表をされております。いわゆる国民の医療費全体の3.6パーセントを、2年前の医療費で占めておられるわけでございます。

そういうことで、今回分煙室を設置されるわけですが、その害を少なくするためですね、今、職員でタバコを吸われる方が、20人ぐらいと聞いております。当然、吸われる方もその健康害に対して、あるいは医療費の増に対しては、理解されていると思っております。

私たち人間は、人生を過ごしているときですね、何らかのきっかけで始めたい、やめたいということが多々あります。

今回、こういった増進法が改正されたとき、職員の方、20名弱の方が、この機会にやめたいという方がおられないのか、おられればお聞かせください。

○総務課長（高橋 誠君） 今、役場庁舎の職員の方で、吸われる方、私の把握しているところでは、14名から15名いるかと思っております。その中で、改正法において管理権限者が、やはり職員の健康管理も含めて管理しなければいけないものだと思っております。その管理権限者は、町長なり、私になってくるかと思っております。

職員の健康管理はもとより、先日も病気のほうで我らの仲間を1人失っておりま
すので、そういったことも配慮しながら、今回分煙も強くさせていただきたいと思
っております。また、職員のほうも、ご自身の健康を、この分煙の機会に考えていた
だきたいという、管理者として私の気持ちがあります。以上です。

これを機会にやめたいという職員の把握は、まだ行っておりません。

○9番（山下 力君） 町長にお尋ねしますけども、町長は所信表明で住民の幸福度
を上げたいということも述べられております。いわゆる健康というのは、やはり幸福
度を上げるための1つの政策ではなかろうかと思えます。

町長の今回のこの法改正についての見解をお聞かせください。

○町長（長谷和人君） 今回の分煙関係につきましては、分煙社会をちゃんと築き上げる
という部分もございます。おっしゃるとおりでございます、この機会に、今、喫煙者が
行っているのを、なるべくそっちの方向に向かうよう、私としても指導をしていきたい
というふうに思っている次第でございます。

○9番（山下 力君） その延長で、やはりずっと分煙室があるから吸っていいじゃ
なくて、やはり吸っている職員に対して、あるいは住民の方に対してですね、目標を
掲げさせて、5年先には吸わないようにするとか、10年先には分煙室をなくすと
か、そういういったことも、いろいろ訓示等をしていただければというふうに思いま
す。

それと、今回は、7月から第一種の施設について施行ですけれども、第二種の施設
は湯前には関係する施設があるのか、来年の4月から施行ですけれども、そういう施設
があれば、どのような対策を考えておられるのかお聞かせください。

○総務課長（高橋 誠君） 第二種施設というところでございますが、事業所、工
場、ホテル、旅館、飲食店等指定されております。この中で、公共施設としてのとこ
ろの湯楽里ですね、湯楽里については、この第二種施設でございます。ほかの店舗関
係、個人の事業所、会社等は、この第二種施設になります。

原則、屋内禁煙にはなっておりますけども、喫煙を認める場合は、喫煙専用室など
を設けなければいけない、そういったことが指導されています。これについては、旬
報、広報を使って、また、ホームページも使って周知する予定でございます。

○9番（山下 力君） その中の湯楽里、あそこは平成10年オープンに、健康拠点
の一つとしてあの施設は建設されておりますので、その湯楽里に関しては今どのよ
うな考えをお持ちか、どういう対応を取りたいと考えておられるかお聞かせくださ
い。

○企画観光課長（本山りか君） はい。担当課の企画観光課からご答弁をさせていた
だきます。

湯楽里に関しましては、現在大規模改修の計画を進めておりまして、その中に盛り込むようにしております。早ければ、秋口からの工事着工に伴いまして、設置ができるものと考えております。

○9番（山下 力君） 次に、このタバコの害をなくすため、いわゆる禁煙治療があると聞いております。その禁煙治療も保険適用というふうに聞いておりますので、そのところの、まあ担当のほうからで結構ですから、説明をいただきたいと思いません。どういうものか、禁煙治療が保険適用で、どういう治療をされるのか、分かっておればお聞かせください。

○保健福祉課長（白川一雄君） 禁煙外来というところですね、そういう禁煙の指導をされていると思います。人吉医療センターのほうにあるかどうか、ちょっとはつきり分かりませんが、そういったところであります。その治療の内容自体は詳細まで把握しておりませんので、そういう禁煙外来があつて、タバコをやめたい方についての医療面での指導があつているということは事実でございますので。

○9番（山下 力君） 白川課長、もう少し、いわゆる健康を害するということで、財政負担増になるということで、この健康増進法が改正されましたので、もう少し詳しく調べていただいて、報告をいただきたいというふうに思います。

3割負担で、約1万2、3、000円と聞いております。ですから、町長の住民の幸福度を上げたいということでしたら、治療費の一部助成も考えていいのではないかとこのように思っております。

それから、分煙室を今度整備しますけども、当然昼休みだけだと思いますね、タバコを吸われる時間が。それに職員の方が違反される方はおられないと思いますけれども、そういった方々に対しての処罰というか、簡単なペナルティは考えておられるのかお聞かせください。

○総務課長（高橋 誠君） 現在の社会通念上、仕事中の喫煙はできないような流れもありまして、勤務中の喫煙については、休憩時間、昼休み以外はできないというふうなことで、指示をしようかなというところでございますけども、これを守らない、これは職務専念義務違反になるケースも、全国的には指摘されているところでございます。

勤務時間中の、まあ違反者といいますか、そういった者は、私はないとは思っているんですが、当分の間は、職員の職務専念の義務というコンプライアンスに任せてみたいなど、私は思っております。そして、もし違反する者が出るようであれば、近隣町村の動きもありますけども、何らかの規制を発するようなことも考えなければいけませんけども、そこはなるべく避けたいとは思っておりますけども、職員のコンプライアンスに任せたいと、私は思っております。

○9番（山下 力君） 職員の喫煙者をゼロにするという目標の1つに、職員採用で、もう民間では喫煙者は採用しないという方針を立てている企業もおられます。

地方自治体は、もうそろそろ来年度採用の申込みというか、いわゆる条件等を整備する時期に来ておると思います。

採用条件に、喫煙者は採用しないという条件等は付けられないのかお聞かせください。

○総務課長（高橋 誠君） 私の勉強不足かもしれませんが、そういった条件をされている町村は、全国を見てですね、採用条件に入れておられるかどうかを、ちょっと調査させてもらいたいと思います。

○9番（山下 力君） これは、新聞紙上ですけども、厚生労働省がいわゆる採用側の自由サイドですから条件付けても何ら問題ないということ、新聞紙上で見ておりますので、そこを確認されて、それが正解だったらやはり条件に喫煙者は採用しないということも、盛り込んでいただきたいと思いますが、町長の見解をお聞かせください。

○町長（長谷和人君） 調べまして、もしそういうふうなのが可能でございましたらば、そういうふうにさせていただきたいというふうに思っております。

○6番（金子光喜君） もう1点お伺いしますけども、英語検定の受験料の補助というのが上がっておりまして、先日の厚生文教常任委員会の折にも、担当課のほうから説明がございましたが、かなり熊本県の場合の英語能力の低さというのを感じたところですけども、そういうところで県のほうも力を入れまして、英語能力の向上というのを狙っておられるのかと思いますけども、今回、英語検定に必要な費用の補助のほうを計上されておりますが、検定料があっても、実際教えていただくという勉強する時間というのがないと検定には合格できないのでありまして、学校のほうでも恐らく課外であるとか、別な時間を利用しての学習時間ということを考えておられるのかと思いますけども、今、学校の先生たちの働き方の部分で、授業日数とか時間とかがですね、非常に詰まっております、教える側の時間というのも難しいのかなというのが率直なところです。

現状どういうふうなかたちで、課外の時間を組んだりとか、子どもたちの学習の幅を持たせるというふうな計画をされているのか、ありましたらお伺いします。

○教育課長（北崎真介君） 確かに、授業以外のところで先生たちに負担が掛かっているのは事実だと思っております。

まず、受験対策はですね、読み書きだけじゃなくてヒアリングとかございますので、そういった訓練とかもされたり、受験する際いろんな注意事項がございます、そういった取りまとめとかもされております。

なるべく負担の掛からないように、いろいろ学校のほうでも考えていらっしゃると思いますけども、そういったところで、現在そういった状況でございます。

○6番（金子光喜君） そういったかたちで、受験される子どもたちが合格するか、様々にスキルを上げていってくれるというのは、うれしいことであると思います。

本町でもそういうことが取り組まれて、子どもたちの英語能力がしっかり盛り上がってくれることを願うわけですが、最終的には各町村の合格率だったり、子供の成績の比較にもなってくるのかなと思いますけれども、しっかり町のほうで、指導される先生たちのスキルも併せて上げていく必要があるのかなと思いますけども、そのへんも検討されると思いますけども、いかがでしょうか。

○教育課長（北崎真介君） はい、まずご存知のとおり、今年4月から小学校のほうを、英語研究校として指定しております。

そういったところで校内研修も、まず小学校から中学校への英語教育のスムーズな連携等をするために、進めております。

そういったところで、中学校のほうと小学校のほうの先生方の連携とかも、乗り入れ授業とか招待授業で、できてきておりますので、今後これがまた向上していくのではないかと考えております。

○2番（椎葉弘樹君） 19ページの美術館特別展事業委託料について、伺います。今回、一般財源のほうから、378万円が支出されています。これまでは、補助金をうまく活用しながらの運営がなされています。

例えば今回、市町村振興事業補助金や、市町村振興協会交付金などの補助金はないのでしょうか、お尋ねします。

○教育課長（北崎真介君） 今のところはない状態でございます。

○2番（椎葉弘樹君） そもそもなんですけども、特別展というのは、どの計画に基づいて実施しているのでしょうか。もしくは、その場その場で検討しながらの運用なのでしょうか。

○教育課長（北崎真介君） 基本的には、やっぱり総合計画の教育のところからきているんですけども、その大枠の中で、特別展が必要であろうというところで、毎年開催しているという状態です。

○2番（椎葉弘樹君） この特別展の事業費を見ましたときに、昨年度の事業実績だけを見ますと、入館料172万円に対して、事業費が802万円ということで、約630万円のマイナスです。10年間で見ますと、入館料1,100万円に対して、事業費が7,544万円、6,444万円の赤字運営です。

町長にお尋ねします。このまんが美術館の事業実績を、どう受けとめておられますか。

でしょうか。

○町長（長谷和人君） いわゆる事業効果の分析というかたちになってくるかと思えますけども、最近では特別展ということで、新たな、これまでなかったような人気があるようなマンガが出てきておりますので、集客力は増しておるところでございますけども、一過性で終わってしまっているという部分もあろうかなというふうにも思っているところがございます。

今後は、そこらへんの来館者の伸び悩みというのも今言いますようにありますので、十分そこらへんも踏まえながら、来館者の増という、知名度も向上しながら、そこらへんもすべきではないかなというふうにも思っておりますし、おっしゃるように、検証も十分踏まえながらですね、まんが美術館が地元の経済に効果を表すような部分もやっていかなければならないと、そういうふうにも思っているところがございます。

○2番（椎葉弘樹君） 先ほど教育課長のほうより、総合計画に基づいてという話があったのですが、この特別展の目的であったり、その目標、入館者を何人見込むのかとか、それによってどういう効果が得られるのかという、そういう計画というのは今あるのでしょうか。

○教育課長（北崎真介君） 年間計画、当初するときの年間計画というものはございません。

ただ1回1回ごとに、大体このくらいだろうという内輪での目算とか、そういうものは持っております。

○議長（倉本 豊君） ここで休憩します。休息のため。

-----○-----

休憩 午後2時03分

再開 午後2時16分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

ただいま日程第3、一般会計補正予算についての質疑の途中です。

○教育課長（北崎真介君） 先ほど、目標値についてですが、総合戦略のほうでは、まんが図書館と合算したところの目標値はあります。それは毎年検証しておるところでございます。

ただ、今回の補正の特別展に限りましては、私どもとしましては、3,000人程度を見込んでおります。そのほか、グッズ売上の15パーセント手数料をいただくというふうなところで今、話を進めております。

まだ議会が通っておりませんので、契約もできていませんので、今のところそういった目算で話を進めておるところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） この特別展だけではないのですが、例えば13ページに上げてありますその地域活性化事業の東京へのマンガ関係の出張旅費でありましたり、あとICT関係のまんが体験教室というの、じゃあいったいどういう計画に紐ついている行動なのか、そのへんがちょっと非常に見えにくい部分がございます。

そこで町長にちょっと伺います。これらのマンガ関連のいろいろな事業は、何かの構想や計画に基づくものなのか、それとも今なければ、今後そういうのを策定していくべきなのか、町長の見解を伺います。

○町長（長谷和人君） 位置付けということでございますけども、総合戦略の中の「まんがを核とした魅力あるまちづくりの推進」というのが、一つにはあるわけでございます。

ただ、これも今ご質問があるように、もう少し絞込みが必要であるというふうに私も認識しておりますし、本年度、今回補正予算にも組ませていただいておりますが、先進地研修あたりも踏まえさせていただきまして、マンガを活用した市町村の現状あたりを分析させていただきながら、この指針となるような計画をもう少し作らなくてはいけないのかなと、かように考えておるところでございます。

また、これは将来的なということでの前段をさせていただくところでございますが、これも前々から出ておった話でございますが、このまんが美術館につきましても、民間活力を導入しての運用というの、一つには考えられるのか、それによりまして、手続き論あたりがスムーズにいきますし、いろんな発想で民間の活力によつての、マンガの成熟度あたりも増すのではなかろうかと、そういうところも考えられるところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） 今回、一般財源からの支出が378万円ということで、これは重く受けてもらいまして、町長が進めようとしているそのマンガのまちづくりという主要政策、これを実現するために、しっかりとその指針等を策定していただきまして、住民にも見えるかたちで、こういうマンガのまちづくりを目指しているんだというところを、しっかりと見える化を図っていただきたいと思いますが、それは町長、いつ頃までに指針を策定するお考えでしょうか。

○町長（長谷和人君） これは先ほど言いましたように、予算化をさせていただきますと、なるべく早く検証をさせていただきまして、その後、検証作業を踏まえたところでの指針を作りたいと、かように考えているところでございます。

できましたらば、年度内というかたちにはさせていただければというふうに思っているところでございます。

○9番（山下 力君） 北崎課長、御大師堂の件についてお尋ねしますが、今年設計、来年、再来年で解体、組立という計画だと思います。

ただ、お堂の屋根を見た場合ですね、ちょっと心配するところもありますので、今年どういう対応を考えておられるのか、もしあればお聞かせください。

○**教育課長（北崎真介君）** 一応、今年の、もうそろそろ始めるところなんですけども、シートを被せるか、どこか屋根を被せるかというようなところで、当初予算で一応修繕料として組んでおりますので、早く取り掛かりたいと思っております。

○**議長（倉本 豊君）** ほかにありませんか。
〔「ありません」の声あり。〕

○**議長（倉本 豊君）** ないようですので、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。
〔「ありません」の声あり。〕

○**議長（倉本 豊君）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから、議案第29号、「令和元年度湯前町一般会計補正予算（第1号）について」を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
〔賛成者起立〕

○**議長（倉本 豊君）** 起立全員。したがって、議案第29号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議案第30号 令和元年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

○**議長（倉本 豊君）** 日程第4、議案第30号、「令和元年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○**町長（長谷和人君）** 議案第30号、令和元年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由の説明を申し上げます。

補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ336万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億8,417万円とするものでございます。主な補正予算の内容は、一般被保険者国保税の補正、国保保健指導事業への取組に要する経費などでございます。

詳細につきましては、課長に説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

○**税務町民課長（堤田真由美君）** 議案第30号、令和元年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、説明します。

6ページをお願いします。歳出から説明いたします。

款3国民健康保険事業費納付金、項1医療給付費分、項2後期高齢者支援金等分、項3介護納付金分については、それぞれ、財源更正いたしました。

款5保健事業費、項2保健事業費、目1保健衛生普及費については、国保保健指導事業委託料として、336万8,000円を計上しました。この事業は、特定健診の受診率向

上を目的として実施するものです。昨年度も実施しました。結果、受診率が3パーセント上昇しております。暫定値ですが、受診率は、54.8パーセントほどになるようです。特定健診は、40歳から74歳の方には、必ず受診いただくようになっておりますが、現在370名ほどの未受診者の方がおられます。受診回数や通院履歴などの情報をAIが分析し、受診につながる有効な受診勧奨通知を行い、受診を促すものです。なお、この事業に係る費用は、歳入でも計上していますが、今年度も全額、特別交付金の対象になっていきます。

自身の健康状態を知ってもらうこと、また早期発見に至ることになれば、自身の健康寿命を延ばすことにもつながっていきますので、是非受診を勧めていかなければならないと思っています。また、受診率を上げることは、保険者が努力したといいますか、加入者の努力にもなるかと思いますが、ポイントによって、県から特別に交付金としていただけます。これは、国保税の徴収率もこの対象となっております。また、徴収率は、ほかにも、県からいただける調整交付金の算定にもなっておりますので、7月には今年度の国保税が確定し、来年1月まで、毎月納期があります。徴収率100パーセントになるよう、納期内の納付にもご協力をお願いしたいと思います。

次に歳入の説明をいたします。

5ページをお願いします。令和元年度の国保税の税率につきましては、平成30年度と同率、据置きといたします。6月3日に開催されました国保運営協議会において、審議をお願いし、ご承認をいただいたことをご報告いたします。なお、限度額については、4月の条例改正において、基礎課税分を3万円引き上げていますので、申し添えます。

款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税については、所得の確定により算出しました結果、280万3,000円を更正減額いたしました。減の主な要因は、所得割課税者の減によるものです。その中でも、特に限度超過世帯が社保になられたことも大きく影響しています。

款3県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金については、特別交付金に、歳出で説明しました特定健診受診率向上への取組に対して交付される336万8,000円を計上しました。

款6繰越金、項1繰越金、目1前年度繰越金については、財源として280万3,000円を計上しました。

以上、歳入歳出それぞれ336万8,000円の追加補正となります。説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

○6番（金子光喜君） 国保保健指導事業委託料で、全額国の交付金ということでしたけども、効果のほうは、先ほど聞いたところ3パーセントの上昇につながりました

ということでしたけども、3パーセントって、何人ぐらいおられますか、お伺いします。

○税務町民課長（堤田真由美君） はい、3パーセントではですね、27名が3パーセントにあたります。

○6番（金子光喜君） 私的にはもう少しあってほしいなと思うんですけども、3パーセント程度なのかなと思ってしまうのは私だけかなと思うんですけど、もう少し何か、この委託をしてされているのに、後押しするような対策とか、もう少し増やすような対策はほかにはないのでしょうか、お伺いします。

○税務町民課長（堤田真由美君） はい、特定健診に関しましては、国の目標率が60パーセントとなっております。湯前町のほうが、今56パーセントを目指しております。

それで、この3パーセント上がるということは、対象者が40歳から74歳なので、今年度も800人ちょっとぐらいなんですけども、分母がちっちゃいので、分子が大きくなると、率が上がっていくんですけど、まずはこの56パーセントを目指さなければならないので、この3パーセントというのは、とても非常に大きな、私たちからすれば大きな数値になっていきます。

○6番（金子光喜君） 事務取扱される側よりも、一般的に考えると、もっと増えてくれないかなという、議員側の思いというのもお伝えしたところで質問を閉じます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

〔「ありません」の声あり。〕

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」の声あり。〕

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第30号、「令和元年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について」を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第30号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第31号 令和元年度湯前町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（倉本 豊君） 日程第5、議案第31号、「令和元年度湯前町水道事業会計補正予算（第1号）について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求

めます。

○町長（長谷和人君） 議案第31号、令和元年度湯前町水道事業会計補正予算（第1号）の提案理由の説明を申し上げます。企業債償還金元金の補正でございます。

詳細につきましては、課長に説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

○建設水道課長（皆越克己君） 議案第31号、令和元年度湯前町水道事業会計補正予算（第1号）について、ご説明いたします。資本的支出の補正になります。

第2条、第1款、第1項企業債償還金301万円に、149万6,000円を追加し、450万6,000円とするものです。

5ページをお願いいたします。湯前町水道事業会計補正予算（第1号）見積の基礎により、ご説明いたします。

資本的支出、款1資本的支出、項1資本的支出、目1企業債償還金、節1元金償還金に、企業債償還元金として149万6,000円を計上しました。当初予算計上後、償還元金について、未計上分が判明したため、今回補正をお願いするものです。申し訳ございませんでした。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり。〕

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」の声あり。〕

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第31号、「令和元年度湯前町水道事業会計補正予算（第1号）について」を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第31号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 発議第2号 「新たな過疎対策法の制定に関する意見書」の提出を求める決議について

○議長（倉本 豊君） 日程第6、発議第2号、「新たな過疎対策法の制定に関する意見書」の提出を求める決議について、を議題とします。

本案は、山下議員ほか4名から提出されています。

本案は、会議規則第38条第2項の規定によって、趣旨説明を省略したいと思います。

す。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は趣旨説明を省略することに決定しました。

事務局長に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（西村洋一君） 新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）でございます。朗読します。

過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。しかしながら、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林管理の放置による森林の荒廃や度重なる豪雨・地震等の発生による林地崩壊、河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、いやしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしている。過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和3年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・維持することが重要である。過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実強化させることが必要である。よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先としまして、衆議院議長大島理森様、参議院議長伊達忠一様、内閣総理大臣安倍晋三様、財務大臣麻生太郎様、総務大臣石田真敏様、農林水産大臣吉川貴盛様、国土交通大臣石井啓一様。

以上でございます。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり。]

○議長（倉本 豊君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり。]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第2号、「新たな過疎対策法の制定に関する意見書」の提出を求める決議について、を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。早速、関係機関へ意見書を送付することといたします。

-----○-----

日程第7 委員会報告

○議長（倉本 豊君） 日程第7、「委員会報告」、総務常任委員会における所管事務の調査が終了し、お手元に配付のとおり報告書が議長あて提出されています。

この報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、総務常任委員会の報告を終わります。

厚生文教常任委員会における所管事務の調査が終了し、お手元に配付のとおり報告書が議長あて提出されています。

この報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、厚生文教常任委員会の報告を終わります。

次に、経済建設常任委員会における所管事務の調査が終了し、お手元に配付のとおり報告書が議長あて提出されています。

この報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、経済建設常任委員会の報告を終わります。

-----○-----

日程第8 議員派遣について

○議長（倉本 豊君） 日程第8、「議員派遣について」を議題とします。本件については、お手元に議案を配付しております。

お諮りします。会議規則第128条の規定により、一覧表のとおり議員派遣をしないと

思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、そのとおり議員派遣をすることに決定しました。

-----○-----

日程第 9 総務常任委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（倉本 豊君） 日程第 9、「総務常任委員会の閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

総務常任委員長から所管事務のうち、会議規則第 7 4 条の規定によって、お手元に配りました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

日程第 10 厚生文教常任委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（倉本 豊君） 日程第 10、「厚生文教常任委員会の閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

厚生文教常任委員長から所管事務のうち、会議規則第 7 4 条の規定によって、お手元に配りました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

日程第 11 経済建設常任委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（倉本 豊君） 日程第 11、「経済建設常任委員会の閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

経済建設常任委員長から所管事務のうち、会議規則第 7 4 条の規定によって、お手元に配りました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

日程第12 議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（倉本 豊君） 日程第12、「議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました次の議会の会期、会期日程等議会運営の基本に関する事項、及び前項以外の議長の諮問にかかる事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 以上で全ての議案審議は終了しましたが、ここでお諮りします。本定例会の会議録調製に際し、発言趣旨に変更が及ばない範囲で、字句の整理を議長に一任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。よって、発言趣旨に変更が及ばない範囲で、字句の整理を議長に一任することに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 令和元年第5回湯前町議会定例会を閉会します。

-----○-----

閉会 午後2時46分

この会議録は書記が記載したものであるが、正確を証するためここに署名する

令和 年 月 日

湯前町議会議長

湯前町議会議員

湯前町議会議員